

北秋田市
第3次地域福祉計画
第3次地域福祉活動計画
【令和8年度～令和12年度】



令和8年3月
北 秋 田 市
北秋田市社会福祉協議会

ごあいさつ

近年、少子高齢化の進行や人口減少、地域コミュニティの希薄化などを背景に、福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。加えて、ひきこもりやヤングケアラーといった新たな課題も顕在化し、福祉の課題は一層複雑化・多様化しています。



これまで本市では、「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、北秋田市社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携しながら、相談支援体制の充実や地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い、制度や分野ごとの対応だけでは解決が難しい課題も増加しており、より包括的で切れ目のない支援体制の構築が求められています。

こうした状況を踏まえ、このたび「第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画は、分野横断的な連携のもと、複雑・複合化した課題を抱える方々を支える「包括的支援体制」の充実を図るとともに、住民一人ひとりが地域課題を「我が事」として捉え、主体的に関わり、支え合いながら暮らすことのできる地域づくりを推進するものです。

本計画の理念である「一人ひとりが、地域に関心を持ち、共に支え合いながら暮らすまち」の実現に向け、市民の皆様や地域団体、関係機関との一層の連携を図りながら、互いに支え合い、健やかでいきいきと暮らせるまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた市民の皆様、そして共に計画策定に取り組んでいただいた社会福祉協議会の皆様に心より感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年 3月

北秋田市長 津谷 永光

ごあいさつ

この度、北秋田市行政と一体的に「第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定する機会をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

さて、第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定からのこの8年間は常に大きな社会変化への対応が求められた期間でもありました。世界各地の紛争によってめまぐるしく変化した国際情勢は円安の長期化、物価高騰、エネルギー価格の高騰をもたらした地域生活にも大きな影響が



及んでいます。また、世界的なパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症では、予防のための外出自粛によって人の人とのつながりの希薄化に拍車がかかりました。近年では熊の出没警報の発令による外出自粛も在宅高齢者の生活に影響を与えています。さらに、気候変動による災害の頻発化も大きな不安になっています。

加えて、過疎地域では人口減少と人口構造変化の加速によって地域課題は複雑化・高度化しており、単身高齢者の増加、家族による支援の弱体化によって認知症高齢者や生活困窮者、社会的孤立状態にいる方の生活課題はより解決が困難になっています。機能を停止した自治会町内会の出現や民生委員児童委員の欠員地区も増加しており、これからの地域づくりを進める上でも大きな課題になっています。

こうした中で社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図る団体」として位置付けられている社会福祉協議会が果たすべき役割はますます重要になっています。

しかし、一方で社会福祉法人を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。主な収入源となる報酬は公定価格によるため他産業との賃金格差が顕著となっており、福祉人材不足も喫緊の課題になっています。引き続き、経費節減やロボット化・ICT化等のテクノロジーを活用した生産性の向上や特定技能外国人の受け入れなどの不断の経営努力を行いながら当地域での存在意義を高めて参ります。

これからも社会福祉協議会は地域の主役である市民の皆様と協働してつながりづくりと包括的な支援体制の構築を進めるとともに、地域共生社会の実現に向けて市内の社会福祉法人や老人クラブ、婦人会等の関係団体や自治会町内会、民生委員児童委員等の地域関係者との連携を密にし、さらに、福祉分野を超えて企業等の協力を得ながら努力していく所です。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言、ご助言をいただきました策定委員会の皆様はじめ関係機関、市民の皆様に心から御礼申し上げます。

令和8年 3月

社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会 会長 小笠原 信

目次

第1章：計画の概要	1
1. 計画策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的推進	2
(3) 地域福祉推進に向けた役割分担	3
(4) 社会福祉協議会との連携	5
2. 計画の概要	6
(1) 計画の位置づけ	6
(2) 計画の期間	7
第2章：地域福祉を取り巻く状況	8
1. 北秋田市の概況	8
(1) 人口・世帯の動向	8
(2) 要支援・要介護認定者数の推移	12
(3) 障がい者（児）の状況	13
(4) 生活保護の状況	15
(5) 生活困窮の状況	16
(6) 虐待に関する相談等の状況	17
(7) 成年後見制度の利用状況	19
2. アンケート調査結果のポイント	21
(1) 調査の目的	21
(2) 調査の実施状況	21
(3) アンケート調査結果のポイント	22
3. 第2次計画の進捗評価	50
(1) 施策・事業の実施状況	50
(2) 施策・事業の進捗評価	51
(3) 施策・事業の今後の取組方向	53
(4) 新規事業	54
第3章：計画の方向性	55
1. 計画の基本的な方向	55
(1) 地域福祉計画に求められること	55
(2) 計画推進のポイント	56
(3) 計画推進の視点	56
2. 本市における基本理念と基本目標	57
(1) 基本理念	57
(2) 基本目標	57
3. 施策体系	58
第4章：施策の展開	59
基本目標1：地域を支える「ひと・こころ」の育成	59
(1) 尊敬し支え合う意識の醸成	59
(2) 福祉教育の充実	61

(3) 地域を支える人材の育成.....	65
基本目標2：安心して暮らせる「まち」づくり.....	69
(1) 地域活動の推進及び社会参加の促進.....	69
(2) バリアフリーの推進.....	75
(3) 災害や犯罪に強い地域づくり.....	77
基本目標3：支え合いの「しくみ」づくり.....	83
(1) 適切なサービスの提供と充実.....	83
(2) 情報提供と相談支援体制の充実.....	87
(3) 支え合いネットワークの連携強化.....	91
関連計画1：成年後見制度利用促進基本計画.....	93
(1) 計画の基本的事項.....	93
(2) 計画の基本方針.....	94
(3) 主な取組.....	96
第5章：計画の推進体制.....	98
1. 計画推進の考え方.....	98
2. 計画の推進体制.....	98
(1) 推進体制.....	98
(2) 計画推進における留意点.....	99
3. 計画の進捗評価.....	99
資料編.....	100
1. 計画の策定経過.....	100
2. 策定委員会設置要綱.....	101
3. 策定委員会委員名簿.....	103

障害・障がいの表記について

国の法令や制度では、障害について“障害”と漢字で表記していますが、“障害”という言葉には否定的な意味合いが含まれていると感じる人も少なくないため、市では、国の法令などに基づく制度名や固有名詞、アンケート調査結果などを引用して掲載する場合などを除き、可能な限り、「障がい」という表記を使用することとします。

“障害福祉サービス”や“障害児福祉サービス”は法に規定されたサービスの総称であるため、「障害」と漢字で表記することを基本としますが、本市で実施するサービスを意図して“障がい福祉サービス”という場合や、“障がい者施策”など、本市における施策など、法に規定されたものに限らない広範な市の取組を意味する場合などは「障がい」と表記します。

“発達障害”や“学習障害”については医学上の用語として使用されることもあるため、「障害」と表記します。また“障害物”のように障がい者と関係しない一般的な用語については「障害」と表記します。

第1章:計画の概要

1. 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

1) 計画の目的

近年、少子高齢化が進展する中、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などによる個人の価値観や生活様式の多様化などのために、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔が見えにくい状況が広がっています。また、ひとり暮らし高齢者の孤独死や高齢者による高齢者の介護（老老介護）、ヤングケアラー、乳幼児や高齢者への虐待、大人のひきこもり等これまでの福祉計画では対応しきれない新たな地域課題が大きな問題となっています。

このため、市民、行政機関、関係機関等が互いの役割を明確にし、ともに助け合い支え合う地域社会を基盤とした仕組みや取組が必要となってきています。

これまでの対象者ごとの制度サービスや支援の仕組みだけでは対応が困難な状況もあり、制度・分野ごとの『縦割り』や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、多様な主体が『我が事』として参画し、つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現が求められています。

これまでも個人の尊厳を尊重する視点から、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していくという考えに基づき、高齢者福祉の分野では、地域密着型サービスの創設や地域包括ケア体制の整備、障がい者福祉の分野では、地域生活への移行や一般就労への移行の推進、児童福祉の分野では、子育て支援事業の実施、医療保険制度においては在宅医療の推進など、様々な課題に取り組む福祉政策が展開されています。

生活課題を抱えた人たちを支える地域のつながりが希薄化している現在、これらの課題を解決する地域力の強化を図り、市全体が同じ目標を持って、互いに支え合いながら誰もが安心して暮らせる地域を実現するため、本市における地域福祉推進の指針を示すものとして本計画を策定します。

2) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会（平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）とされています。

人々の暮らししていく上での課題の複雑化・複合化、少子高齢・人口減少社会の到来といった社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきており、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できず、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化している状況があるものと考えられ、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが必要と考えられます。

そこで、制度・分野ごとの『縦割り』では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指す、地域共生社会の実現が求められています。

(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的推進

1) 地域福祉計画とは

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくことができるように、地域に関わるすべての人（市民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、市）が主役となって行う地域づくりの取組です。

地域福祉計画とは、地域に関わるすべての人が主役となって行う地域づくりを推進するために、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針について取りまとめたものです。

市民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、市民による福祉活動と行政による公的なサービスを結びつけ、様々な生活課題の解決を目指す行政計画が地域福祉計画です。

2) 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進に関わるすべての人が、地域の福祉課題を共有し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを実現するためにどのような取組を行うべきかについて取りまとめた民間の計画です。

行政計画である「地域福祉計画」と連携・協働しつつ、地域福祉推進に関わる福祉・保健等の関係団体や事業者、ボランティアや各種NPO法人、そして地域住民一人ひとりが、それぞれの立場で今後の地域福祉の推進において、どのような活動に取り組んでいくかという視点から取りまとめています。

3) 一体的計画策定の意義

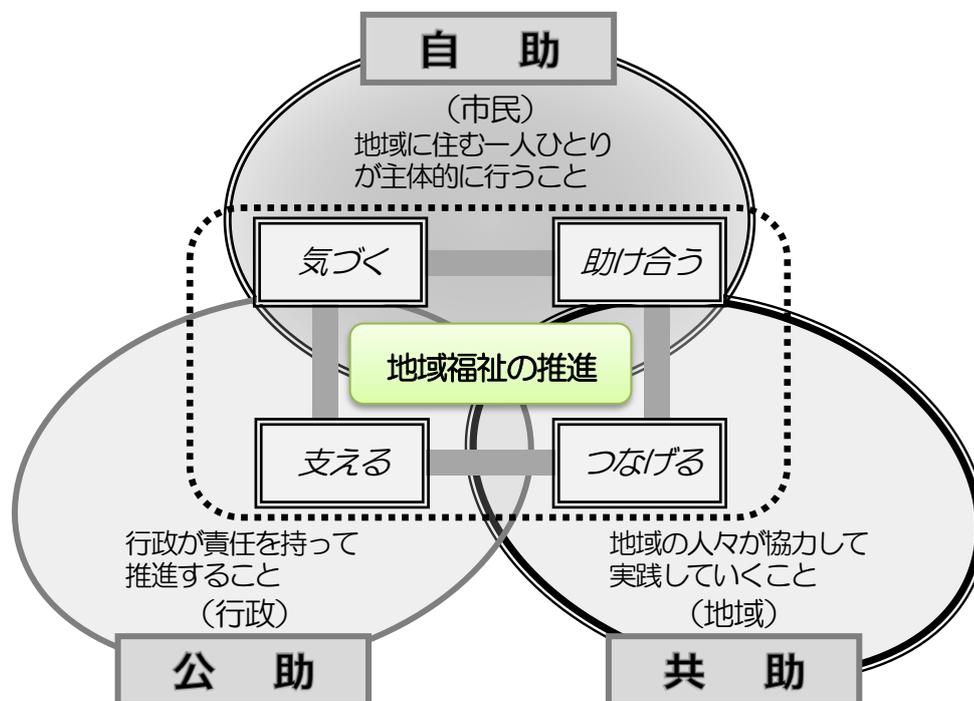
「地域福祉計画」とは、地域に関わるすべての人が結びつき、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針をまとめたものです。住民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、住民による福祉活動と行政による公的なサービスを結びつけ、様々な生活課題の解決を目指す行政計画が地域福祉計画です。

「地域福祉活動計画」とは、地域の福祉活動やボランティア活動などの実践的な活動・行動の指針となる民間の活動・行動計画です。

2つの計画を、一体的に策定することで取組の共有を図るとともに、市及び社協がそれぞれの立場において、それぞれの役割を担い、かつ相互に連携しながら本市の地域福祉の推進を図っていきます。

(3) 地域福祉推進に向けた役割分担

計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが期待される役割を果たし、相互に連携を図って協働により進めていくことが必要であり、それぞれの取組がつながることで地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。



1) 住民一人ひとりに期待される役割（自助）

地域福祉推進の主役は住民一人ひとりです。住民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる諸活動の担い手でもあります。

一人ひとりの住民には、地域の生活課題に対して関心を持ち、理解を深め、問題解決のために必要な知識などを深めていくとともに、地域社会を構成するメンバーとして、自分にできる地域活動に対して積極的に参加していくことが期待されます。

2) 地域に期待される役割（共助）

①地域で活動する諸団体（自治会・町内会、ボランティア団体、NPOなど）

一人ひとりの市民を支える地域の様々な活動団体（自治会・町内会、ボランティア団体、NPOなど）には、日常的に様々な市民と接する機会が多いことから、地域の細かな生活課題を発見し行政など関係する機関へつなげていくことや、市民一人ひとりに対して、地域福祉に関わる諸活動への関心を喚起すること、また、市民の活動のサポートを行うことなど地域に密着し、個々の市民を孤立させず、地域の中でより多くの人々との接点が広がるように、相互交流の機会を拡大していくことが期待されます。

②福祉サービス事業者

福祉サービスの提供を通じて、市民の自立した生活をサポートするとともに、サービスなどに関わる情報提供や行政と連携した地域福祉活動への参加などが期待されます。また、福祉施設などは、利用者とボランティアなどが交流し合う場となるなど、地域福祉の拠点としても期待されます。

③社会福祉法人

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるだけでなく、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人です。子ども、高齢者、生活困窮世帯等への生活支援や将来的に支援を必要とする可能性がある人に対する予防的な支援など、地域における公益的な取組の実践を通じて地域と連携することにより、地域社会に積極的に貢献していくことが期待されます。

④民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、市民にとって身近な福祉に関する相談相手であるとともに、地域に密着した活動を通じて地域の生活課題や支援の必要な人の見守り・支援を行うこと、必要に応じて行政や社会福祉協議会と情報の共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

⑤社会福祉協議会

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉推進の中核的な存在として、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められることから、その役割を果たすよう取り組みます。また、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の展開に取り組みます。

3) 行政の役割（公助）

行政は、個人や地域では解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備など、直接的に住民一人ひとりや地域で活動する諸団体を支援する取組を行います。また、住民一人ひとりや地域の活動がより行いやすいものとなるように、地域福祉に対する地域住民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、ともに支えあう地域コミュニティづくりなど、より広範な地域福祉推進のための環境づくりに取り組んでいきます。

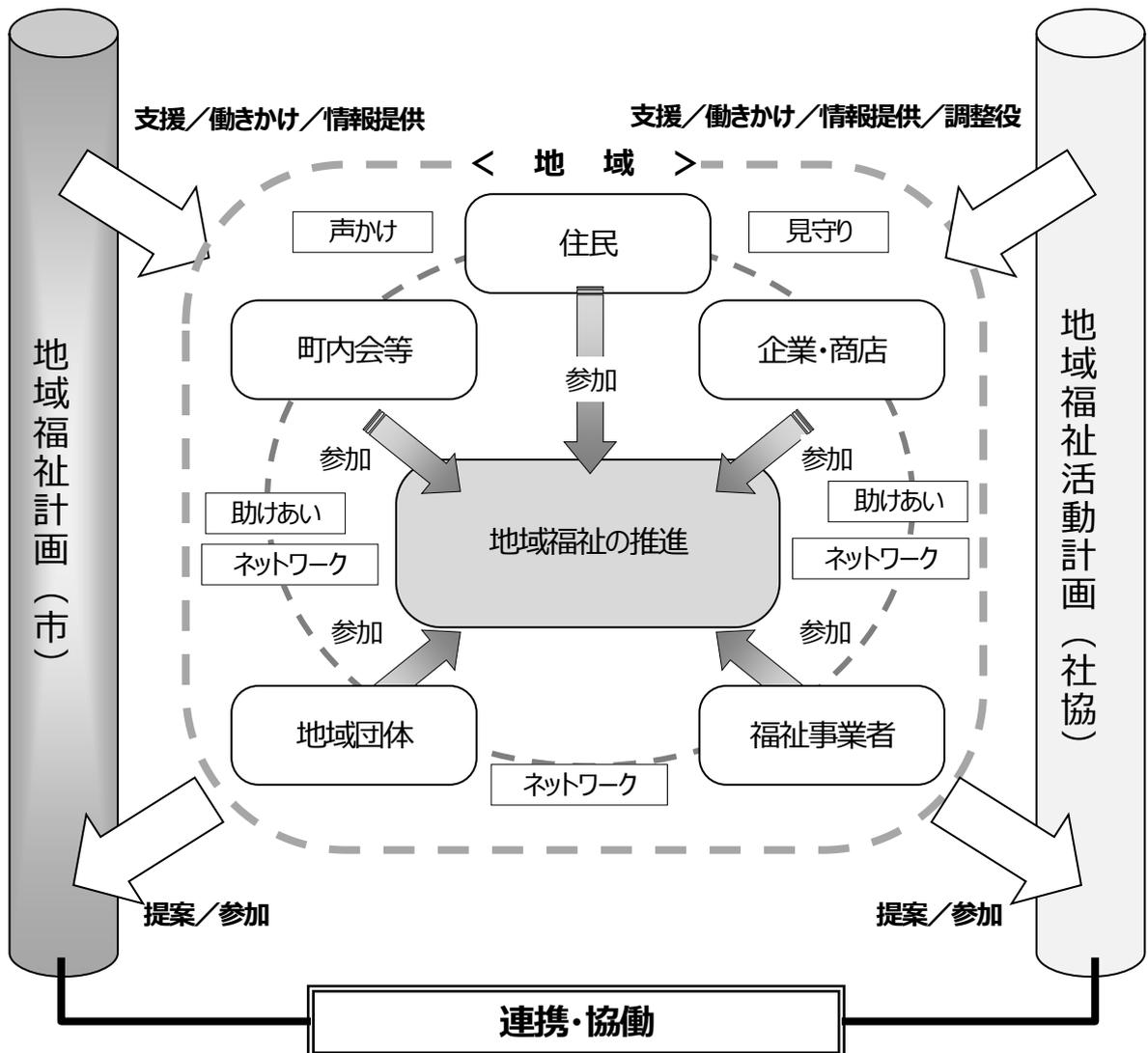
住民からの相談は地域の生活課題を解決するための重要な起点となることから、行政の横の連携を緊密にし、気軽に相談できる体制を構築し、何でも相談できる安心感と、問題の解決につながるという信頼感を提供できるように取り組んでいきます。

(4) 社会福祉協議会との連携

「地域福祉計画」は、行政計画であり、障がい・高齢・児童等の福祉に関する計画の上位計画として位置づけられ、地域福祉推進における基本方針や取組の指針について整理したものです。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定する民間計画であり、地域福祉の実現に向け、住民や団体・地域組織が主体的に活動を推進するための行動計画です。

したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は北秋田市における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置づけられ、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。



2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画と位置づけられます。

社会福祉法（抜粋）

昭和26年法律第45号
令和7年10月1日施行（最新施行日）

（地域福祉の推進）

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

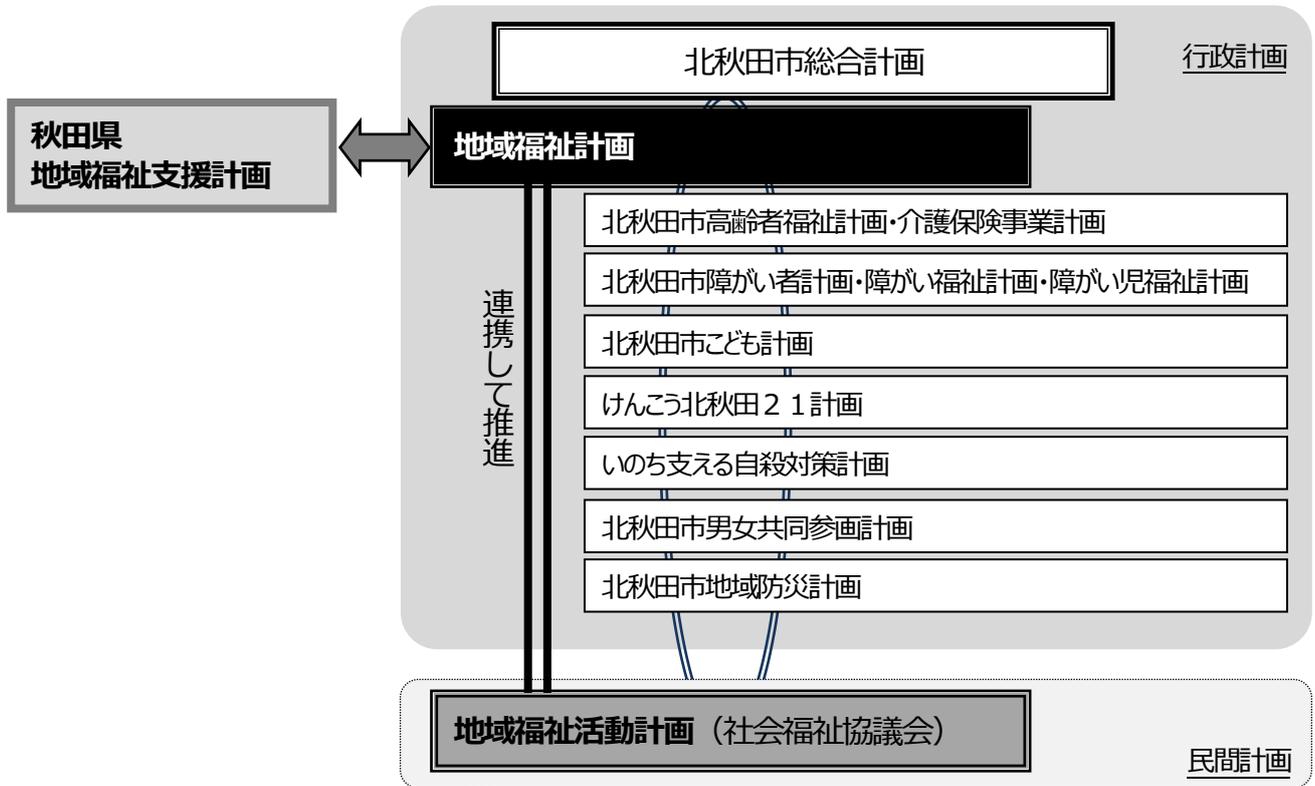
- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

- 第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2) 関連諸計画との関係

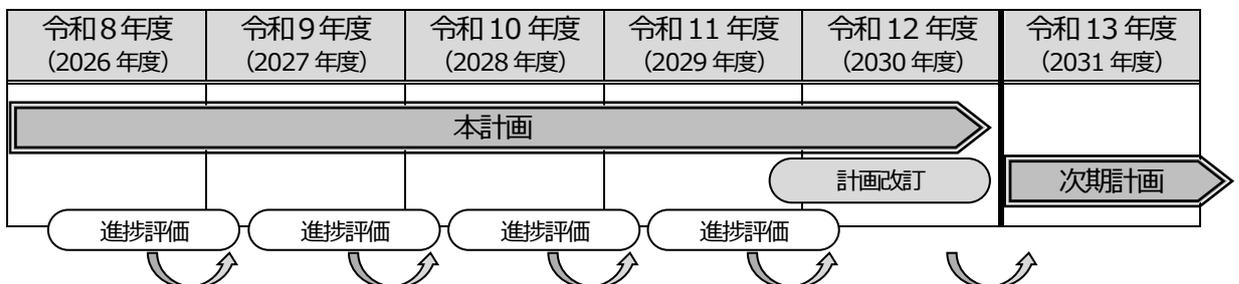
本計画は北秋田市全体の指針となる「北秋田市総合計画」を上位計画とし、住民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、地域福祉の推進に直接関係する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「こども計画」などと取組の方向性を共有し、これら福祉分野の計画の上位計画に位置づけるものです。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和8～12年度までの5か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改訂、社会情勢の変化、制度の改正などが発生した際には、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。



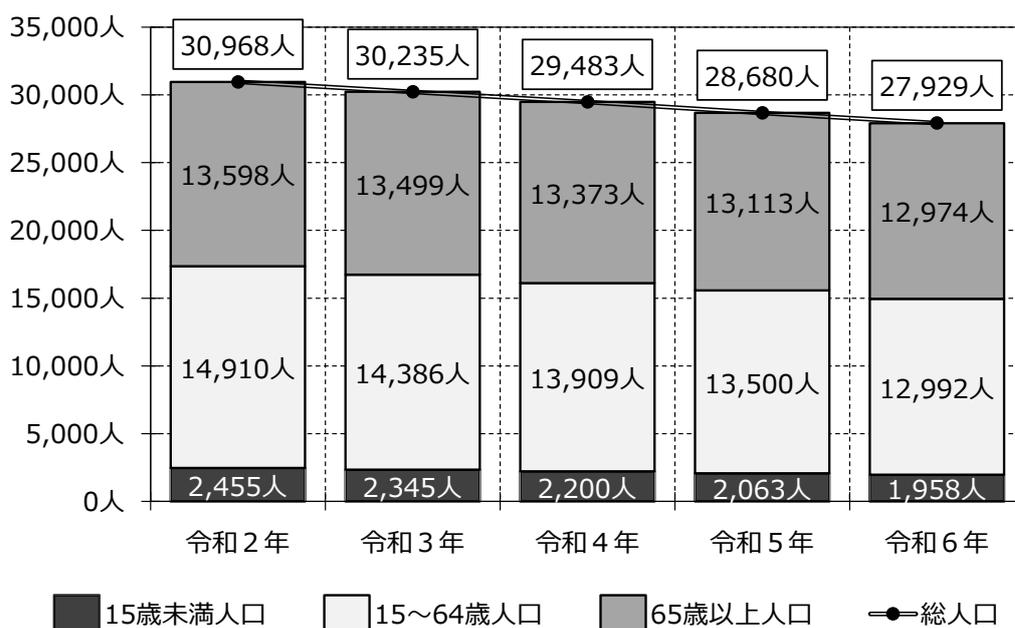
第2章:地域福祉を取り巻く状況

1. 北秋田市の概況

(1) 人口・世帯の動向

1) 人口の動向

①人口の推移

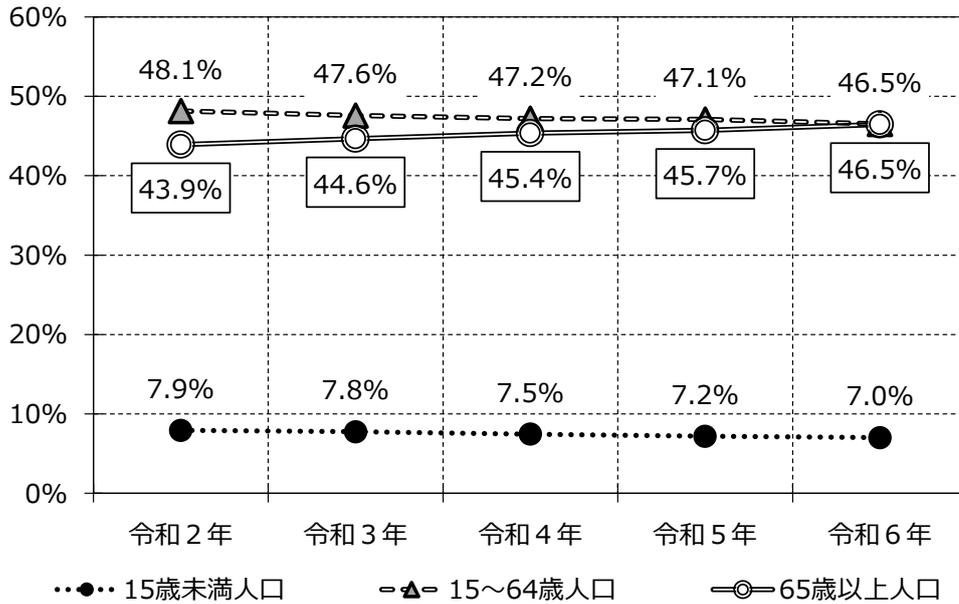


住民基本台帳、総人口は各年10月末現在、
年齢3区分の内訳は10月1日現在

令和2年からの人口推移をみると、総人口は30,968人から令和6年には27,929人と、3,039人の減少となっています。

年齢3区分別にみると、各区分とも減少傾向となっていますが、令和2年に比べた令和6年の水準は「65歳以上人口（高齢者人口）」は9割台とほぼ横ばいの推移であるのに対して、「15歳未満人口（年少人口）」と「15~64歳人口（生産年齢人口）」は令和2年の8割台となっており、「65歳以上人口（高齢者人口）」に比べると減少傾向が強くなっています。

②年齢3区分別人口の構成比の推移



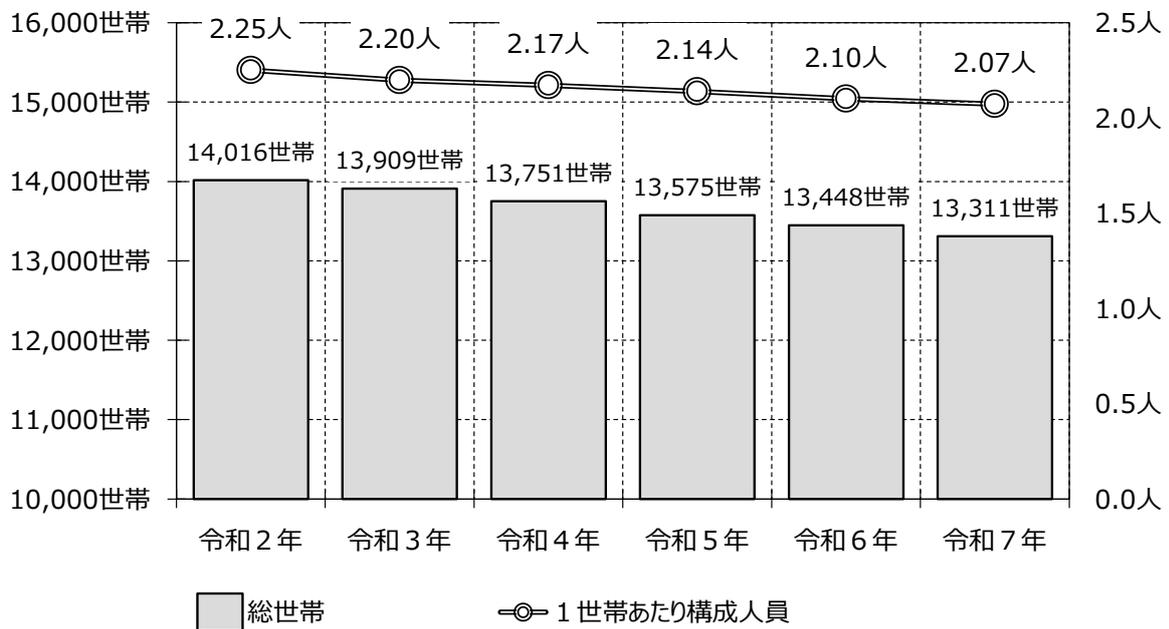
住民基本台帳、総人口は各年10月末現在、
年齢3区分の内訳は10月1日現在

年齢3区分別人口の構成比をみると、「15歳未満人口（年少人口）」の割合は7%台でやや減少傾向で推移しています。

「15～64歳人口（生産年齢人口）」の割合の方が「65歳以上人口（高齢者人口）」の割合よりもやや高くなっていましたが、「15～64歳人口（生産年齢人口）」の割合は減少傾向に推移し、「65歳以上人口（高齢者人口）」の割合は増加傾向に推移しており令和6年には同じ割合となっています。

2) 世帯の動向

①世帯数の推移



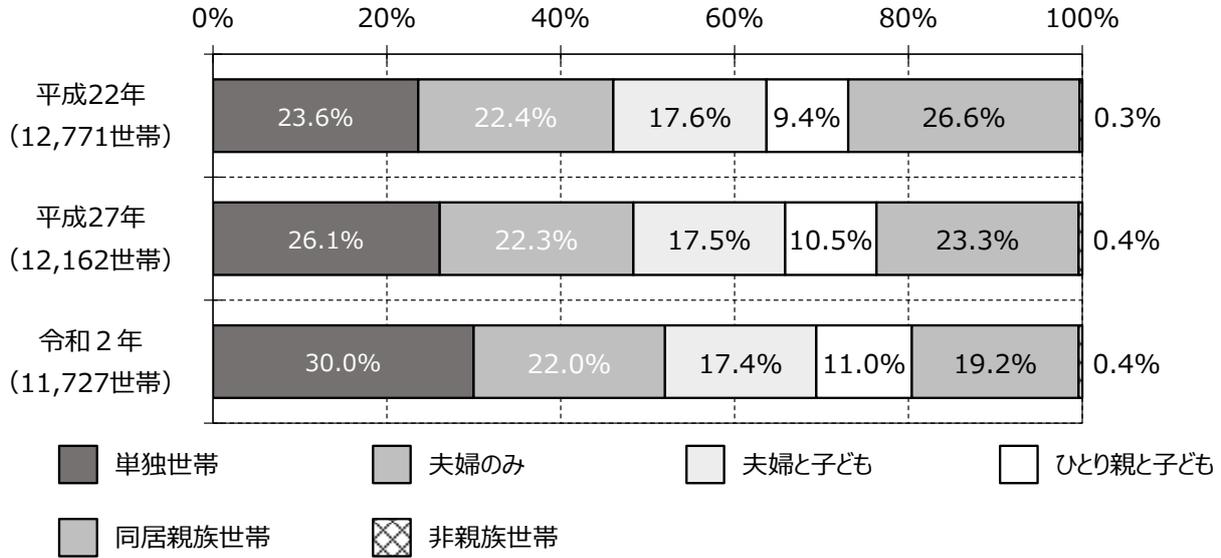
住民基本台帳、各年4月1日現在

総世帯数は令和2年の14,016世帯から、令和7年には13,311世帯と705世帯の減少となっています。

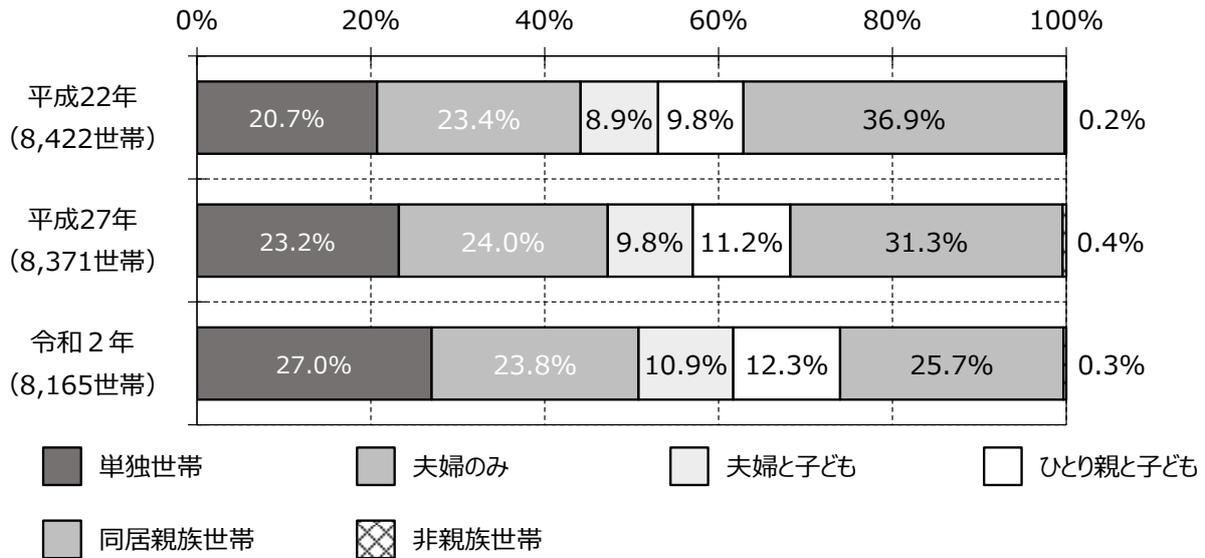
1世帯あたりの人員数もゆるやかに縮小しており、令和7年には2.07人となっています。

②世帯構成の推移

<総数>



<65歳以上世帯員あり>

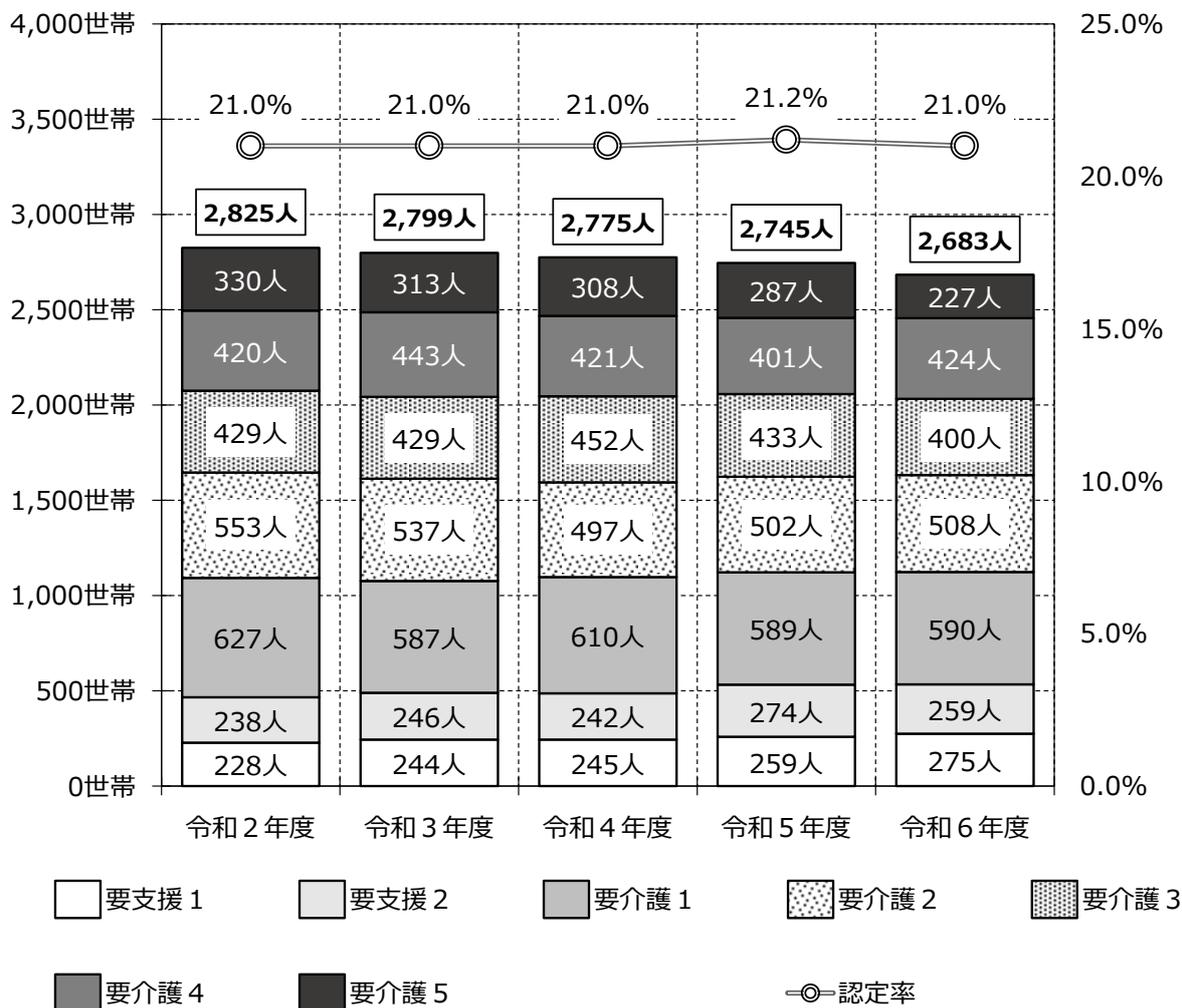


国勢調査、各年10月現在

世帯構成の推移をみると、総数（全体）では、「同居親族世帯」の割合が減少し、「単独世帯」の割合が増加しています。

65歳以上世帯人員のいる世帯に限ってみても、全体と同様に「同居親族世帯」の割合が減少し、「単独世帯」の割合が増加しています。

(2) 要支援・要介護認定者数の推移



介護保険事業状況報告、各年度9月末現在

要支援・要介護認定者数の総数は令和2年度の2,825人から令和6年度には2,683人と142人の減少となっています。

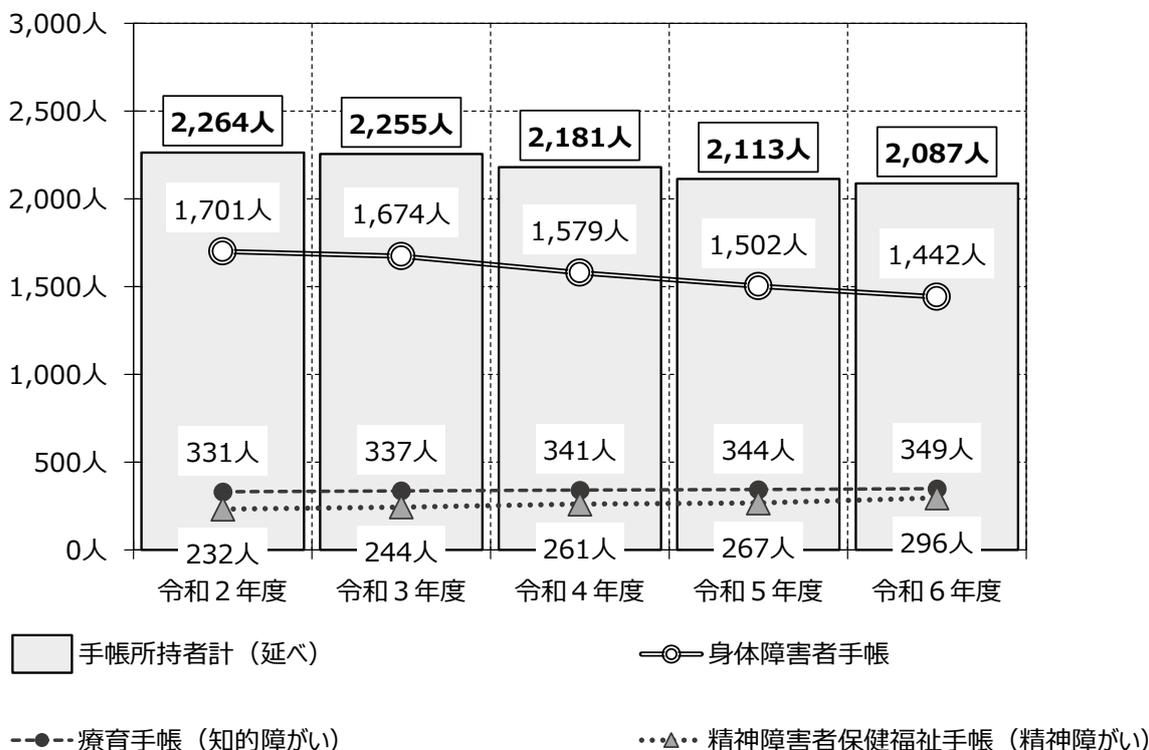
内訳をみると、要支援1・2はやや増加していますが、他の区分は年度により多少の増減はあるものの横ばいか、減少傾向となっています。

要介護5については大幅に減少しており、令和2年度の330人から令和6年度には227人と103人の減少となっています。

認定率は21%台でほぼ横ばいに推移しています。

(3) 障がい者（児）の状況

1) 各種障がい者手帳所持者数の推移



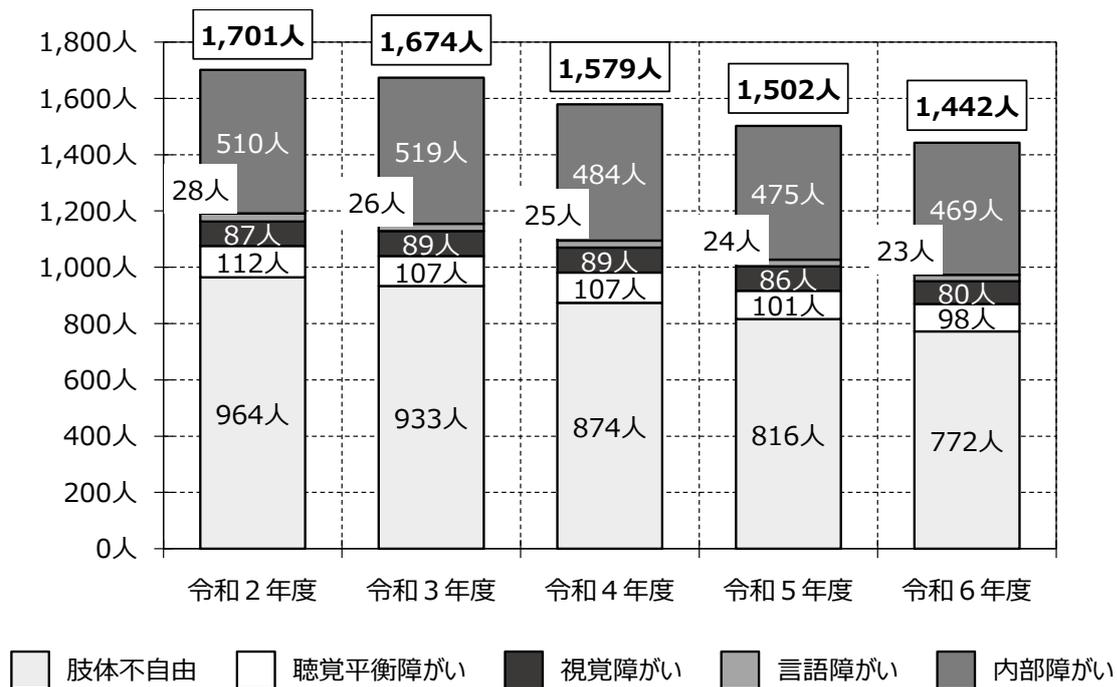
福祉課、各年度計

「身体障害者手帳」、「療育手帳（知的障がい）」、「精神障害者保健福祉手帳（精神障がい）」の所持者数の合計（重複所持を含む延べ数）は減少傾向にあり、令和6年度には2,087人と、令和2年度に比べて177人の減少となっています。

内訳をみると、各年度「身体障害者手帳」の所持者数がもっとも多くなっていますが（手帳所持者数の7割前後を占める）、「身体障害者手帳」の所持者数は減少傾向にあり、令和2年度の1,701人から令和6年度には1,442人と、259人の減少となっています。

一方、「療育手帳（知的障がい）」と「精神障害者保健福祉手帳（精神障がい）」の所持者数はともに200～300人台と数は少ないものの、増加傾向にあり、とくに「精神障害者保健福祉手帳（精神障がい）」の所持者数の増加傾向が顕著となっています。

2) 身体障害者手帳所持者の障がい部位の状況



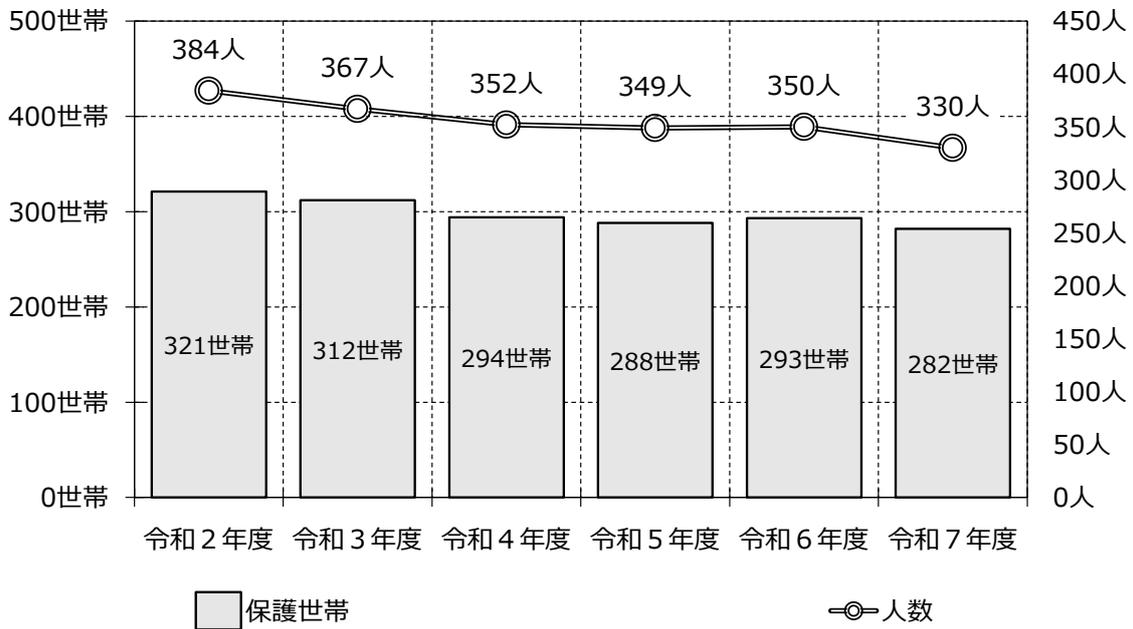
福祉課、各年度計

「身体障害者手帳」所持者の障がいの部位の内訳をみると、各年度「肢体不自由」がもっとも多くなっていますが（「身体障害者手帳」所持者の半数以上を占める）、「肢体不自由」は減少傾向にあり、令和6年度には772人となっています。

他の部位についても年度による増減はあるものの、全般的にはやや減少しています。

(4) 生活保護の状況

①生活保護受給者の推移

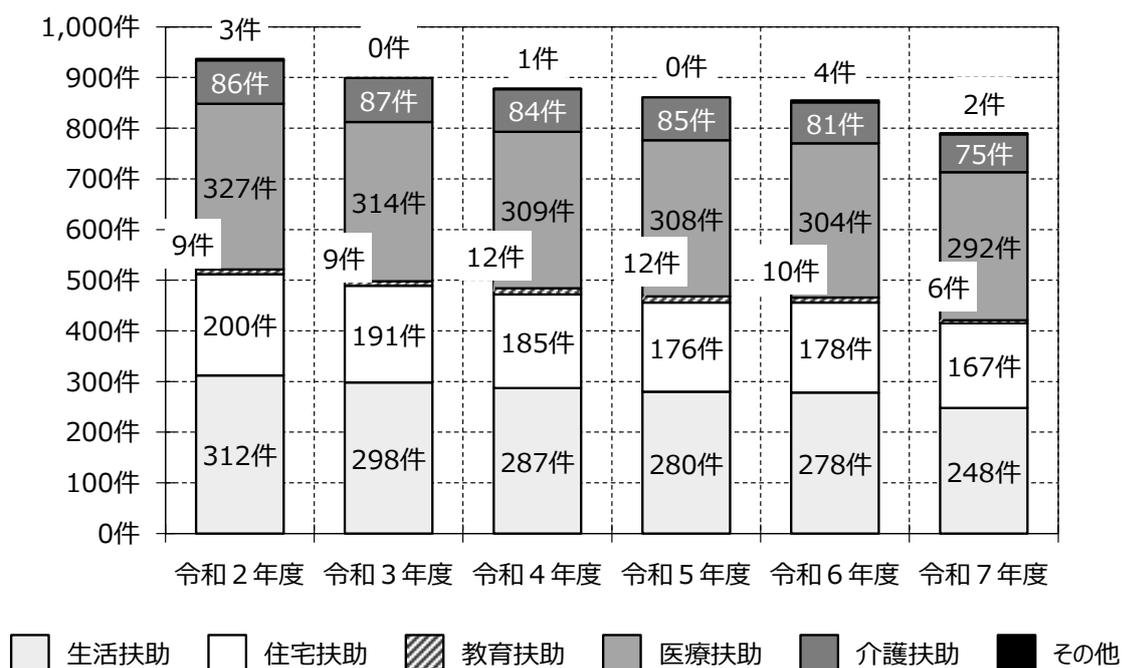


福祉課、各年度計

生活保護の状況を見ると、生活保護を受けている「保護世帯」は令和2年度の321世帯から令和7年度は282世帯と39世帯の減少となっています。

生活保護を受けている人数も令和7年度には330人と、令和2年度から54人の減少となっています。

②生活保護の扶助内容の内訳

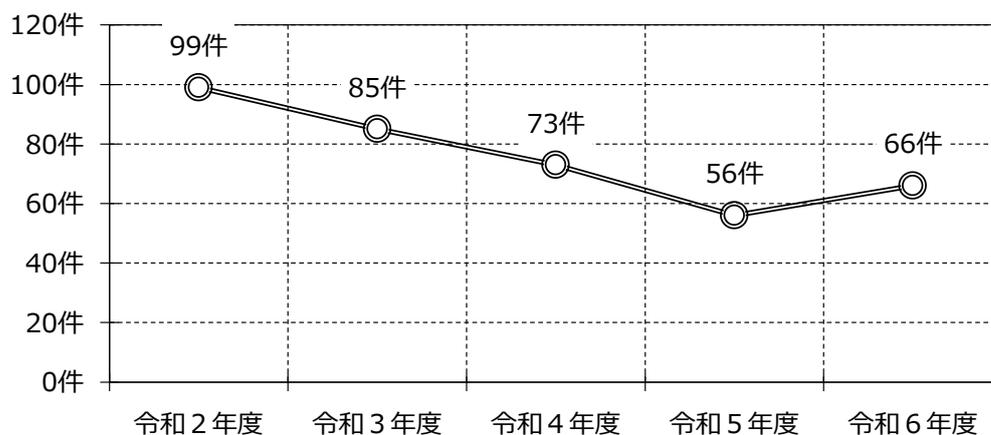


福祉課、各年度計

生活保護受給者の扶助別内容を見ると、各年度、「生活扶助」と「医療扶助」が多く、ついで「住宅扶助」が多くなっています。

いずれも減少傾向となっておりますが、令和2年度に対する令和7年度の水準をみると、「生活扶助」は令和2年度の8割弱まで減少しているのに対して、「医療扶助」は9割程度となっており、「生活扶助」の減少傾向が強くなっています。

(5) 生活困窮の状況



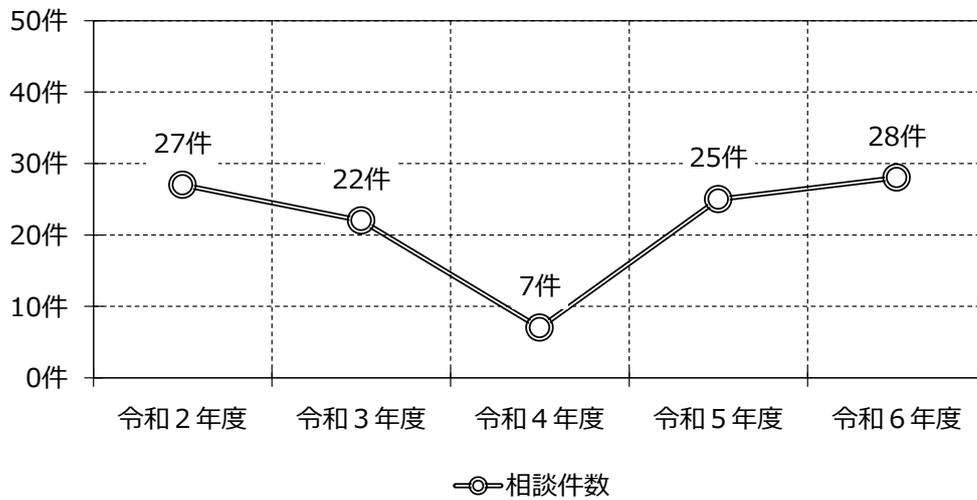
○—新規相談件数

福祉課・社会福祉協議会、各年度計

生活困窮に関する新規相談の件数の推移をみると、令和2年度から令和5年度にかけて減少傾向にありましたが、令和6年度には66件と再び増加に転じています。

(6) 虐待に関する相談等の状況

1) 児童虐待の状況

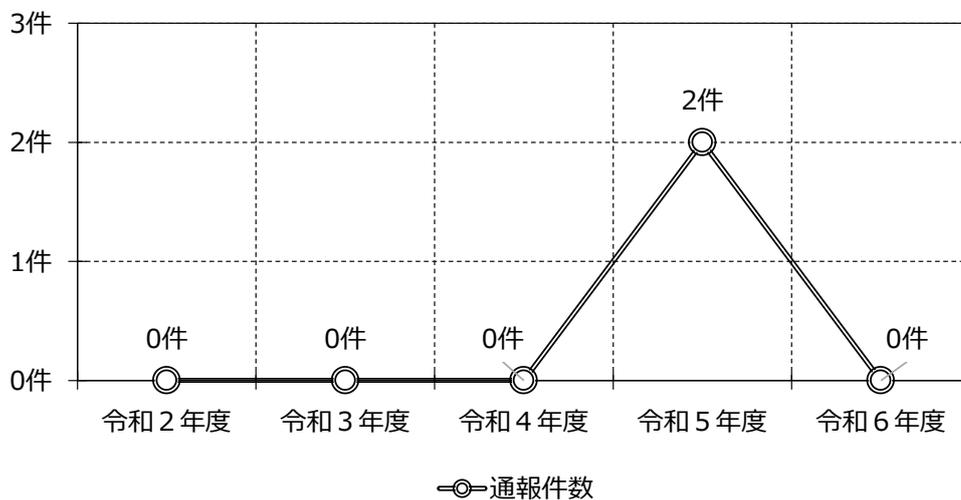


こども課、各年度計

児童虐待に関する相談受付件数の推移をみると、令和4年度に7件まで減少しましたが、以降は増加傾向にあり、令和6年度には28件となっています。

令和4年度を除くと、各年度20件台の相談が発生しています。

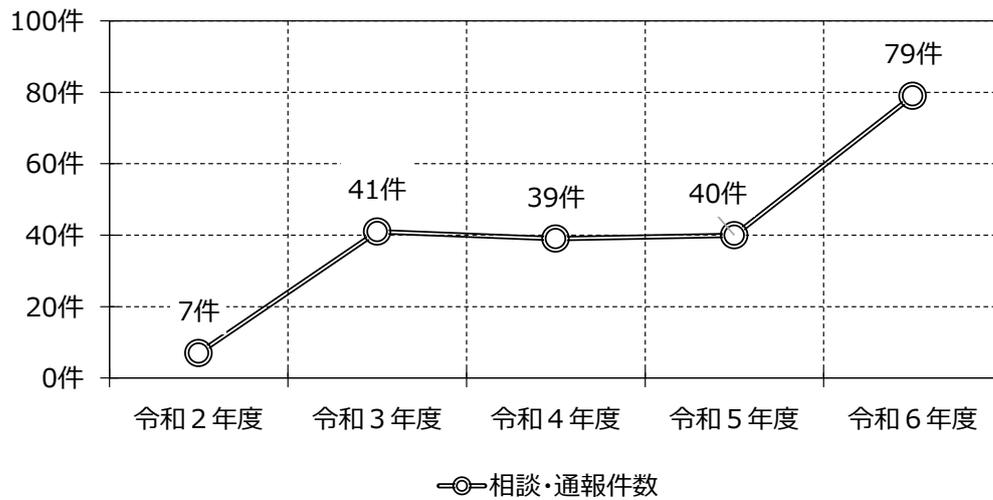
2) 障がい者虐待の状況



福祉課、各年度計

障がい者虐待の通報件数の推移をみると、令和5年度に2件ありましたが、他の年度は0件となっています。

3) 高齢者虐待の状況



高齢福祉課、各年度計

高齢者虐待に関する相談・通報件数の推移をみると、令和2年度は7件でしたが、令和3～5年度は40件前後で推移し、令和6年度には79件まで増加しています。

(7) 成年後見制度の利用状況

1) 秋田県内の成年後見制度利用者数

市町村名	人口(A)	法定後見人(B)				任意後見	法定後見利用者割合(B/A)
		後見	保佐	補助			
秋田県	881,992人	1,283人	1,057人	172人	54人	9人	0.145%
市部							
秋田市	293,176人	405人	296人	77人	32人	3人	0.138%
能代市	45,006人	41人	34人	6人	1人	0人	0.091%
横手市	77,450人	61人	52人	8人	1人	2人	0.079%
大館市	63,213人	74人	67人	6人	1人	2人	0.117%
男鹿市	21,758人	46人	35人	8人	3人	0人	0.211%
湯沢市	37,473人	67人	52人	11人	4人	2人	0.179%
鹿角市	25,743人	53人	49人	4人	0人	0人	0.206%
由利本荘市	69,027人	182人	168人	11人	3人	0人	0.264%
潟上市	30,431人	23人	17人	5人	1人	0人	0.076%
大仙市	71,048人	44人	34人	8人	2人	0人	0.062%
北秋田市	26,650人	111人	101人	9人	1人	0人	0.417%
にかほ市	21,420人	23人	16人	4人	3人	0人	0.107%
仙北市	21,695人	25人	21人	4人	0人	0人	0.115%
鹿角郡							
小坂町	4,226人	7人	7人	0人	0人	0人	0.166%
北秋田郡							
上小阿仁村	1,696人	12人	11人	1人	0人	0人	0.708%
山本郡							
藤里町	2,484人	9人	7人	1人	1人	0人	0.362%
三種町	13,255人	32人	26人	5人	1人	0人	0.241%
八峰町	5,681人	3人	3人	0人	0人	0人	0.053%
南秋田郡							
五城目町	7,355人	8人	8人	0人	0人	0人	0.109%
八郎潟町	5,032人	4人	4人	0人	0人	0人	0.079%
井川町	4,056人	5人	4人	1人	0人	0人	0.123%
大潟村	2,806人	2人	2人	0人	0人	0人	0.071%
仙北郡							
美郷町	16,717人	13人	10人	3人	0人	0人	0.078%
雄勝郡							
羽後町	12,252人	33人	33人	0人	0人	0人	0.269%
東成瀬村	2,418人	0人	0人	0人	0人	0人	0.000%

※秋田県、令和7年8月1日現在

※令和7年7月1日現在の人口「秋田県の人口と世帯」(月報)

※秋田県家庭裁判所管内において令和7年8月1日現在後見等が開始している、または任意後見監督人が選任されている事件を調査した秋田県による統計

※成年被後見人本人が実際に住んでいる場所を基準としており、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない

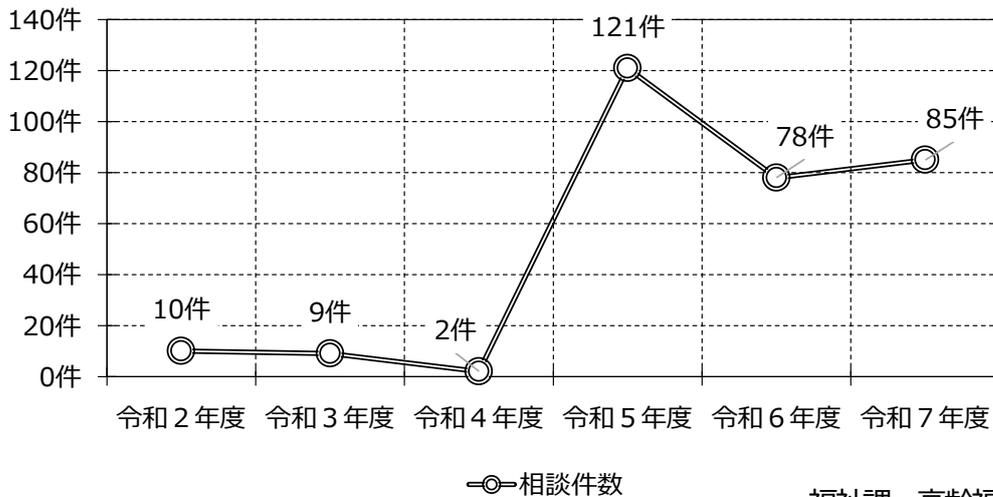
※秋田県家庭裁判所が後見等を開始しても本人の住所地が秋田家裁の管轄外である場合、本人住所地が秋田県内であっても秋田家裁以外が後見等を開始した場合は除外

秋田県内の成年後見制度利用者数は令和7年8月1日現在で1,283件となっており、利用者数が多い順に秋田市405件、ついで由利本荘市182件、北秋田市111件となっています。

また、県内で人口に占める後見制度利用者の割合が多いのは上小阿仁村が0.708%、ついで北秋田市が0.417%、藤里町が0.362%となっており、北秋田市は東京都委託の障がい施設が多く受任件数は県内でも相対的に多くなっています。

今後は認知症高齢者の申立が見込まれ、件数も増加してくるものと思われます。

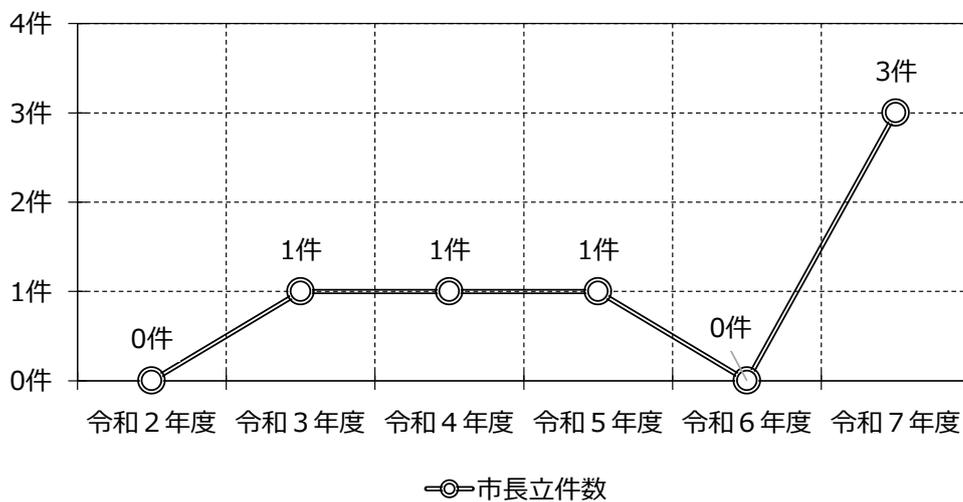
2) 相談窓口における成年後見制度等相談件数



福祉課・高齢福祉課、各年度計
※令和7年度は9月末時点の数字

相談窓口における成年後見制度等に関する相談件数の推移をみると、成年後見支援センターが開設されてから相談件数が多くなっており、令和5年度は121件となっています。令和6年度には78件に減少したものの、令和7年度には再び85件まで増加しており、令和5年度以降は70件以上の相談を受け付けています。

3) 市長申立て件数



福祉課・高齢福祉課、各年度計
※令和7年度は年度途中の数字

市長申立件数の推移をみると、申立は0～1件で推移していましたが、令和7年度には3件となっています。

2. アンケート調査結果のポイント

(1) 調査の目的

本調査は、「北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の次期計画策定に向けた基礎資料とすることを目的として、市民の皆様の福祉に対する考え方、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、地域福祉に関する意見を把握するために実施したものです。

(2) 調査の実施状況

■調査期間

令和7年8月～9月

■調査方法

郵送による配布・回収

■調査対象

18歳以上の方、2,000名

■回収状況

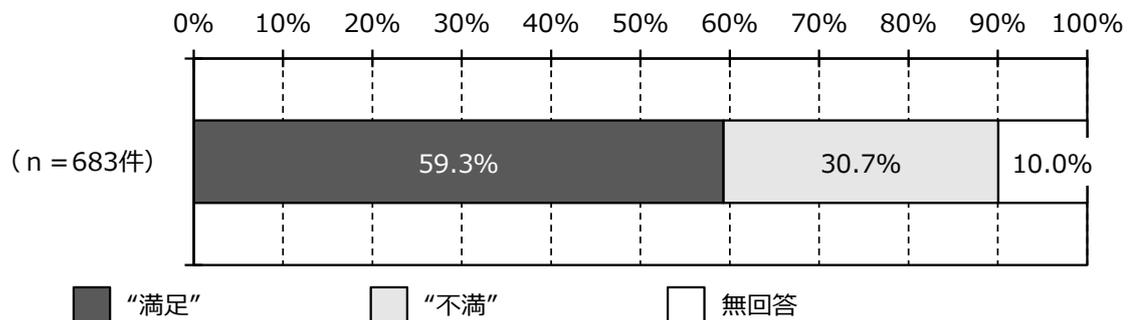
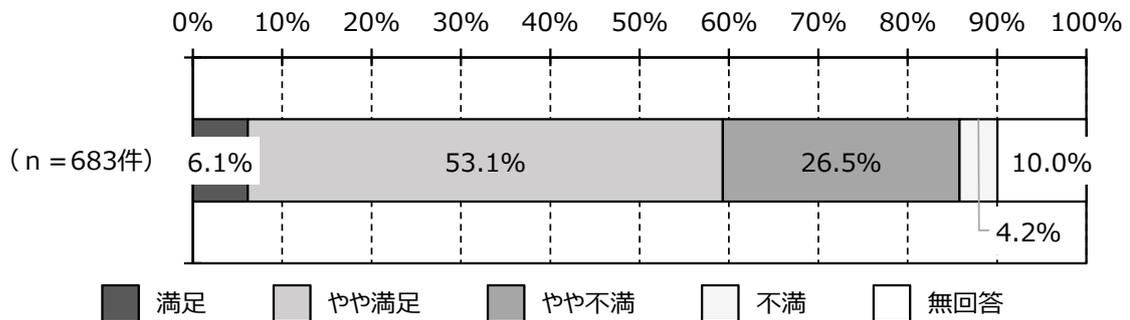
発送数	回収数	回収率
2,000件	683件	34.2%

<図表の見方>

- 図表の中のnは回答者の総数を意味しています。設問によっては、回答者が制限される（別の設問である選択肢を選んだ回答者のみ回答する場合など）ため、nの数は一定ではありません。
- 比率は、nを100%とした百分比で算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、表示されている百分比の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問では、その比率の合計が100%を上回ることがあります。

(3) アンケート調査結果のポイント

1) 市の福祉施策に対する評価



市の福祉施策の取組に対する総合的な評価について聞くと、「やや満足」という評価が53.1%でもっとも多くなっています。

「満足」(6.1%)とあわせると、「満足」という評価が59.3%と6割近くを占めており、「不満」(「やや不満」、「不満」)という評価を大きく上回っています。

※グラフに表示されている数字は小数点第2位以下の数字が四捨五入されているため、見た目の数字とコメント中の合算値の数字が一致しない場合があります。

[属性別にみた回答傾向]

		n	“満足”	“不満”	無回答
全体		100.0%	59.3%	30.7%	10.0%
		683件	405件	210件	68件
居住地区	鷹巣地区	100.0%	61.0%	30.0%	9.0%
		390件	238件	117件	35件
	合川地区	100.0%	60.0%	29.3%	10.7%
		140件	84件	41件	15件
森吉地区	100.0%	50.9%	34.9%	14.2%	
	106件	54件	37件	15件	
阿仁地区	100.0%	57.5%	35.0%	7.5%	
	40件	23件	14件	3件	

居住地区別にみると、市の福祉施策の取組に対する総合的な評価は「森吉地区」では“満足”（「満足」、「やや満足」）が50.9%と他の地区に比べると割合がやや低くなっています。

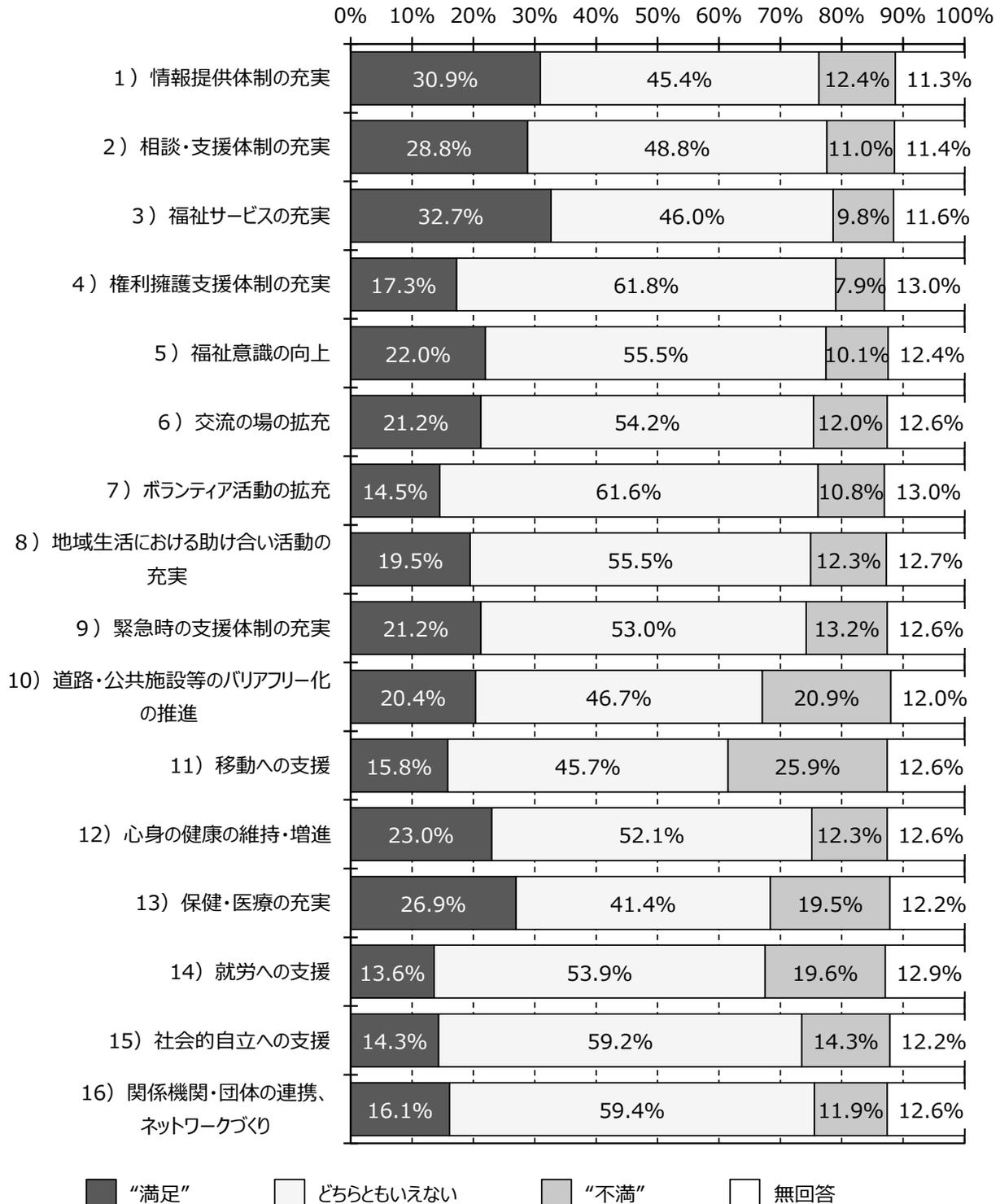
		n	“満足”	“不満”	無回答
全体		100.0%	59.3%	30.7%	10.0%
		683件	405件	210件	68件
“関心がある”	子どもの福祉	100.0%	58.9%	31.2%	9.9%
		487件	287件	152件	48件
	障がい者福祉	100.0%	58.3%	31.8%	9.8%
		468件	273件	149件	46件
	保健・健康づくり	100.0%	60.4%	30.9%	8.8%
		525件	317件	162件	46件
	高齢者福祉	100.0%	60.5%	29.8%	9.7%
	554件	335件	165件	54件	
介護	100.0%	58.8%	31.5%	9.7%	
	534件	314件	168件	52件	
地域の助け合い	100.0%	60.6%	30.8%	8.6%	
	429件	260件	132件	37件	
医療・保険	100.0%	59.8%	30.9%	9.3%	
	580件	347件	179件	54件	

各福祉分野に“関心がある”という人の市の福祉施策の取組に対する総合的な評価をみると、どの分野においても“関心がある”という人では“満足”（「満足」、「やや満足」）という回答が6割前後を占めています。

2) 地域福祉の主な取組に対する満足度と重要度

①満足度

(n = 683件)

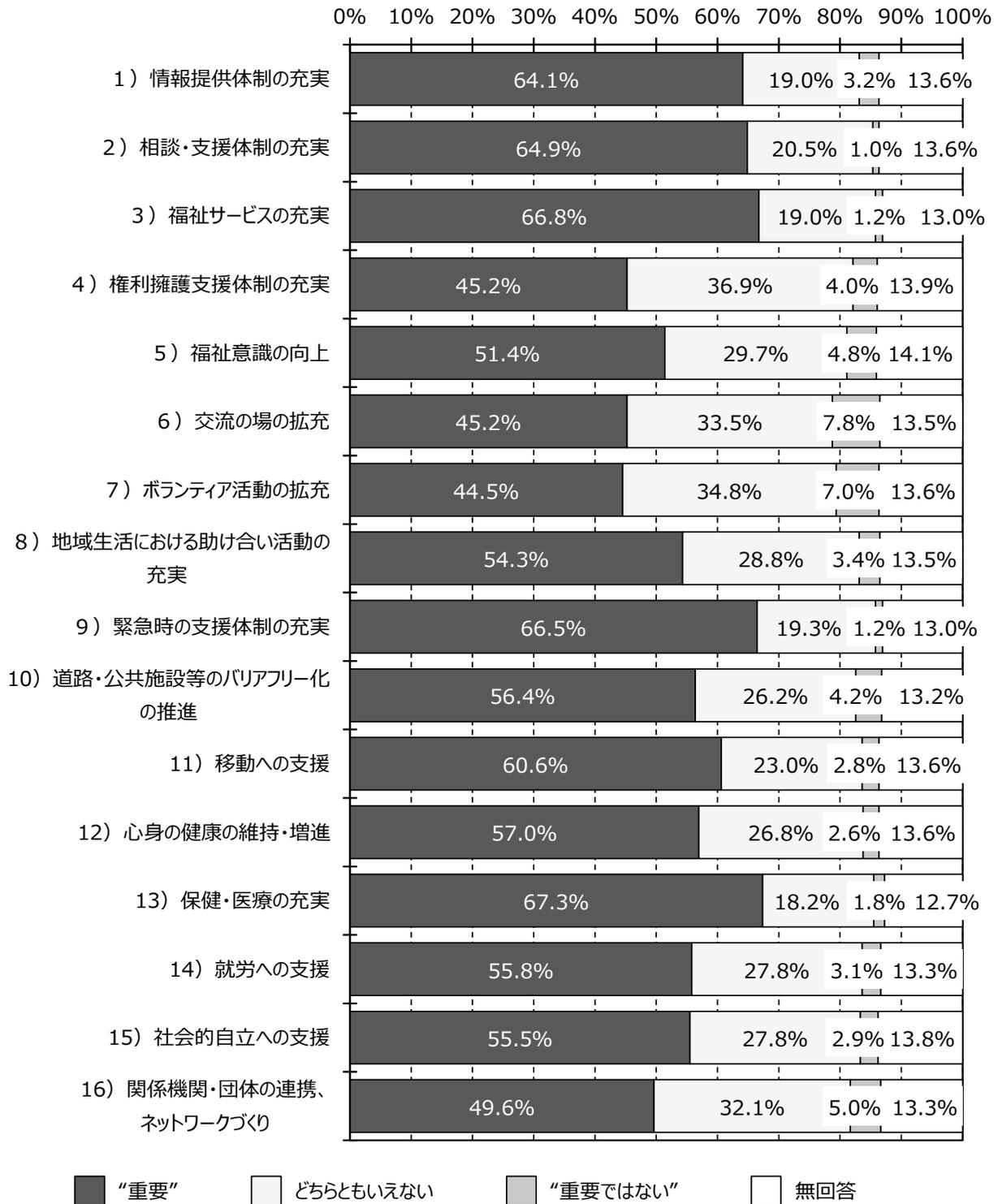


主な地域福祉施策に対して“満足”（「満足」、「やや満足」とする回答をみると、1) 情報提供体制の充実 (30.9%)、3) 福祉サービスの充実 (32.7%) については3割以上が満足としています。

“不満”（「やや不満」、「不満」という回答が3割を超える施策はありませんが、11) 移動への支援については“不満”という回答が1/4を占めており、“満足”という回答の割合を10ポイント上回っています。

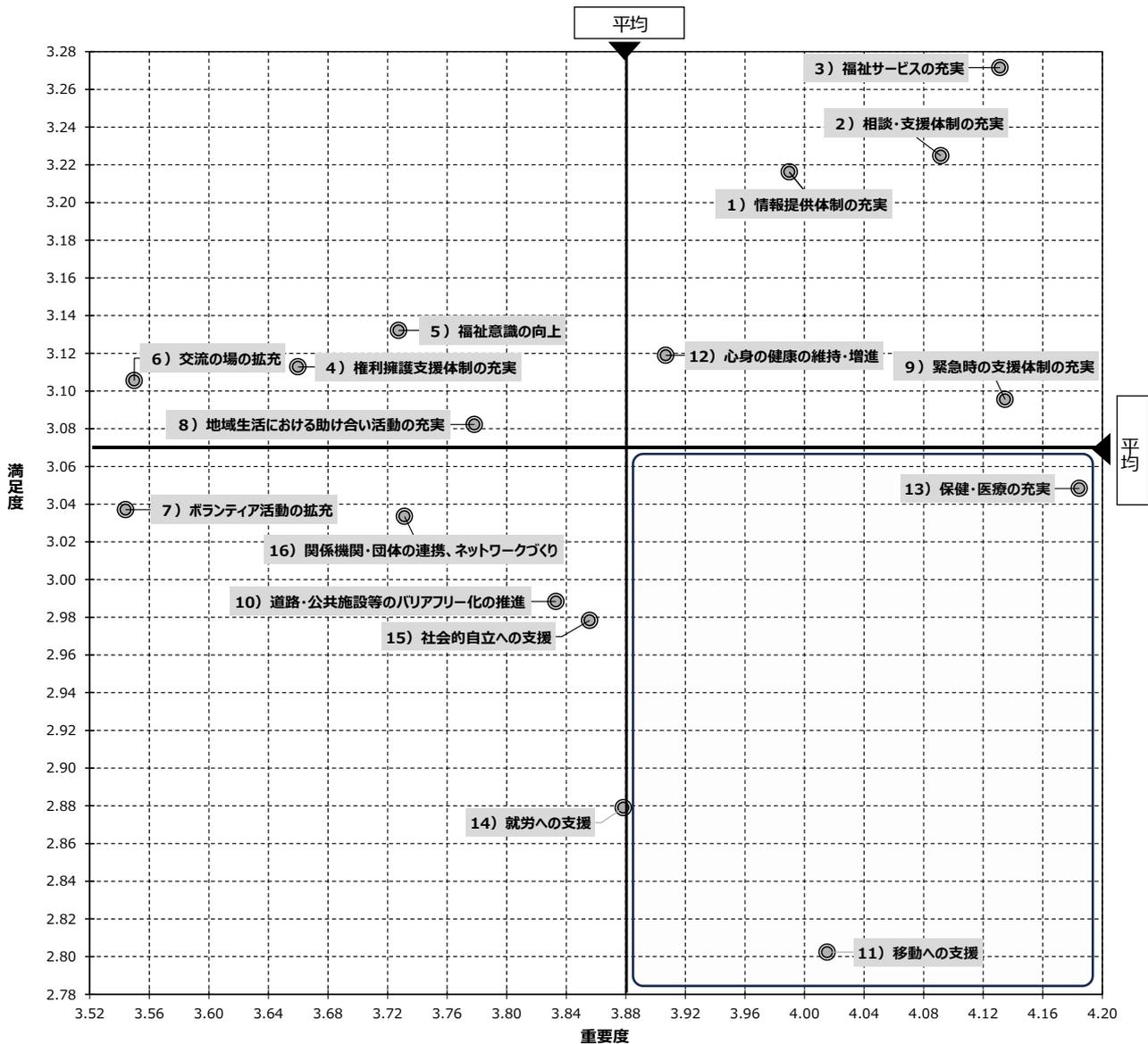
②重要度

(n = 683件)



主な地域福祉施策に対する今後の重要度について聞くと、いずれの施策も「重要」（「重要」、「やや重要」）という回答が多数を占めており、1) 情報提供体制の充実（64.1%）、2) 相談・支援体制の充実（64.9%）、3) 福祉サービスの充実（66.8%）、9) 緊急時の支援体制の充実（66.5%）、13) 保健・医療の充実（67.3%）、11) 移動への支援（60.6%）についてはいずれも6割以上が今後も重要としています。

③満足度と重要度の関係

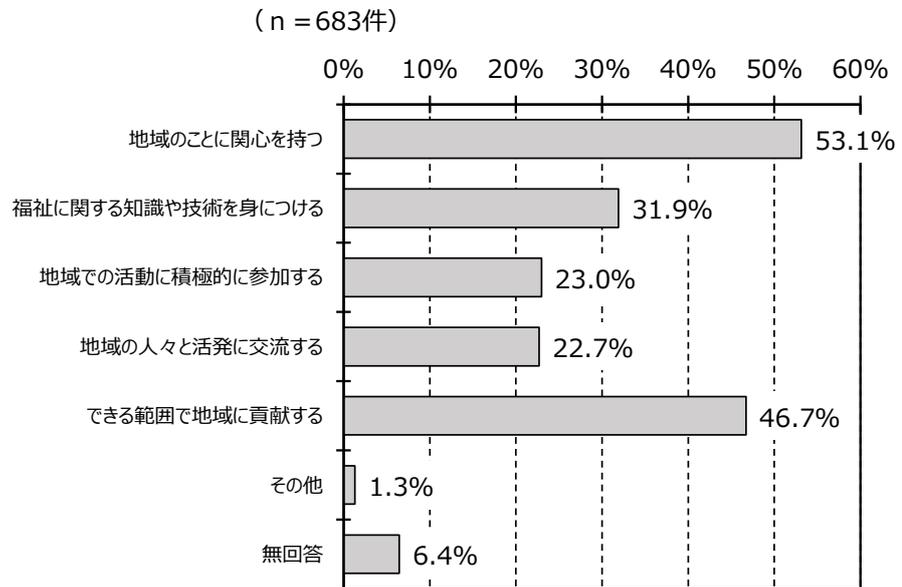


○満足度と重要度について、縦軸に満足度の平均得点、横軸に重要度の平均得点を使用して、主な施策の満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

地域福祉の主な施策について満足度と重要度の関係を整理すると、重要度が平均より高いにも関わらず、満足度が平均より低い、早急な対応が望まれる施策は11) 移動への支援、13) 保健・医療の充実の2施策となっています。

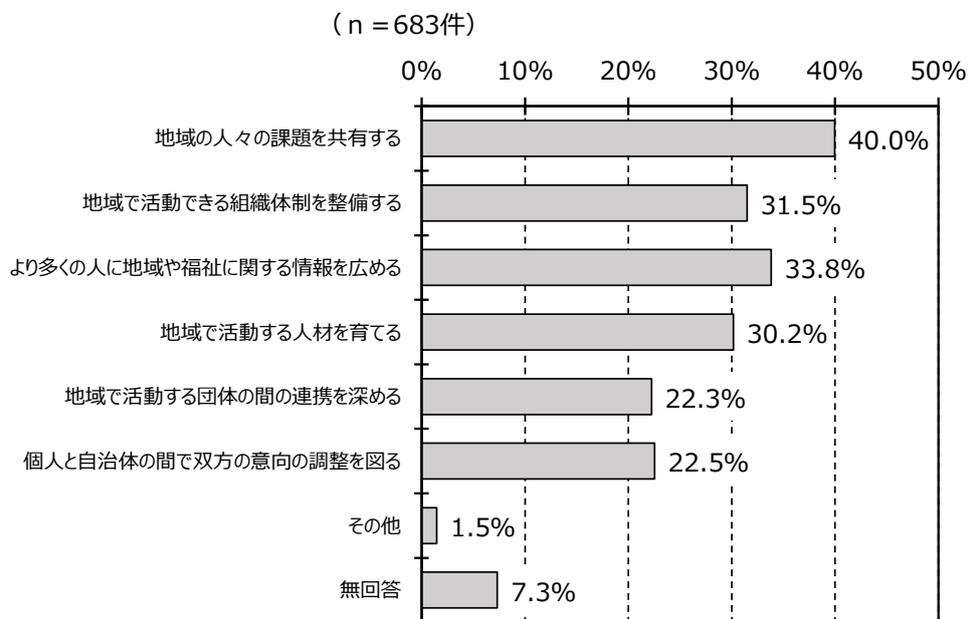
3) 自助・共助・公助において重要なこと

①自助



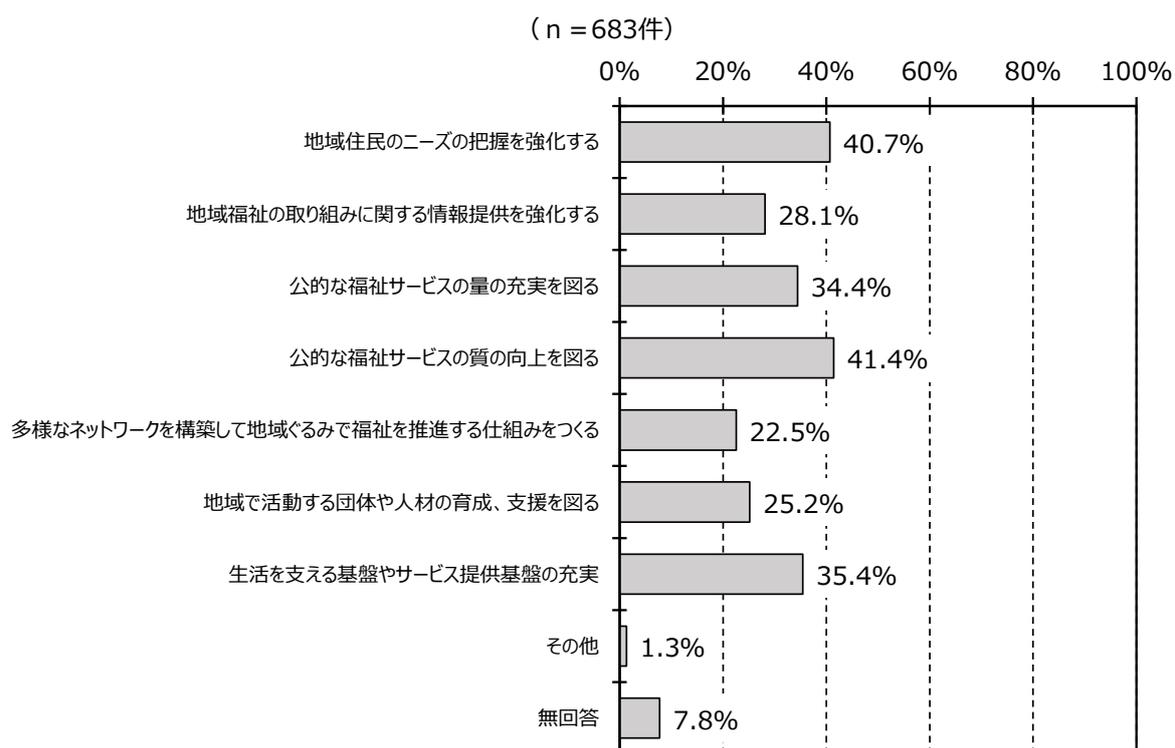
自助において重要なこととしては、「地域のことに関心を持つ」が53.1%でもっとも多く、ついで「できる範囲で地域に貢献する」が46.7%となっています。

②共助



共助において重要なこととしては、「地域の人々の課題を共有する」が40.0%でもっとも多く、ついで「より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める」(33.8%)、「地域で活動できる組織体制を整備する」(31.5%)、「地域で活動する人材を育てる」(30.2%)などが3割を超えています。

③公助

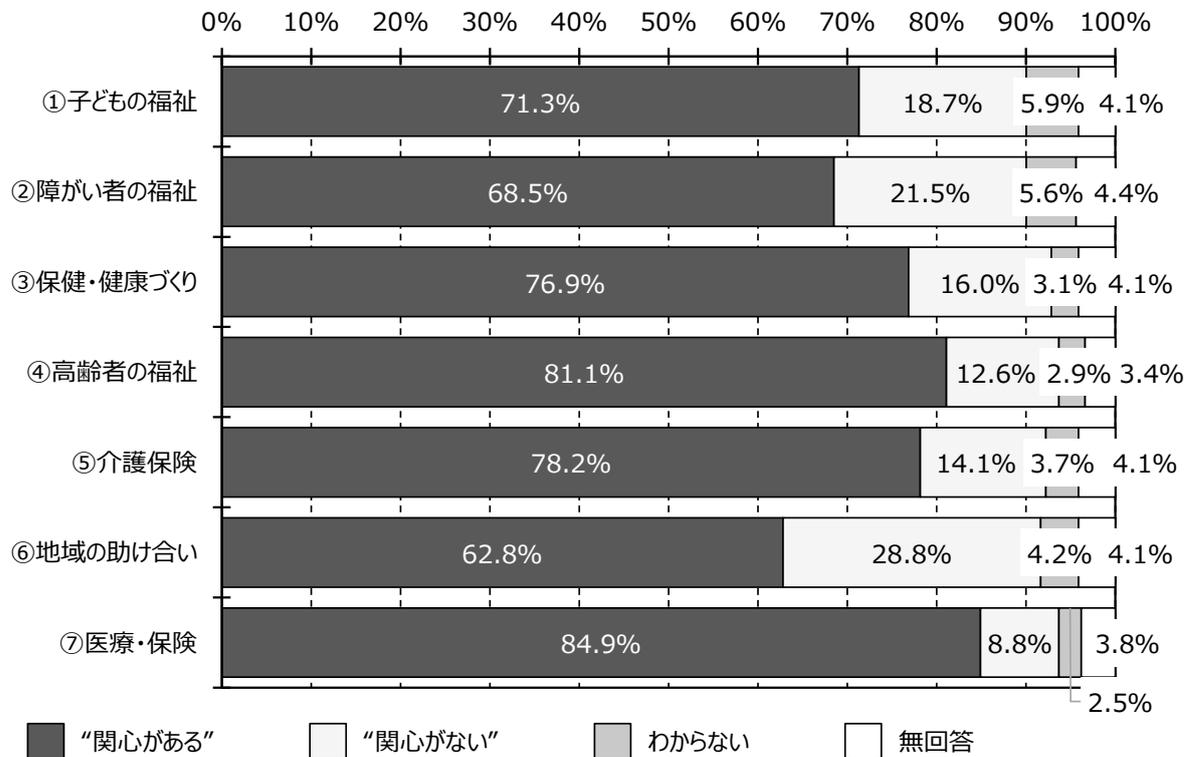


公助において重要なこととしては、「公的な福祉サービスの質の向上を図る」(41.4%) や「地域住民のニーズの把握を強化する」(40.7%) への回答が4割を超え多くなっています。

4) 地域福祉に対する意識・考え方

①関心のある福祉分野

(n = 683件)



福祉の分野ごとの関心度をみると、「非常に関心がある」と「少しは関心がある」をあわせた「関心がある」という回答はいずれの分野においても6割を超えています。中でも⑦医療・保険については84.9%が、④高齢者の福祉（81.1%）、⑤介護保険（78.2%）についても8割前後が「関心がある」としています。

[属性別にみた回答傾向—①子どもの福祉]

		n	“関心がある”	“関心がない”	わからない	無回答
全体		100.0% 683件	71.3% 487件	18.7% 128件	5.9% 40件	4.1% 28件
同居者	妊婦・乳児（1歳未満）	100.0% 15件	100.0% 15件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.0% 0件
	小学校入学前の幼児	100.0% 44件	97.7% 43件	2.3% 1件	0.0% 0件	0.0% 0件
	小学生・中学生	100.0% 87件	97.7% 85件	2.3% 2件	0.0% 0件	0.0% 0件
	高校生	100.0% 52件	90.4% 47件	9.6% 5件	0.0% 0件	0.0% 0件
	65歳以上の方	100.0% 271件	71.2% 193件	20.3% 55件	4.4% 12件	4.1% 11件
	介護を必要とする方	100.0% 61件	68.9% 42件	23.0% 14件	6.6% 4件	1.6% 1件
	障がいのある方	100.0% 80件	62.5% 50件	21.3% 17件	11.3% 9件	5.0% 4件
	いずれもない	100.0% 239件	67.8% 162件	23.4% 56件	6.3% 15件	2.5% 6件

同居者の状況別にみると、①子どもの福祉に“関心がある”（「非常に関心がある」、「少しは関心がある」）という回答は、「妊婦・乳児（1歳未満）」、「小学校入学前の幼児」、「小学生・中学生」、「高校生」という高校生以下の子どもがいる世帯では9割以上ととくに高い割合を占めています。

[属性別にみた回答傾向—②障がい者の福祉]

		n	“関心がある”	“関心がない”	わからない	無回答
全体		100.0% 683件	68.5% 468件	21.5% 147件	5.6% 38件	4.4% 30件
同居者	妊婦・乳児（1歳未満）	100.0% 15件	60.0% 9件	33.3% 5件	6.7% 1件	0.0% 0件
	小学校入学前の幼児	100.0% 44件	63.6% 28件	31.8% 14件	4.5% 2件	0.0% 0件
	小学生・中学生	100.0% 87件	72.4% 63件	26.4% 23件	1.1% 1件	0.0% 0件
	高校生	100.0% 52件	69.2% 36件	28.8% 15件	1.9% 1件	0.0% 0件
	65歳以上の方	100.0% 271件	71.6% 194件	20.3% 55件	3.3% 9件	4.8% 13件
	介護を必要とする方	100.0% 61件	77.0% 47件	16.4% 10件	4.9% 3件	1.6% 1件
	障がいのある方	100.0% 80件	86.3% 69件	6.3% 5件	6.3% 5件	1.3% 1件
	いずれもない	100.0% 239件	66.1% 158件	22.6% 54件	7.9% 19件	3.3% 8件

同居者の状況別にみると、②障がい者の福祉に“関心がある”（「非常に関心がある」、「少しは関心がある」）という回答は、「障がいのある方」がいる世帯では8割以上ととくに高い割合を占めています。

[属性別にみた回答傾向—③保健・健康づくり]

		n	“関心がある”	“関心がない”	わからない	無回答
全体		100.0%	76.9%	16.0%	3.1%	4.1%
		683件	525件	109件	21件	28件
同居者	妊婦・乳児（1歳未満）	100.0%	73.3%	20.0%	6.7%	0.0%
		15件	11件	3件	1件	0件
	小学校入学前の幼児	100.0%	77.3%	20.5%	2.3%	0.0%
		44件	34件	9件	1件	0件
	小学生・中学生	100.0%	80.5%	19.5%	0.0%	0.0%
		87件	70件	17件	0件	0件
	高校生	100.0%	82.7%	17.3%	0.0%	0.0%
		52件	43件	9件	0件	0件
	65歳以上の方	100.0%	79.3%	15.1%	2.2%	3.3%
	271件	215件	41件	6件	9件	
介護を必要とする方	100.0%	78.7%	21.3%	0.0%	0.0%	
	61件	48件	13件	0件	0件	
障がいのある方	100.0%	75.0%	12.5%	8.8%	3.8%	
	80件	60件	10件	7件	3件	
いずれもない	100.0%	77.4%	16.3%	3.3%	2.9%	
	239件	185件	39件	8件	7件	

同居者の状況別にみると、③保健・健康づくりに「関心がある」（「非常に関心がある」、「少しは関心がある」）という回答は全般的に割合が高く、中でも「小学生・中学生」や「高校生」がいる世帯で8割を超えています。

[属性別にみた回答傾向—④高齢者の福祉]

		n	“関心がある”	“関心がない”	わからない	無回答
全体		100.0%	81.1%	12.6%	2.9%	3.4%
		683件	554件	86件	20件	23件
同居者	妊婦・乳児（1歳未満）	100.0%	66.7%	26.7%	6.7%	0.0%
		15件	10件	4件	1件	0件
	小学校入学前の幼児	100.0%	63.6%	31.8%	4.5%	0.0%
		44件	28件	14件	2件	0件
	小学生・中学生	100.0%	81.6%	17.2%	1.1%	0.0%
		87件	71件	15件	1件	0件
	高校生	100.0%	82.7%	17.3%	0.0%	0.0%
		52件	43件	9件	0件	0件
	65歳以上の方	100.0%	83.8%	11.4%	1.8%	3.0%
	271件	227件	31件	5件	8件	
介護を必要とする方	100.0%	91.8%	6.6%	1.6%	0.0%	
	61件	56件	4件	1件	0件	
障がいのある方	100.0%	80.0%	10.0%	7.5%	2.5%	
	80件	64件	8件	6件	2件	
いずれもない	100.0%	82.0%	13.0%	2.9%	2.1%	
	239件	196件	31件	7件	5件	

同居者の状況別にみると、④高齢者の福祉に「関心がある」（「非常に関心がある」、「少しは関心がある」）という回答は、「妊婦・乳児（1歳未満）」や「小学校入学前の幼児」がいる世帯ではやや割合が低いものの、それ以外ではいずれも8割以上が関心があるとしています。

[属性別にみた回答傾向—⑤介護保険]

		n	“関心がある”	“関心がない”	わからない	無回答
全体		100.0%	78.2%	14.1%	3.7%	4.1%
		683件	534件	96件	25件	28件
同居者	妊婦・乳児（1歳未満）	100.0%	66.7%	26.7%	6.7%	0.0%
		15件	10件	4件	1件	0件
	小学校入学前の幼児	100.0%	61.4%	36.4%	2.3%	0.0%
		44件	27件	16件	1件	0件
	小学生・中学生	100.0%	71.3%	27.6%	1.1%	0.0%
		87件	62件	24件	1件	0件
	高校生	100.0%	84.6%	13.5%	1.9%	0.0%
		52件	44件	7件	1件	0件
	65歳以上の方	100.0%	84.1%	9.6%	2.6%	3.7%
	271件	228件	26件	7件	10件	
介護を必要とする方	100.0%	86.9%	11.5%	1.6%	0.0%	
	61件	53件	7件	1件	0件	
障がいのある方	100.0%	75.0%	11.3%	10.0%	3.8%	
	80件	60件	9件	8件	3件	
いずれもない	100.0%	78.7%	14.2%	4.2%	2.9%	
	239件	188件	34件	10件	7件	

同居者の状況別にみると、⑤介護に“関心がある”（「非常に関心がある」、「少しは関心がある」）という回答は、「高校生」、「65歳以上の方」、「介護を必要とする方」がいる世帯で8割以上ととくに高い割合を占めています。

[属性別にみた回答傾向—⑥地域の助け合い]

		n	“関心がある”	“関心がない”	わからない	無回答
全体		100.0%	62.8%	28.8%	4.2%	4.1%
		683件	429件	197件	29件	28件
同居者	妊婦・乳児（1歳未満）	100.0%	53.3%	40.0%	6.7%	0.0%
		15件	8件	6件	1件	0件
	小学校入学前の幼児	100.0%	54.5%	43.2%	2.3%	0.0%
		44件	24件	19件	1件	0件
	小学生・中学生	100.0%	60.9%	37.9%	1.1%	0.0%
		87件	53件	33件	1件	0件
	高校生	100.0%	71.2%	28.8%	0.0%	0.0%
		52件	37件	15件	0件	0件
	65歳以上の方	100.0%	65.7%	28.4%	3.0%	3.0%
	271件	178件	77件	8件	8件	
介護を必要とする方	100.0%	72.1%	26.2%	1.6%	0.0%	
	61件	44件	16件	1件	0件	
障がいのある方	100.0%	57.5%	28.8%	10.0%	3.8%	
	80件	46件	23件	8件	3件	
いずれもない	100.0%	61.9%	28.9%	5.4%	3.8%	
	239件	148件	69件	13件	9件	

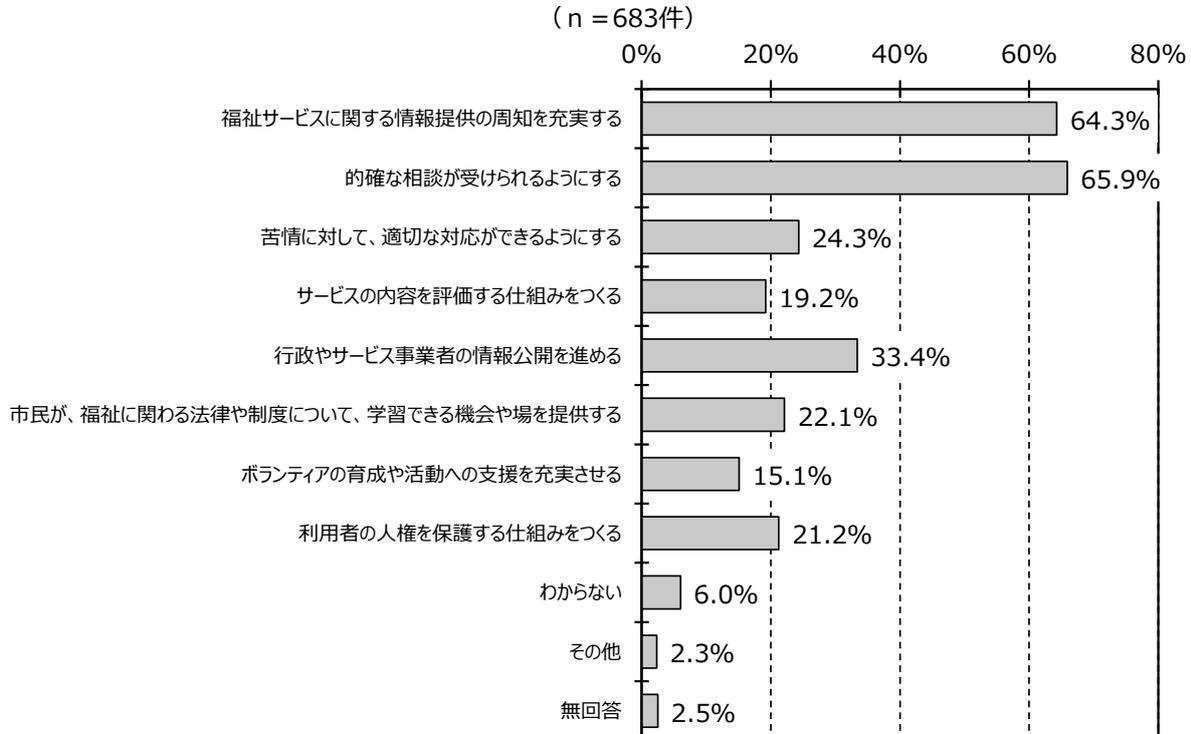
同居者の状況別にみると、⑥地域の助け合いに“関心がある”（「非常に関心がある」、「少しは関心がある」）という回答は、「高校生」、「介護を必要とする方」がいる世帯では7割以上を占めています。

〔属性別にみた回答傾向—⑦医療・保険〕

		n	“関心がある”	“関心がない”	わからない	無回答
全体		100.0%	84.9%	8.8%	2.5%	3.8%
		683件	580件	60件	17件	26件
同居者	妊婦・乳児（1歳未満）	100.0%	86.7%	13.3%	0.0%	0.0%
		15件	13件	2件	0件	0件
	小学校入学前の幼児	100.0%	93.2%	6.8%	0.0%	0.0%
		44件	41件	3件	0件	0件
	小学生・中学生	100.0%	90.8%	6.9%	1.1%	1.1%
		87件	79件	6件	1件	1件
	高校生	100.0%	92.3%	7.7%	0.0%	0.0%
		52件	48件	4件	0件	0件
65歳以上の方	100.0%	84.9%	9.6%	1.1%	4.4%	
	271件	230件	26件	3件	12件	
介護を必要とする方	100.0%	86.9%	13.1%	0.0%	0.0%	
	61件	53件	8件	0件	0件	
障がいのある方	100.0%	85.0%	6.3%	7.5%	1.3%	
	80件	68件	5件	6件	1件	
いずれもない	100.0%	83.7%	11.3%	2.9%	2.1%	
	239件	200件	27件	7件	5件	

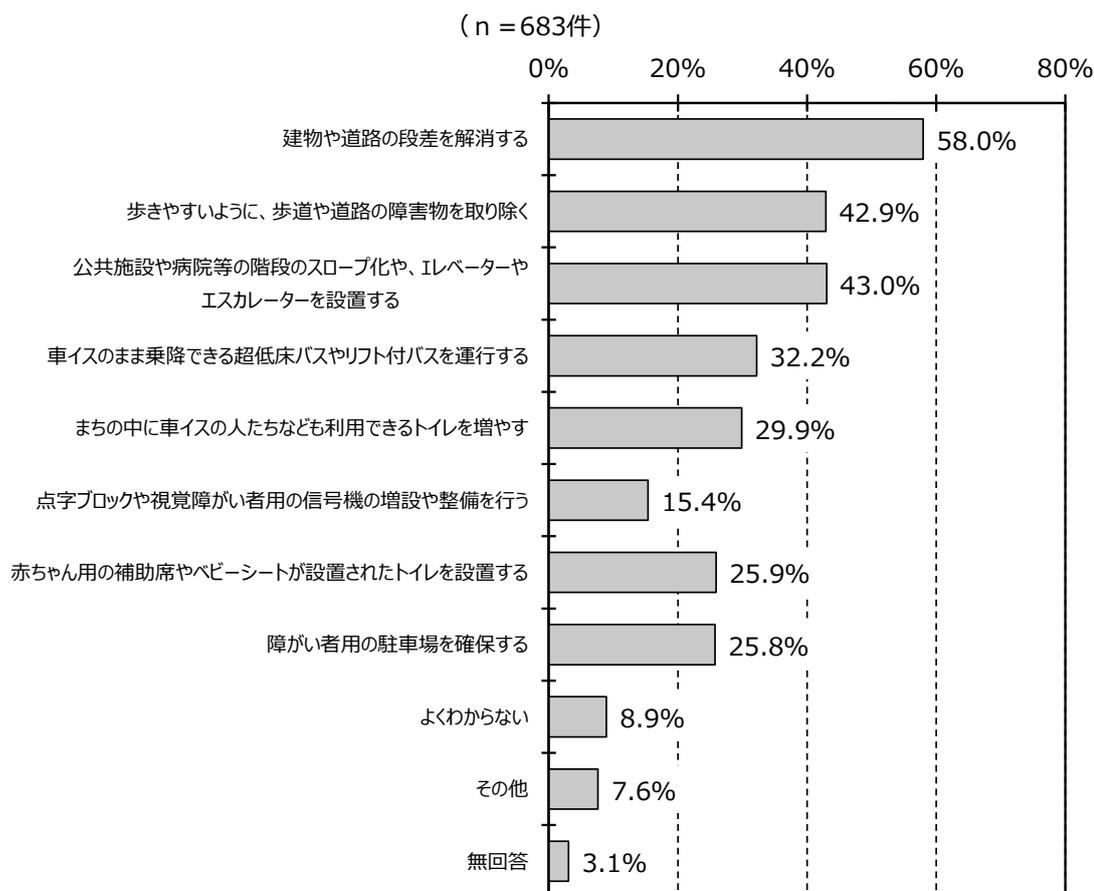
同居者の状況別にみると、⑦医療・保険に“関心がある”（「非常に関心がある」、「少しは関心がある」）という回答は、いずれの世帯においても8割を超えており、共通して高い関心を持たれています。

②利用者最優先の「福祉サービス」を実現するために必要なこと



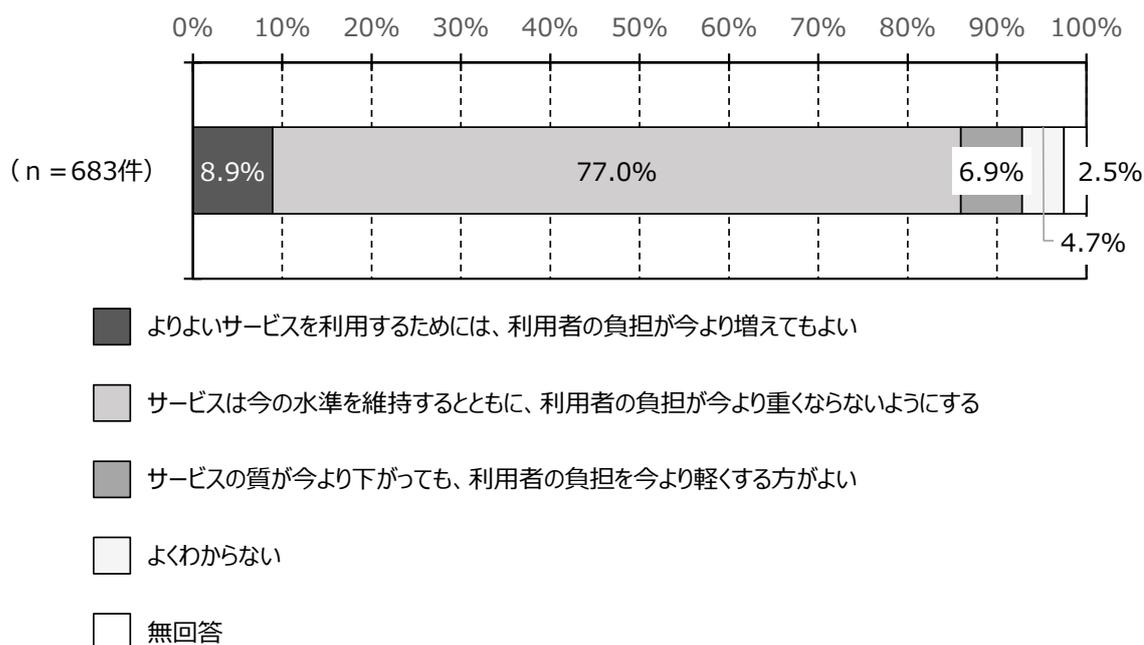
利用者本位の「福祉サービス」を実現するためには「的確な相談が受けられるようにする」(65.9%)、「福祉サービスに関する情報提供の周知を充実する」(64.3%)への回答がともに6割を超え多くなっています。

③福祉のまちづくりについて



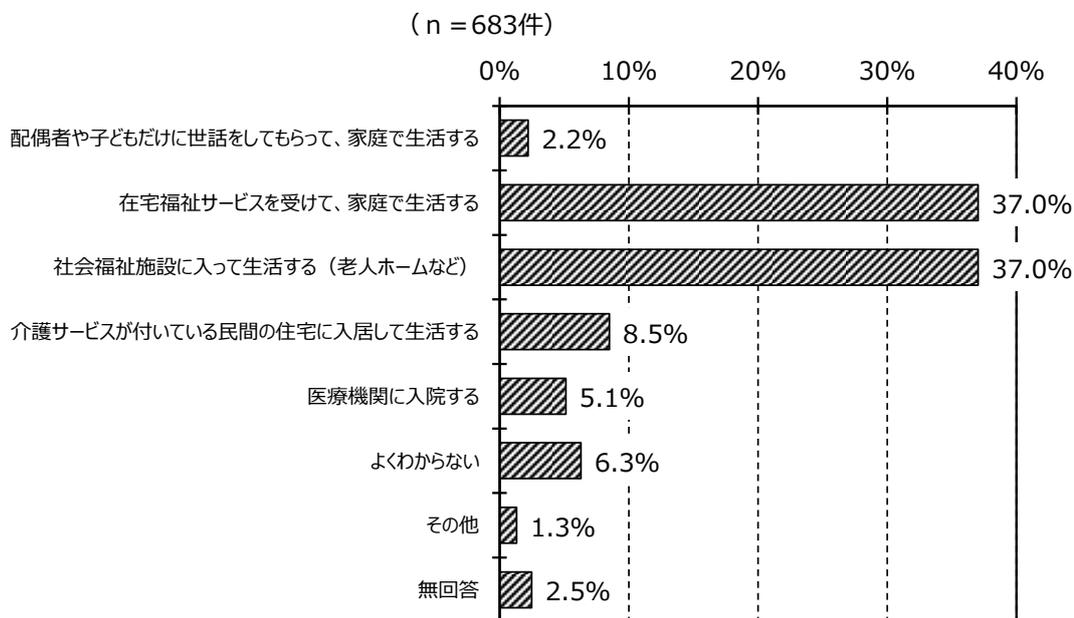
誰もが外出しやすいまちづくりを進める上で必要なこととしては、「建物や道路の段差を解消する」が58.0%でもっとも多く、ついで「公共施設や病院等の階段のスロープ化や、エレベーターやエスカレーターを設置する」が43.0%、「歩きやすいように、歩道や道路の障害物（商品や看板、違法駐車、放置自転車、電柱等）を取り除く」が42.9%となっています。

④福祉サービスの水準と費用負担の考え方



福祉サービスの水準と費用負担のあり方については、「サービスは今の水準を維持するとともに、利用者の負担が今より重くならないようにする」への回答が 77.0%でもっとも多く、全体の8割近くを占めています。

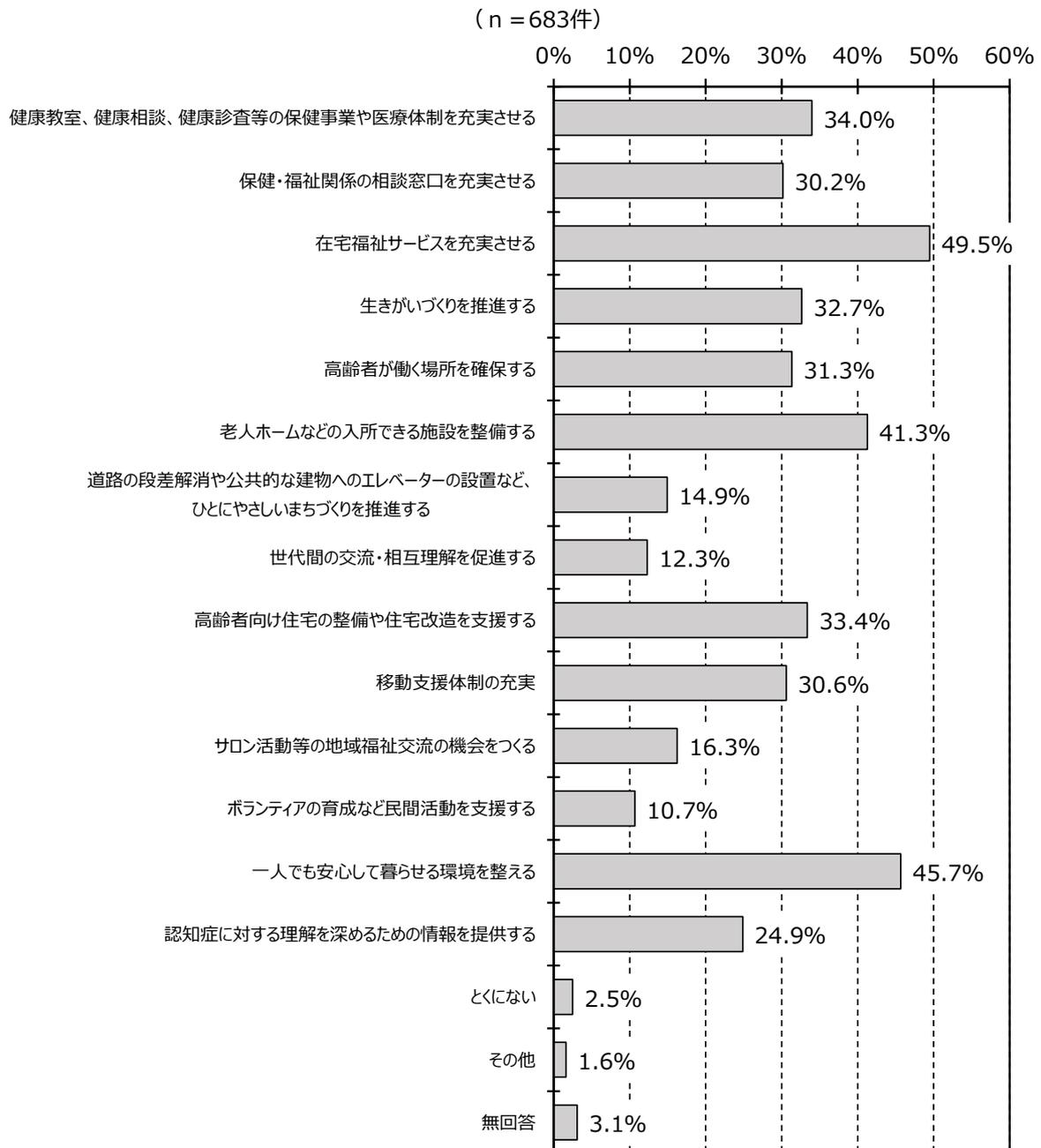
⑤希望する介護のあり方



長期間にわたって介護が必要になったときに希望する介護のあり方については、「在宅福祉サービスを受けて、家庭で生活する」、「社会福祉施設に入って生活する（老人ホームなど）」がともに 37.0%と同じ割合を占めており、施設系サービスの希望と在宅ケアの希望が拮抗しています。

5) 福祉の個別分野に対する意識・要望

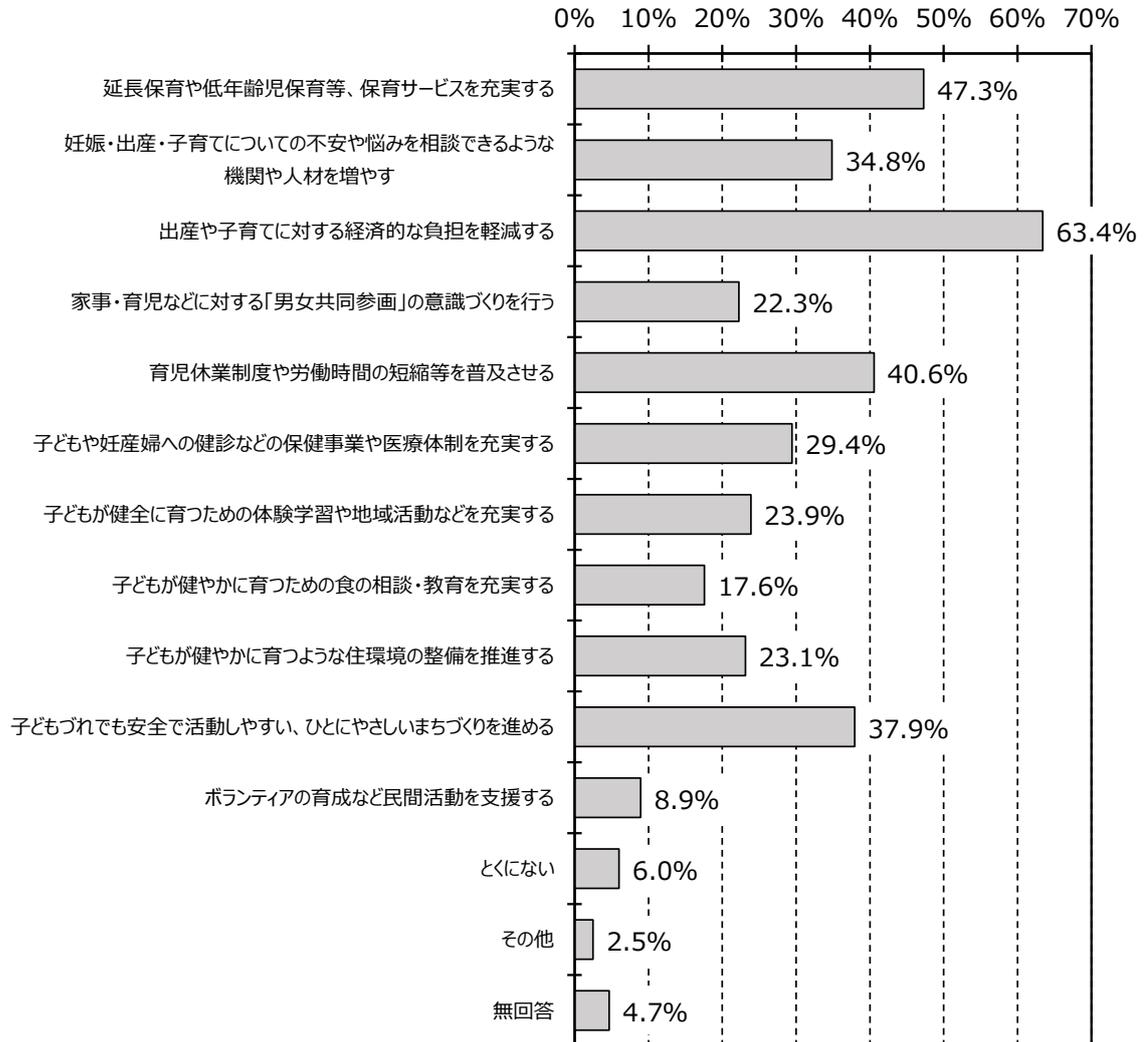
①高年齢者福祉について



高齢者が安心して暮らすために必要なこととしては、「在宅福祉サービスを充実させる」が49.5%でもっとも多く、ついで「一人でも安心して暮らせる環境を整える」が45.7%、「老人ホームなどの入所できる施設を整備する」が41.3%となっています。

②子どもの福祉・保健について

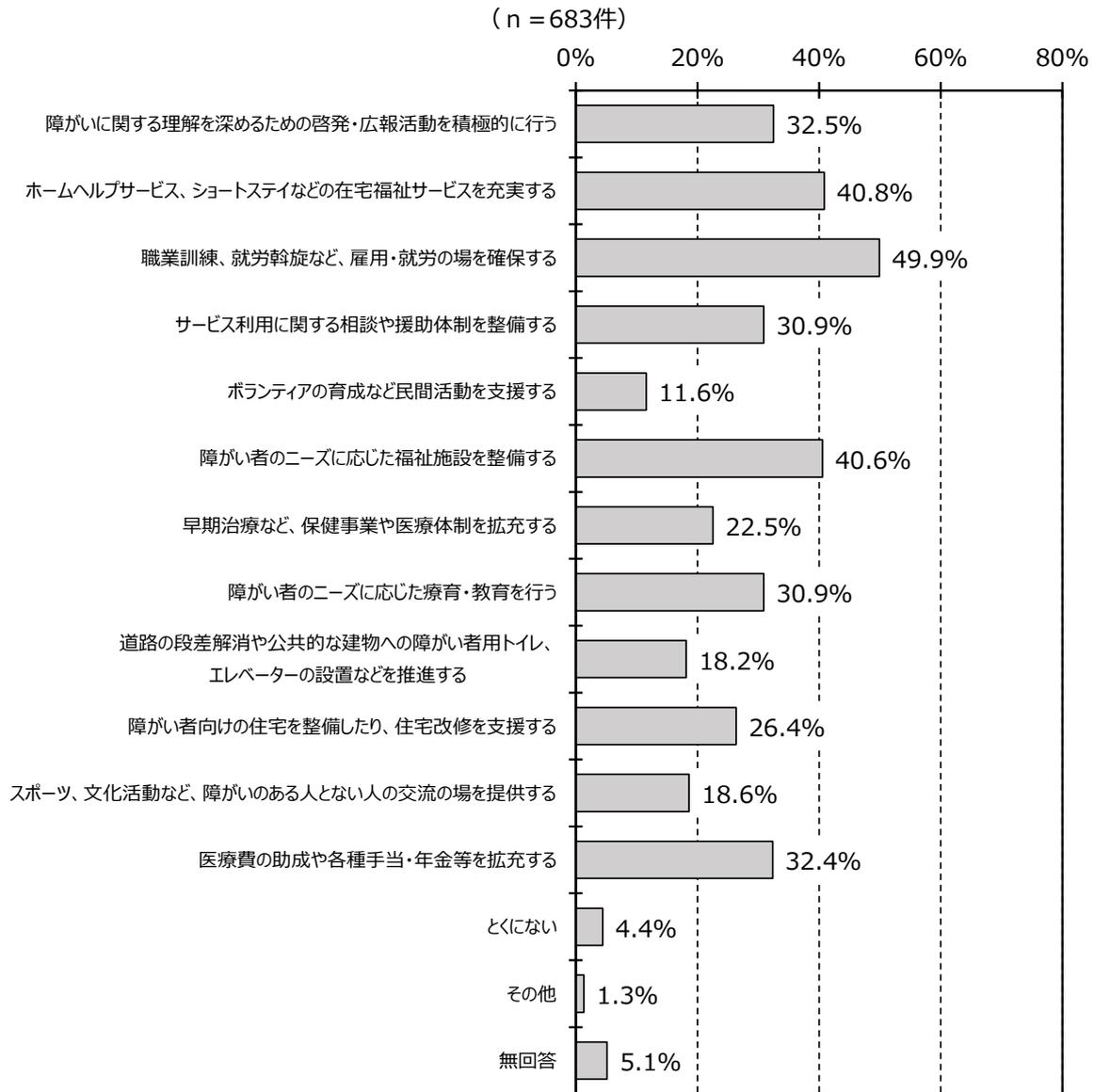
(n = 683件)



子どもたちが健やかに育つために必要なこととしては、「出産や子育てに対する経済的な負担を軽減する」が63.4%でもっとも多くなっています。

その他に「延長保育や低年齢児保育等、保育サービスを充実する」(47.3%)、「育児休業制度や労働時間の短縮等を普及させる」なども4割以上が必要としています。

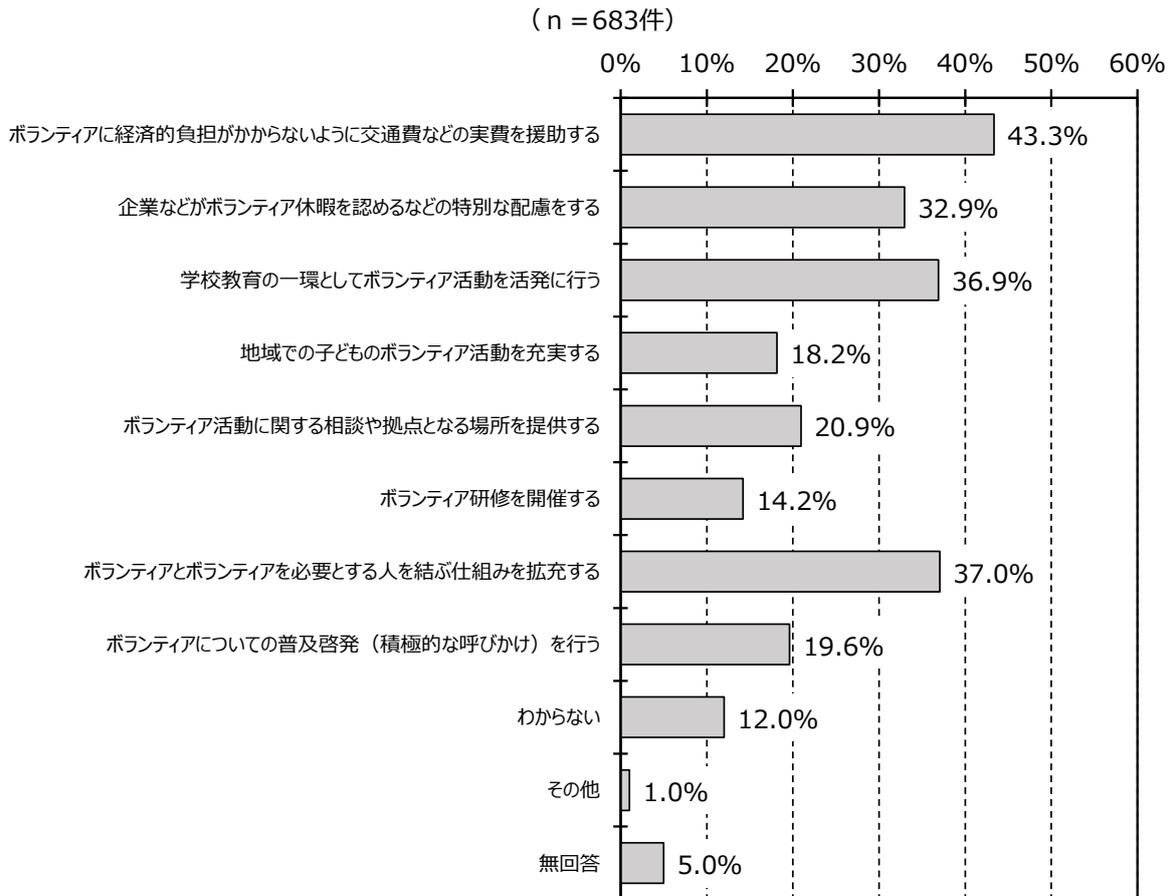
③障がい者福祉について



障がいのある人が安心して暮らすために大切なこととしては、「職業訓練、就労斡旋など、雇用・就労の場を確保する」が49.9%でもっとも多くなっています。

ついで「ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスを充実する」(40.8%)、「障がい者のニーズに応じた福祉施設を整備する」(40.6%)についても4割が大切として挙げています。

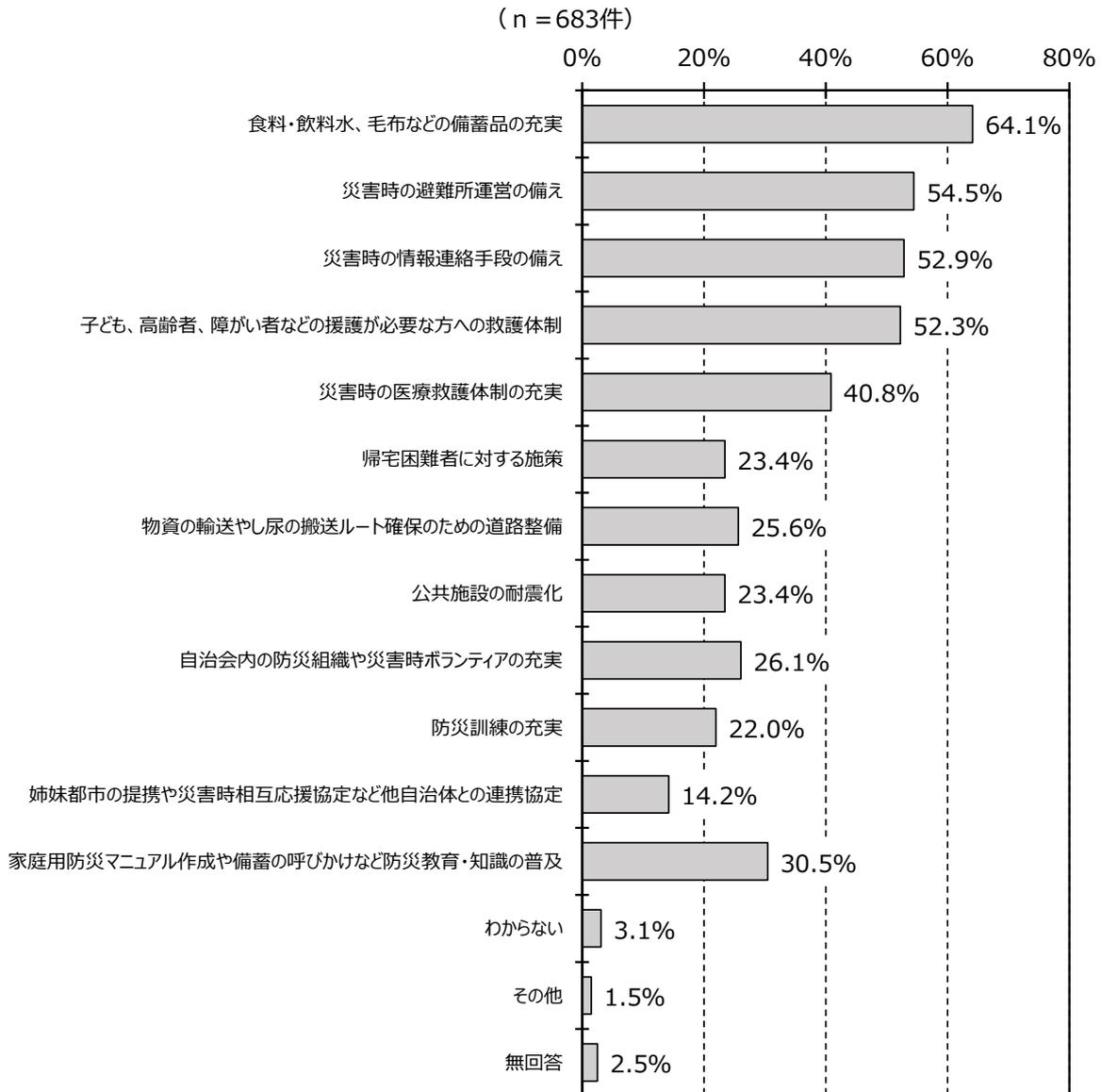
④ボランティア活動の推進のために必要なこと



ボランティア活動の推進のために必要なこととしては、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」が43.3%でもっとも多くなっています。

その他に「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」(37.0%)、「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」(36.9%)なども4割近くが挙げています。

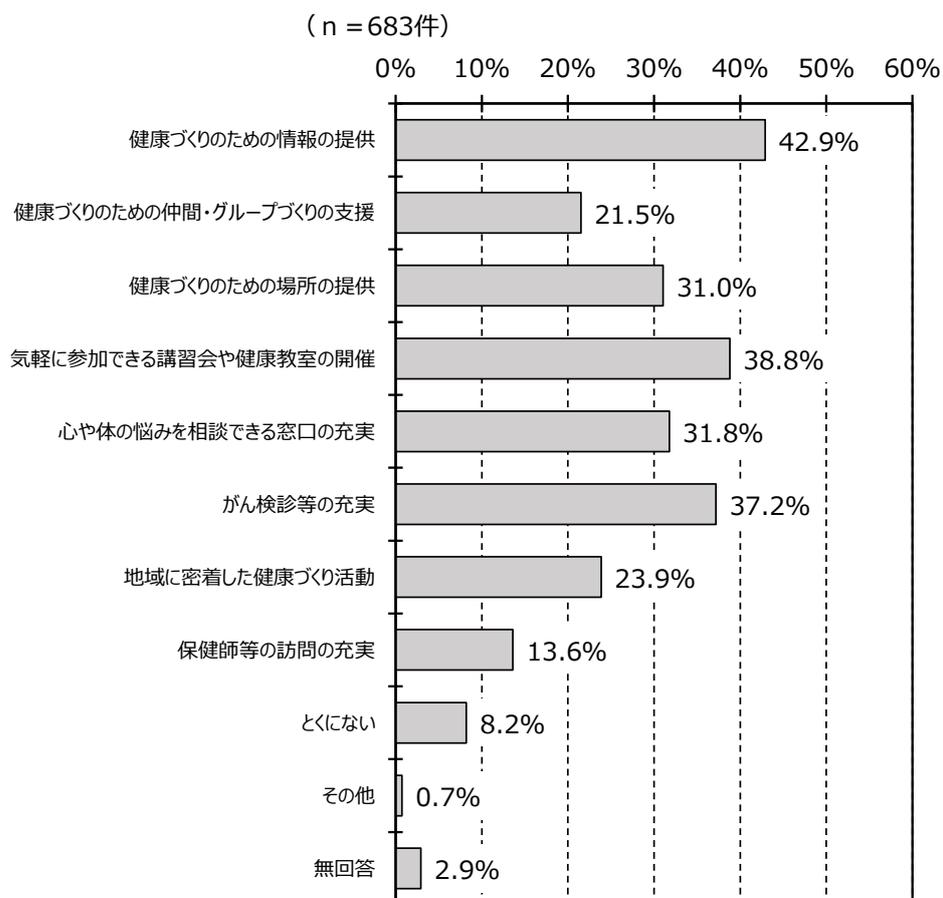
⑤防災対策について



防災対策を進めていく上で重要なこととしては「食料・飲料水、毛布などの備蓄品の充実」が64.1%でもっとも多くなっています。

その他に「災害時の避難所運営の備え」(54.5%)、「災害時の情報連絡手段の備え」(52.9%)、「子ども、高齢者、障がい者などの援護が必要な方への救護体制」(52.3%)についても半数以上が重要として挙げています。

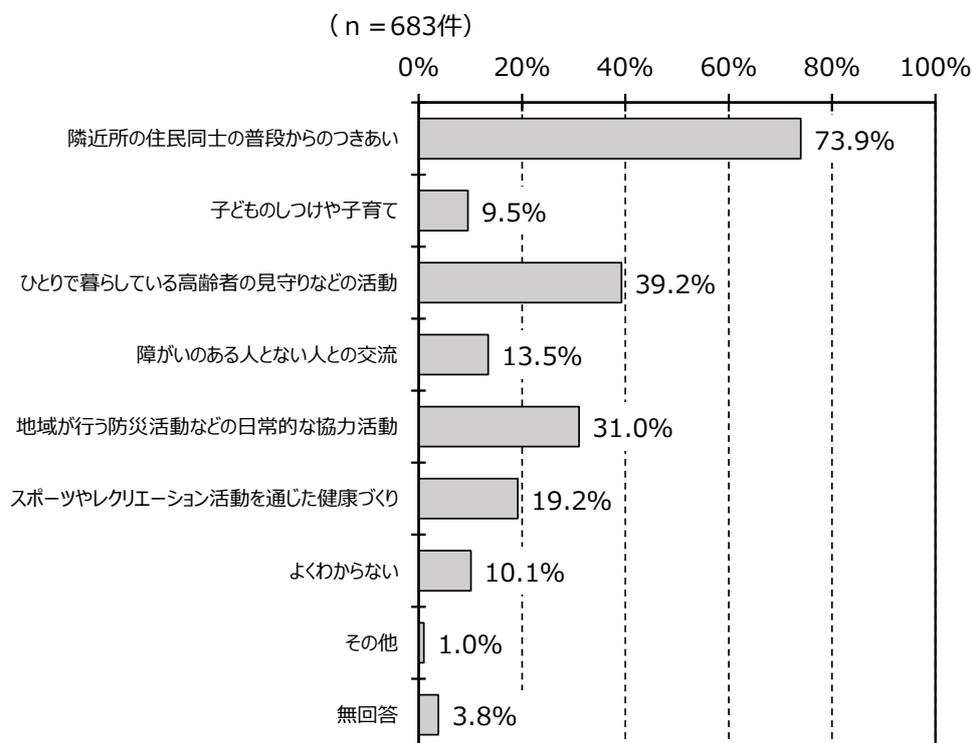
⑥健康づくりについて



健康づくりのために必要な事業について聞くと、「健康づくりのための情報の提供」(42.9%)、「気軽に参加できる講習会や健康教室の開催」(38.8%)、「がん検診等の充実」(37.2%)への回答がいずれも4割前後で多くなっています。

6) 地域福祉の推進について

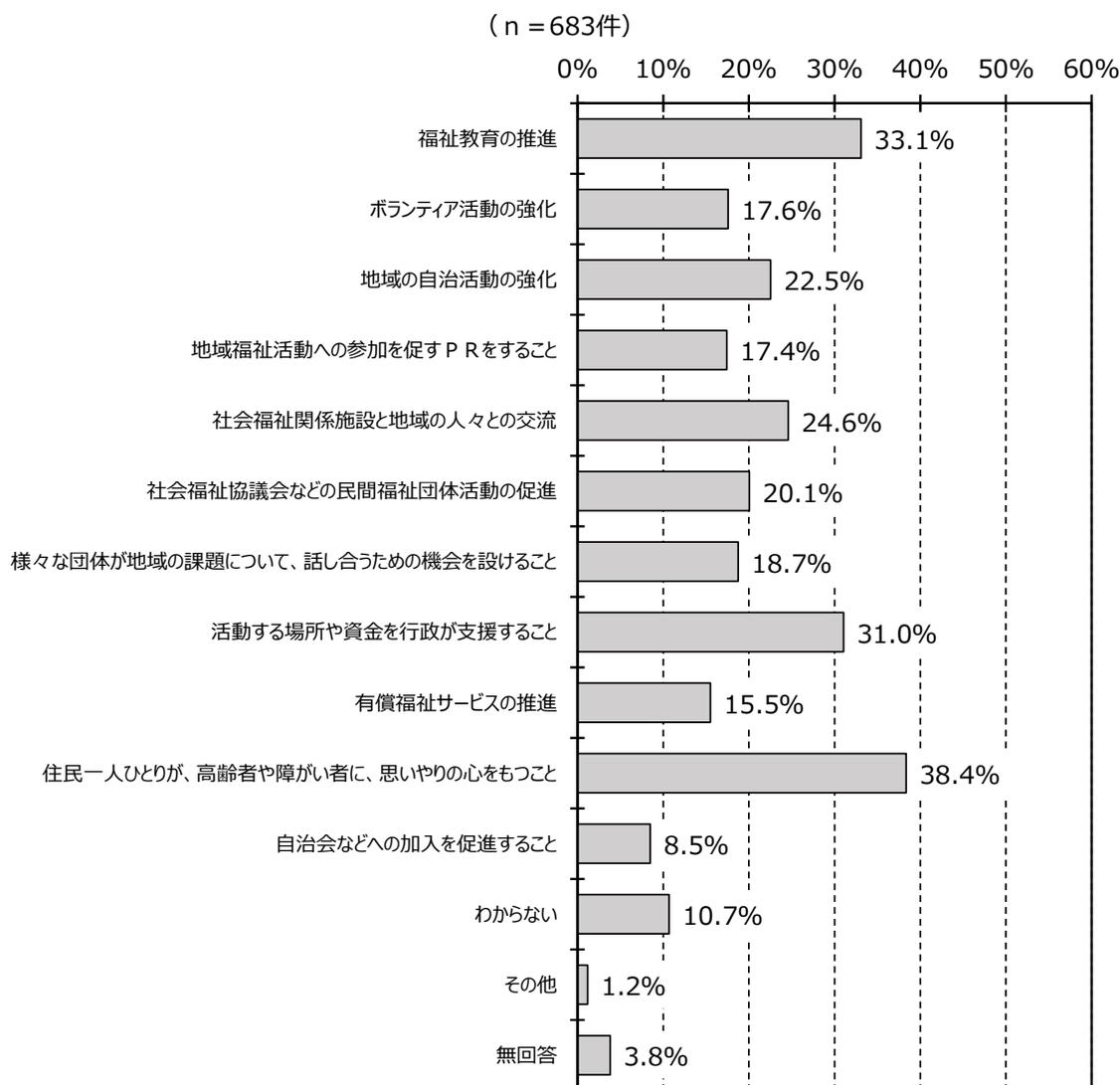
①地域での支え合いのために必要なこと



地域の人々がお互いに支え合っていく上で大切なこととしては、「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」(73.9%)への回答が圧倒的に多く、全体の7割以上が挙げています。

その他に「ひとりで暮らしている高齢者の見守りなどの活動」(39.2%)、「地域が行う防災活動などの日常的な協力活動」(30.1%)などが多く挙げられています。

②地域福祉の推進において重要なこと

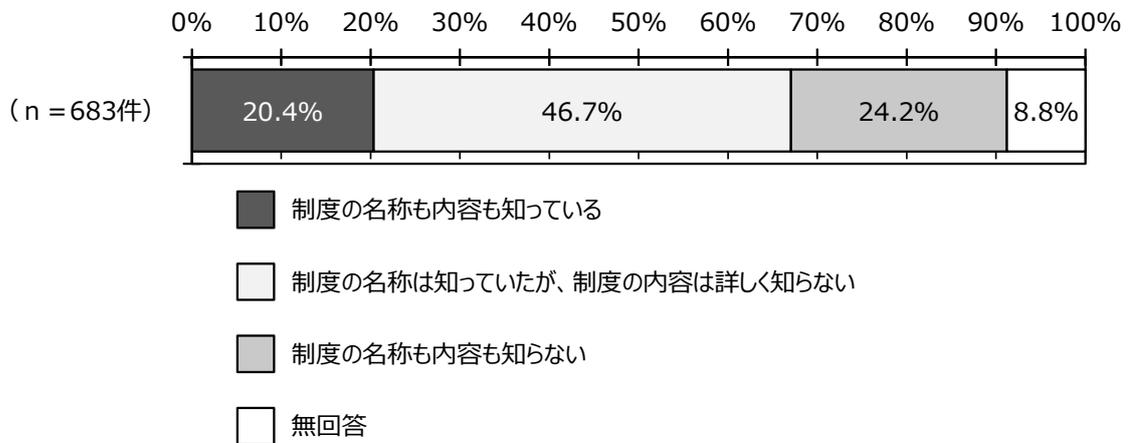


地域の社会福祉の推進を図るために重要なこととしては、「住民一人ひとりが、高齢者や障がい者に、思いやりの心をもつこと」が38.4%でもっとも多くなっています。

「福祉教育の推進」(33.1%)、「活動する場所や資金を行政が支援すること」(31.0%)についても3割以上が重要として挙げています。

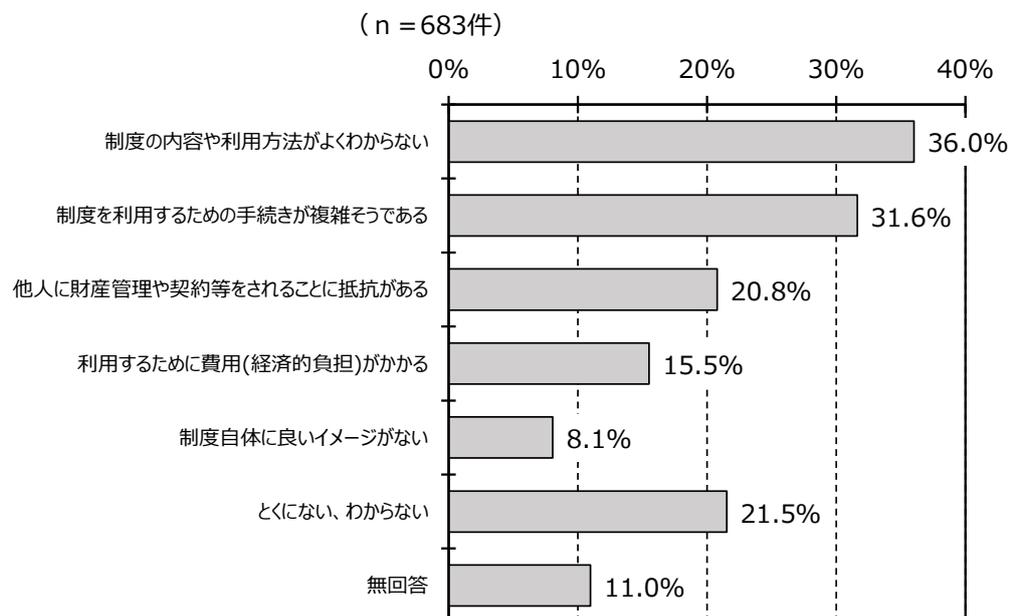
7) 成年後見制度について

①成年後見制度の認知状況



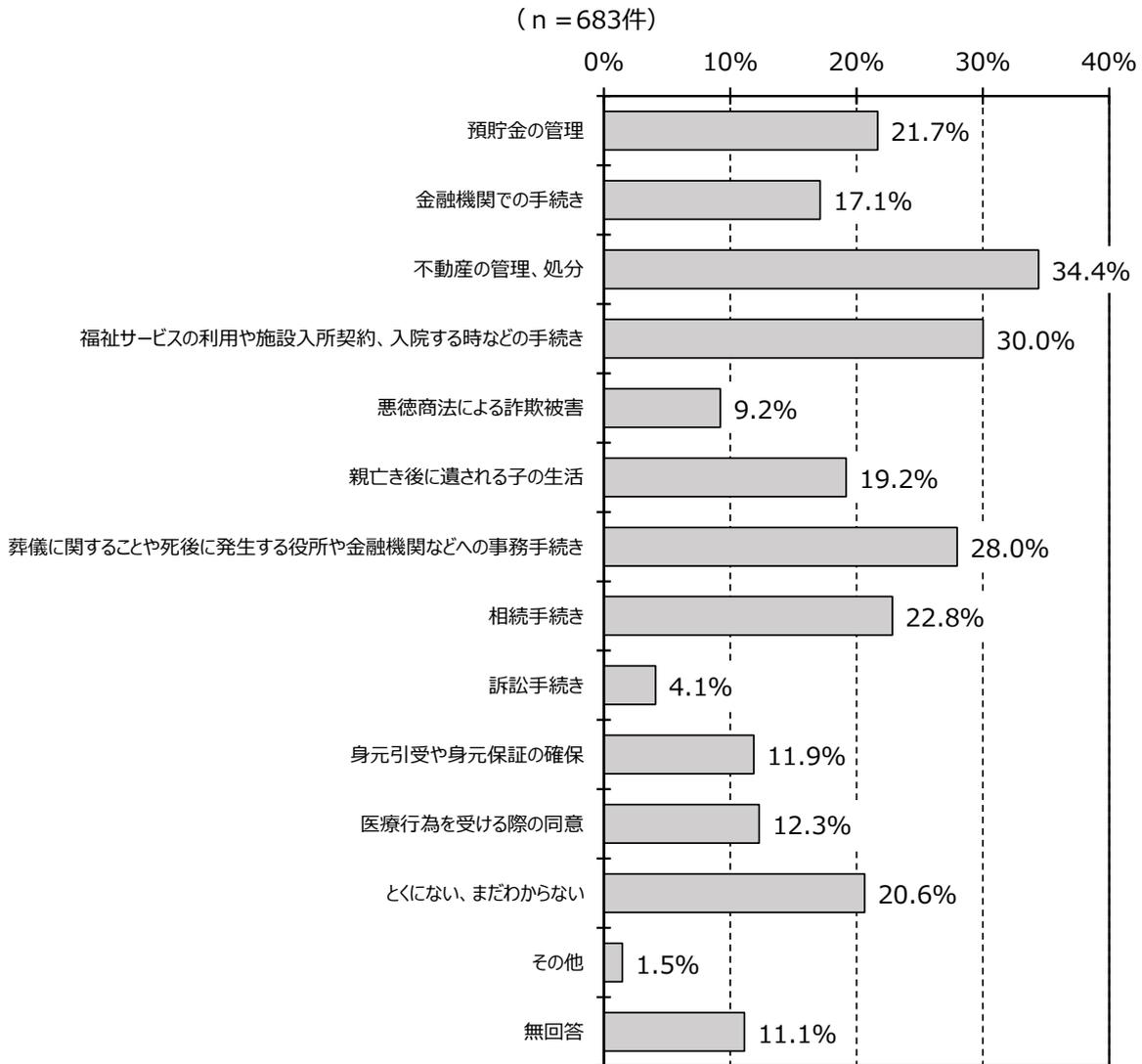
「成年後見制度」の認知状況をみると、半数近くは「制度の名称は知っていたが、制度の内容は詳しく知らない」(46.7%)としており、「制度の名称も内容も知らない」(24.2%)をあわせると、全体の7割は制度の詳細を理解していないとしています。

②成年後見制度への不安



成年後見制度について不安なことや気になることとしては、「制度の内容や利用方法がよくわからない」が36.0%、「制度を利用するための手続きが複雑そうである」が31.6%でともに3割以上が不安としています。

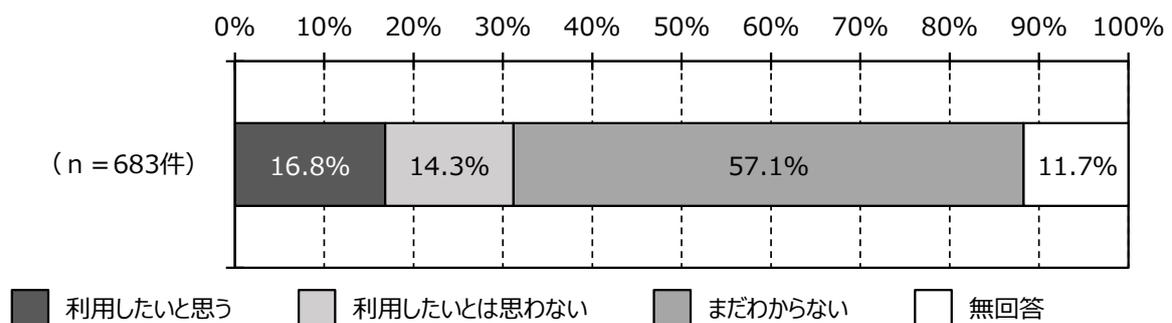
③自身の将来に対する不安



自身の将来に対する不安としては、「不動産の管理、処分」が34.4%、「福祉サービスの利用や施設入所契約、入院する時などの手続き」が30.0%でともに3割以上が不安としています。

その他に「葬儀に関することや死後に発生する役所や金融機関などへの事務手続き」(28.0%)、「相続手続き」(22.8%)、「預貯金の管理」(21.7%)なども不安と回答する割合が2割を超えています。

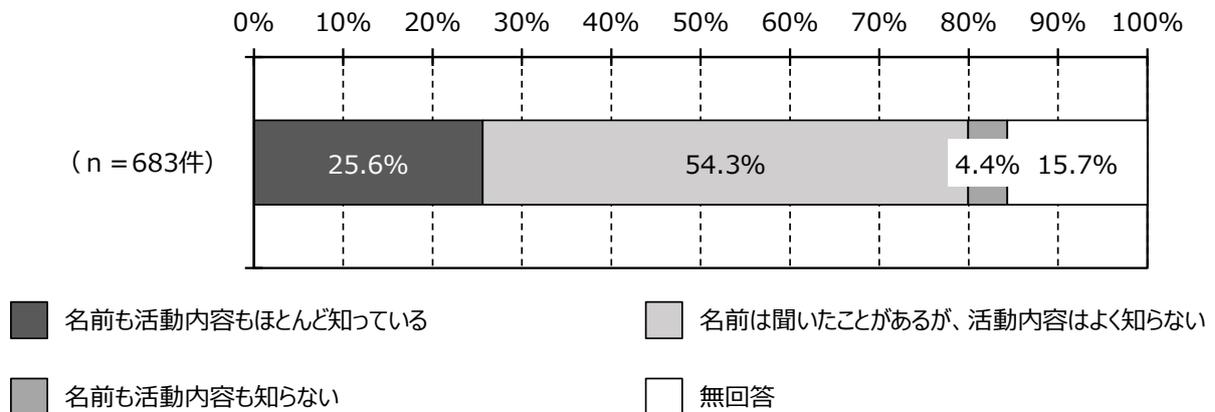
④成年後見制度の利用意向



未来の成年後見制度の利用意向について聞くと、6割近くは「まだわからない」(57.1%)としています。

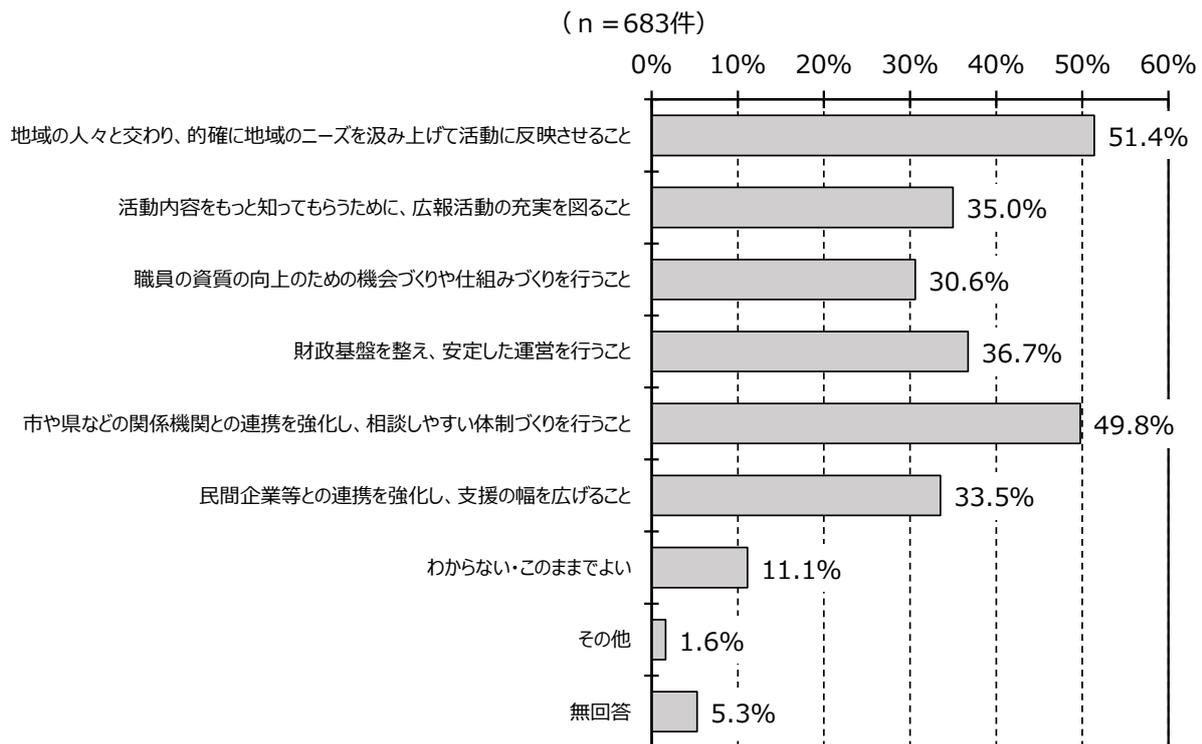
8) 社会福祉協議会について

①社会福祉協議会の認知状況



社会福祉協議会の認知状況をみると、「名前も活動内容もほとんど知っている」は25.6%で、半数以上が「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」(54.3%)としています。

②社会福祉協議会に充実してほしいこと

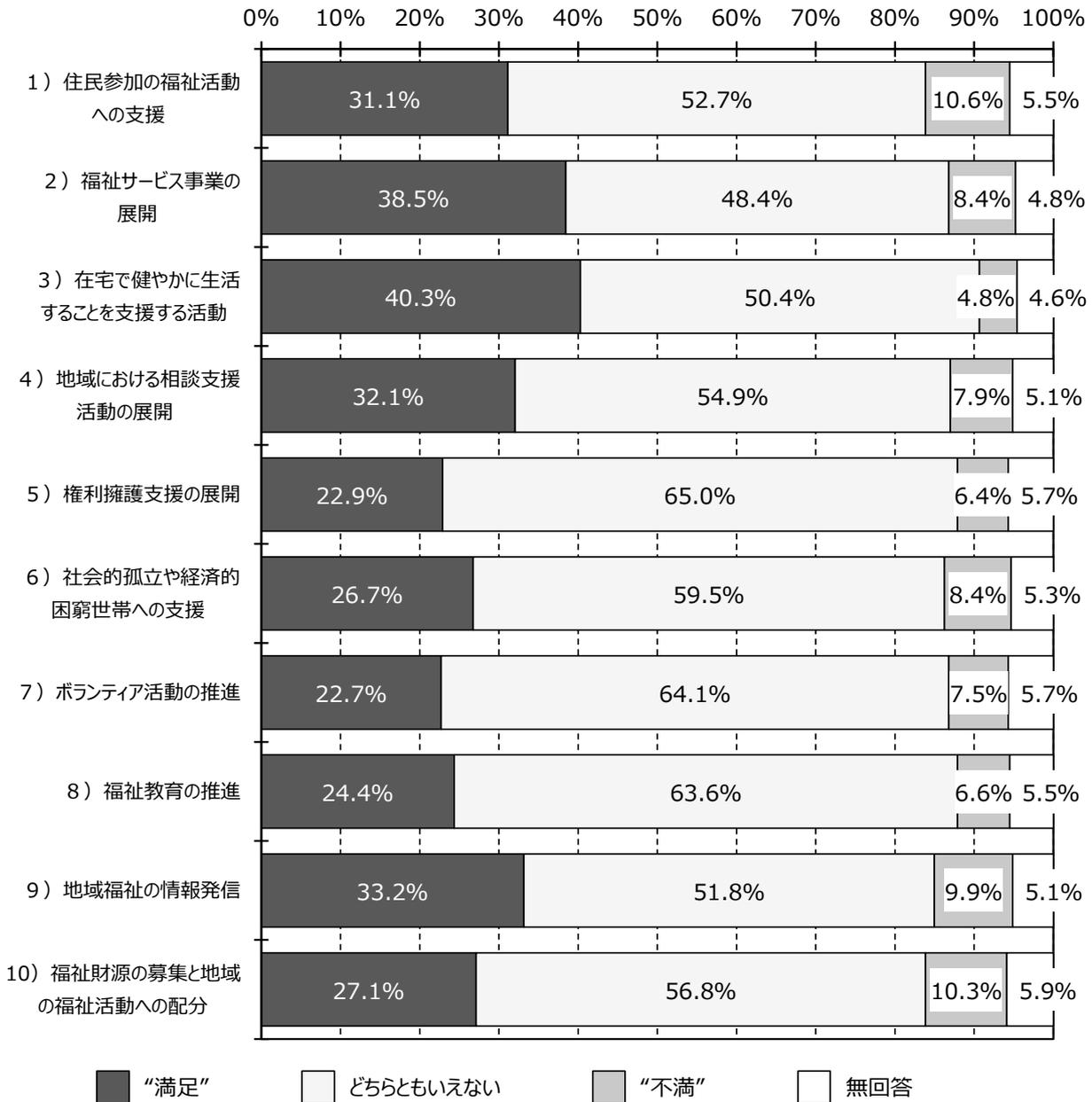


社会福祉協議会の活動を充実させていく上で重要と思われることについて聞くと、「地域の人々と交わり、的確に地域のニーズを汲み上げて活動に反映させること」(51.4%)、「市や県などの関係機関との連携を強化し、相談しやすい体制づくりを行うこと」(49.8%)について約半数以上が重要として挙げています。

9) 社会福祉協議会の取組に対する満足度と重要度

①満足度

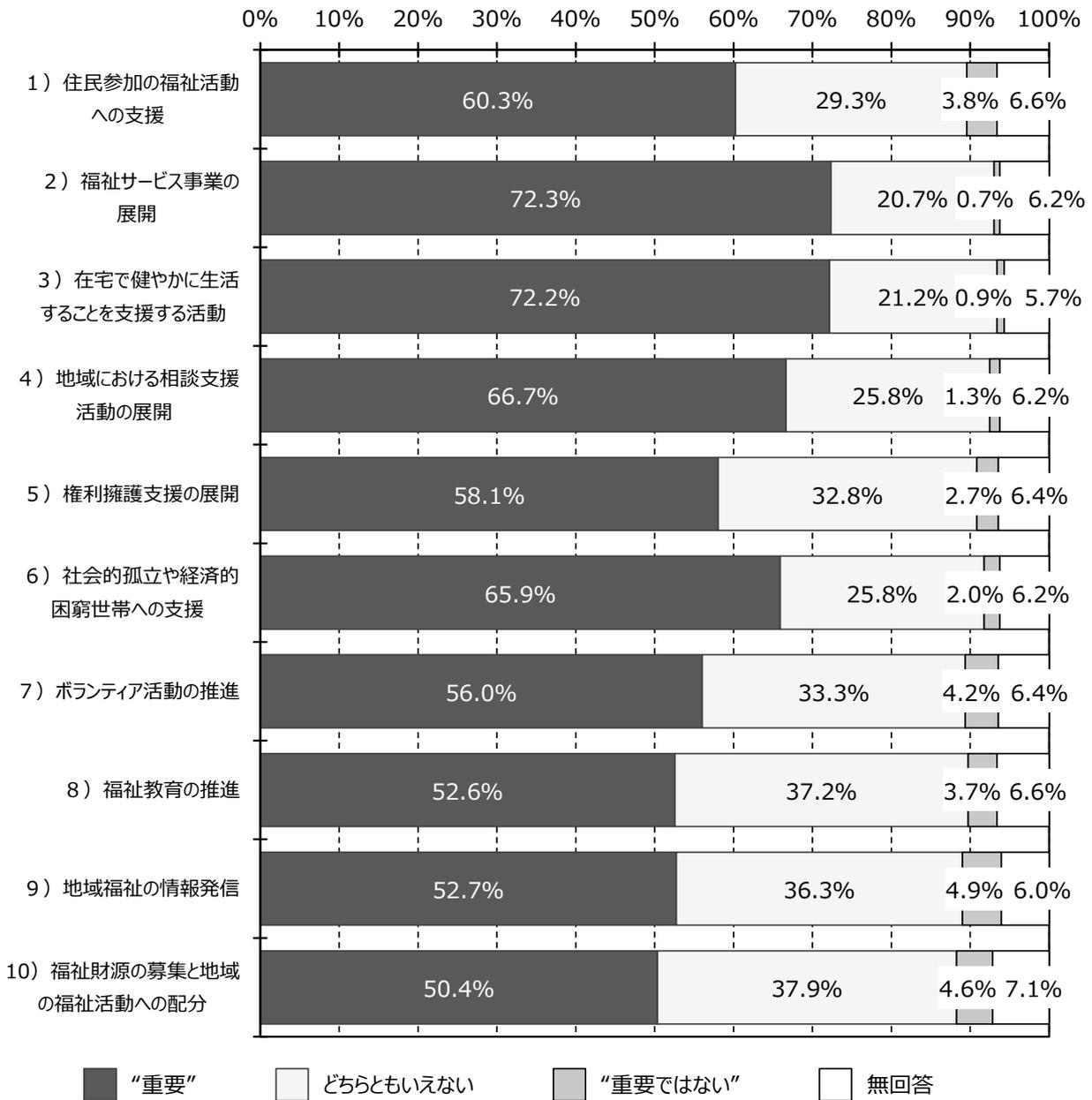
(n = 546件)



社会福祉協議会の主な活動ごとに満足度を聞くと、「満足」（「満足」、「やや満足」）という回答が多かったのは、3) 在宅で健やかに生活することを支援する活動が40.3%で、2) 福祉サービス事業の展開(38.5%)、9) 地域福祉の情報発信(33.2%)、4) 地域における相談支援活動の展開(32.1%)、1) 住民参加の福祉活動への支援(31.1%)なども3割以上が満足としています。

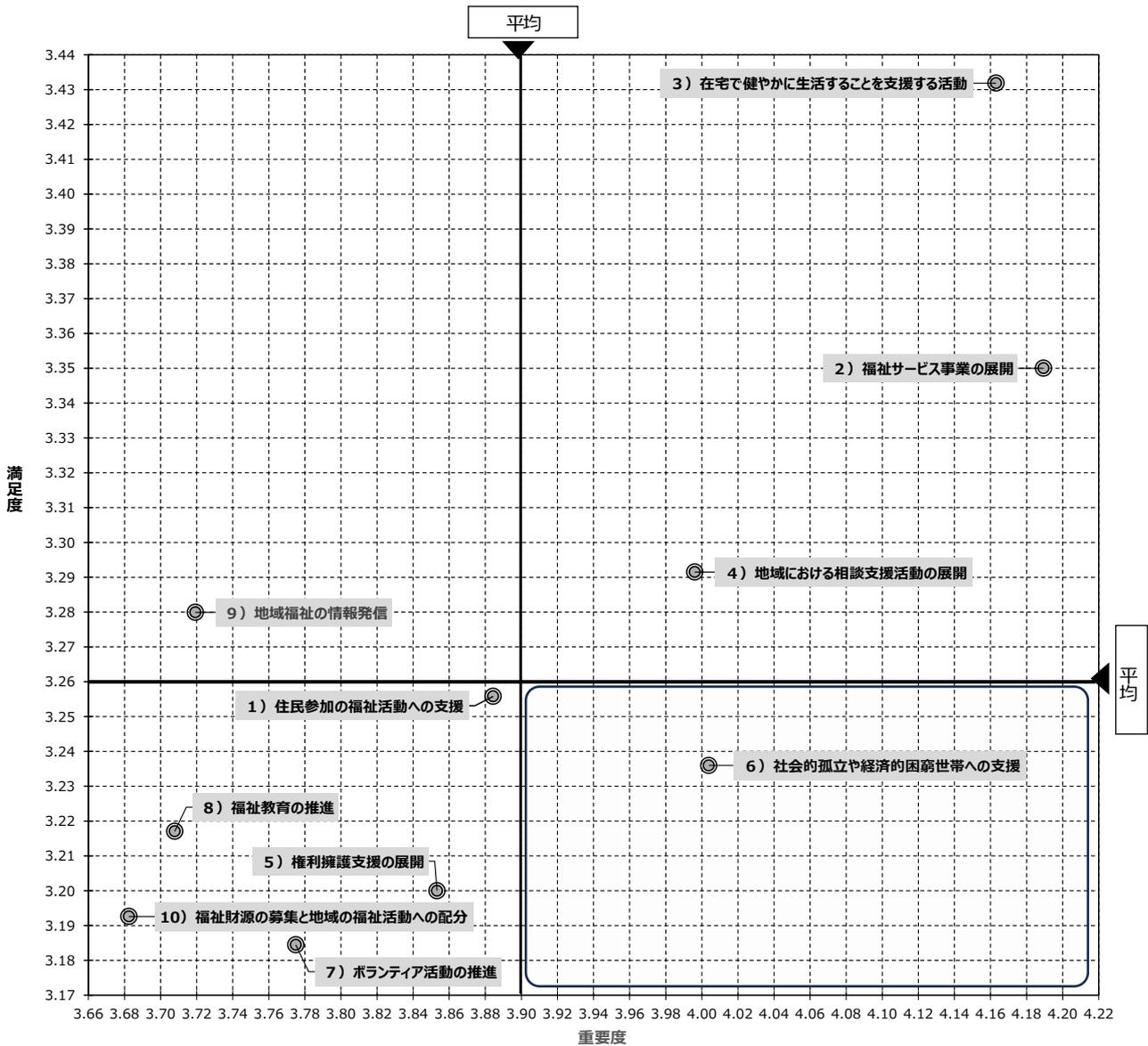
②重要度

(n = 546件)



社会福祉協議会の主な活動ごとに重要を聞くと、“重要”（「重要」、「やや重要」）という回答が多かったのは、2) 福祉サービス事業の展開（72.3%）、3) 在宅で健やかに生活することを支援する活動（72.2%）、4) 地域における相談支援活動の展開（66.7%）、6) 社会的孤立や経済的困窮世帯への支援（65.9%）などとなっています。

③満足度と重要度の関係



○満足度と重要度について、縦軸に満足度の平均得点、横軸に重要度の平均得点を使用して、主な施策の満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

社会福祉協議会の主な活動に対する満足度と重要度の関係を整理すると、重要度が平均よりも高いにも関わらず、満足度が平均よりも低い、早急な対応が望まれる活動は、6) 社会的孤立や経済的困窮世帯への支援となっています。

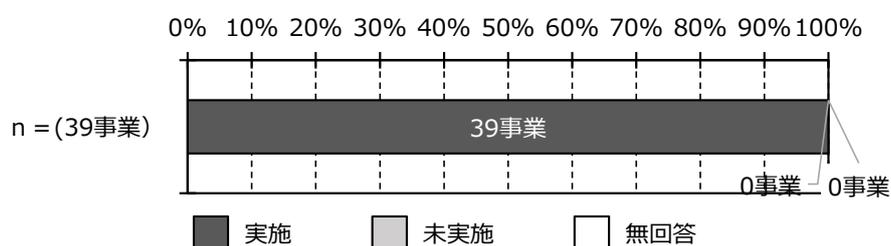
3. 第2次計画の進捗評価

現行の第2次地域福祉計画においては、42事業（再掲含む）が掲載されていましたが計画期間中に3事業が計画から除外されているため、39の事業について各事業の担当課により進捗状況等を評価してもらいました。

また、北秋田市社会福祉協議会によって実施されている第2次地域福祉活動計画においては、75事業（再掲含む）が掲載されていましたが、また計画期間中に2つの事業が新たに実施されているため、あわせて77の事業について社会福祉協議会により進捗状況等を評価してもらいました。

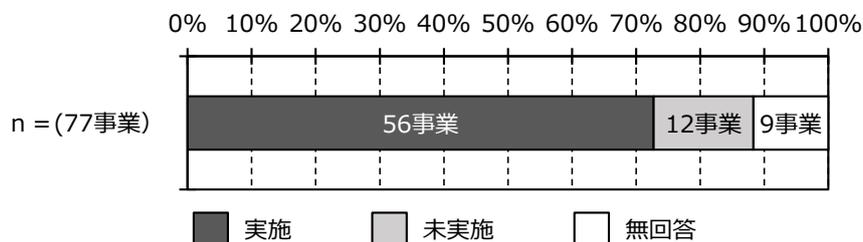
(1) 施策・事業の実施状況

[市の事業]



市の事業の実施状況についてみると、「未実施」という事業はなく、計画書に記載されているすべての事業（39事業）は「実施」されています。

[社会福祉協議会の事業]



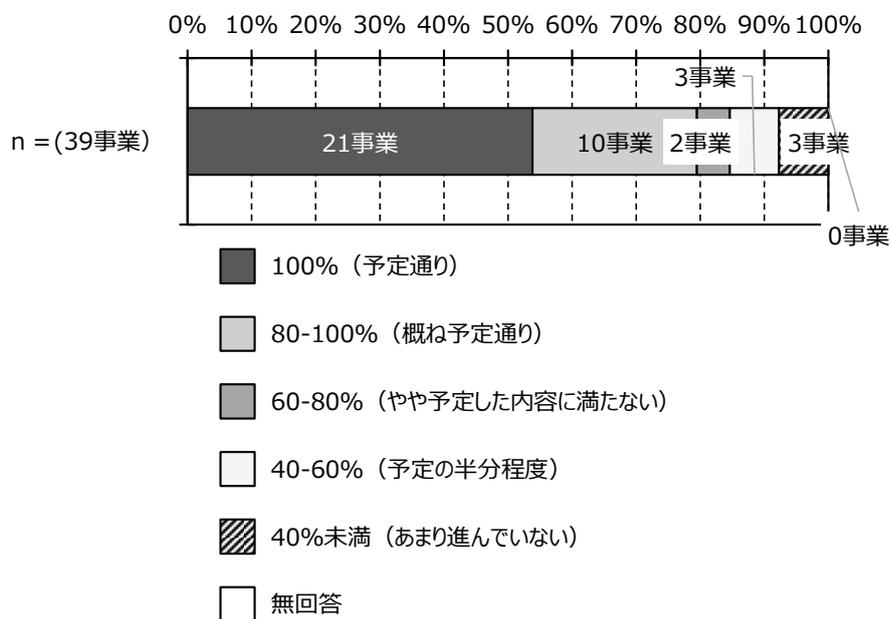
社会福祉協議会の事業の実施状況についてみると、全事業の7割以上にあたる56事業は「実施」されており、「未実施」は12事業（うち3事業は再掲）ですが、多くはすでに廃止しているためとなっています。

[未実施の事業]

施策・事業名	未実施の理由
全戸訪問活動	廃止
生活支援サポーター養成講座	廃止
終活セミナー	成年後見支援センター事業へ統合しました。
手話、点字の出前授業	廃止
地域福祉活動スタート事業	廃止
除雪機、軽トラックの無料貸与	地域内の互助、自治会での共助にて対応できており、貸与のニーズがない状況となっています。
きたきた希望の会	定期訪問でつながりの創出、相談継続をしているケースはあるものの、社会参加には至っていません。
わんぱーくや児童館活動での地域交流	廃止
災害ボランティアセンター設置	大規模災害に至らなかったため、通常のボランティアセンターで対応しました。

(2) 施策・事業の進捗評価

[市の事業]



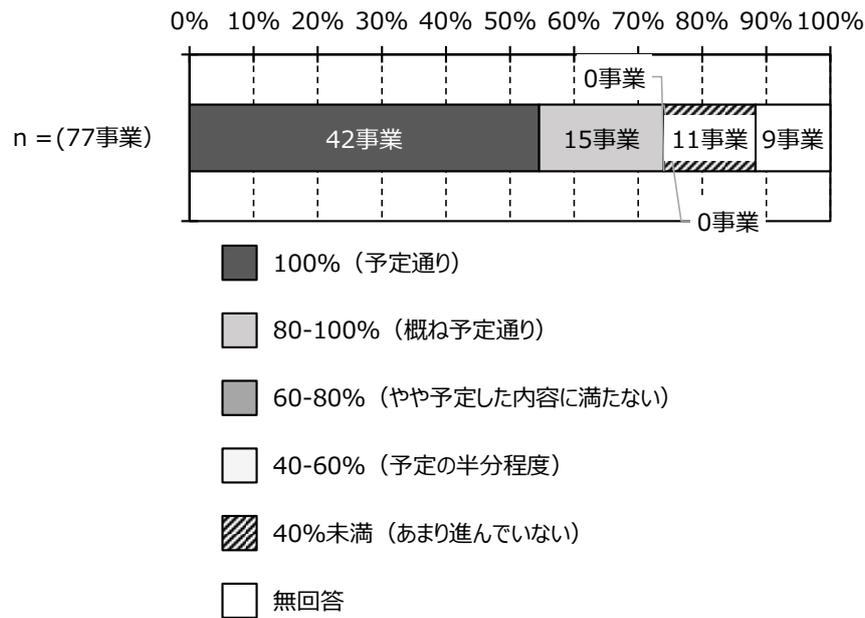
市の事業の進捗状況について各担当課に自己評価してもらったところ、「100% (予定通り)」が21事業、「80-100% (概ね予定通り)」が10事業で、あわせると8割ほどの事業がほぼ予定どおりに進捗しています。

「40%未満 (あまり進んでいない)」という評価の事業は3事業で、そのうち1事業についてはまだ実施に至っていない状況です。

[40%未満 (あまり進んでいない) 事業]

施策・事業名	現状 (成果・課題)
公共施設等のバリアフリー化の推進	公園施設については、日常点検により安全性の向上に努めていますが、第1次計画で一部車いす用トイレの設置等進めたこともあり、さらなるバリアフリー化の推進には至っていません。 施設の担当課だけでは推進できないため、全庁的な推進が必要と考えられます。
避難行動要支援者個別計画の策定	個別避難計画の作成を介護支援事業所等に委託していますが、介護サービスを受けていない人などは訪問できない状況となっています。
民生委員・児童委員の活動支援	こども施策内容の周知を、子育て世帯に限定せず、あらゆる階層の地域住民に広めていくことが課題となっています。

[社会福祉協議会の事業]



社会福祉協議会の事業の進捗状況について各担当課に自己評価してもらったところ、「100% (予定通り)」が42事業、「80-100% (概ね予定通り)」が15事業で、あわせると7割以上の事業がほぼ予定どおりに進捗しています。

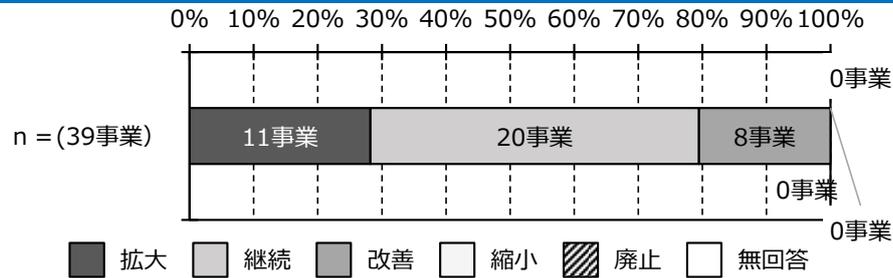
「40%未満 (あまり進んでいない)」という評価の事業は11事業 (うち3事業は再掲) となっていますが、うち6事業はすでに廃止されている事業となります。

[40%未満 (あまり進んでいない) 事業]

施策・事業名	現状 (成果・課題)
全戸訪問活動	廃止
生活支援サポーター養成講座	廃止
終活セミナー	廃止
手話、点字の出前授業	廃止
地域福祉活動スタート事業	廃止
除雪機、軽トラックの無料貸与	地域内の互助、自治会での共助にて対応できており、貸与のニーズがない状況となっています。
きたきた希望の会	通いの場合、交通手段がない状況となっています。
わんぱーくや児童館活動での地域交流	廃止

(3) 施策・事業の今後の取組方向

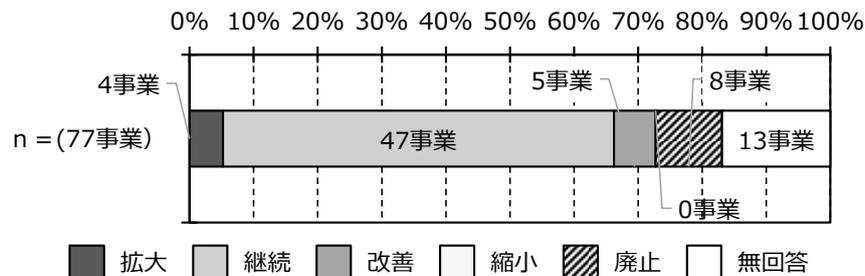
[市の事業]



市の事業の今後の取組方向として、全体の半数に相当する 20 事業については「継続」という方向が想定されています。

また「拡大」(11 事業) や「改善」(8 事業) をあわせると、すべての事業が今後も継続して実施される予定となっています。

[社会福祉協議会の事業]



社会福祉協議会の事業の今後の取組方向として、全体の6割に相当する 47 事業については「継続」という方向が想定されています。

また「拡大」(4 事業) や「改善」(5 事業) をあわせると、7割以上の事業が今後も継続して実施される予定となっています。

「廃止」(すでに廃止) という事業は8事業 (うち1 事業が再掲) となっています。

[廃止する事業]

施策・事業名
全戸訪問活動
生活支援サポーター養成講座
終活セミナー
手話、点字の出前授業
地域福祉活動スタート事業
わんぱーくや児童館活動での地域交流
小地域ネットワークの形成

(4) 新規事業

[市の事業]

第3次地域福祉計画からの新規事業として、3つの事業の掲載を予定しています。

[新規事業]

施策・事業名	内容
外国人介護人材定着促進支援	地域に根ざした外国人介護職員の就労と定着の支援につなげるとともに、キャリア形成を後押しする取組を進めます。
成年後見支援センター	成年後見制度の啓蒙活動、相談窓口、申立支援、後見人支援機能の充実を図ります。
児童福祉従事者の育成	社会福祉法人や社会福祉協議会と連携し、研修等の開催を図ります。

[社会福祉協議会の事業]

第3次地域福祉活動計画からの新規事業として、2つの事業の掲載を予定しています。

[新規事業]

施策・事業名	内容
成年後見支援センター	成年後見制度の啓蒙活動、相談窓口、申立支援、後見人支援機能の充実を図ります。
特定技能介護職員（介護）の定着	生活支援、日本語学習支援等の定着支援をはじめ、介護福祉士国家資格の取得に向けて支援を行います。

第3章:計画の方向性

1. 計画の基本的な方向

(1) 地域福祉計画に求められること

地域福祉計画には、これまでの地域福祉に関わる取組等をもとにしながら、「地域共生社会」を実現するための計画として推進することが求められます。

地域共生社会の実現に向け、より具体的かつ包括的に地域福祉を推進していくことが重要となります。

このため、国においては、社会福祉法を改正し市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、下記の5つの事項が掲げられており、それを踏まえなければ、法上の市町村地域福祉計画としては認められないものであるとし、下記の5つの事項について具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込むことが必要としました。

I. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

【事項の例】

- ①福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
- ②高齢、障がい、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、とくに重点的に取り組む分野に関する事項
- ③制度の狭間の問題への対応のあり方
- ④生活困窮者、ひきこもりのような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ⑤共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ⑦就労に課題を抱える方への横断的な支援のあり方
- ⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ⑨市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある方への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- ⑩高齢者や障がい者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ⑪保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした方等への社会復帰支援のあり方
- ⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- ⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
- ⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯全庁的な体制整備

II. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

III. 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

IV. 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

V. 包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 計画推進のポイント

各福祉分野の制度などによる支援では解決が難しいような課題や潜在的な課題が生じるなど、近年は、これまでの福祉施策の想定を超えて福祉ニーズが多様化してきています。

こうした状況に柔軟に対応し、本計画に実効性を求めながら、より効果的に推進していくためには、「行政による措置的な取組」だけでなく、市民や地域、団体等の自発的な取組に行政が支援を行い、協働で取り組むことが重要となります。

また、この協働の福祉の推進のためには、福祉サービスの利用者（受け手）である市民も地域福祉の担い手であることを、より多くの市民から理解していただけるよう啓発を行うとともに、市民一人ひとりが地域で役割を持ち、支え合いの活動が広がるよう取り組む必要があります。

地域に住む市民一人ひとりが主体的に行う「自助」、地域の人々が協力して実践していく「共助」、行政が責任を持って推進する「公助」、この自助・共助・公助の取組が、個々の課題に対して適切に組み合わせられることにより、多様な地域の福祉課題に対してのきめ細かで迅速な対応が期待されます。

このような取組を基本とし、本計画を推進するにあたり、大きく次の2つがポイントとして挙げられます。

ポイント1	市民、ボランティア団体・NPO、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が協働で取り組む福祉の推進・強化
ポイント2	立場に応じた役割を考え一人ひとりが「我が事」として主体的に活躍する

(3) 計画推進の視点

地域福祉の推進には、行政の取組だけでなく地域に住む市民一人ひとりの取組や支え合いが重要であり、そのための意識啓発や環境整備が求められます。

平成29年12月に厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の局長通知がありました。この通知では、改めて、地域福祉計画について、地域福祉とは地域住民の主体的な参加を大前提としたものであり、地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことなど、住民参加の必要性が示されています。

また、「共に生きる社会づくり」という視点が重要であること、地域住民が地域福祉の担い手であること、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図っていくことが重要であることなど、生活課題の達成への住民等の積極的参加が示されています。

本計画の推進にあたっては、こうした国の通知内容や市や社協の福祉施策・事業のこれまでの取組状況などを踏まえ、より効果的な推進が図られるよう、次の4つの視点に留意して取組を進めます。

- 視点1 市民一人ひとりが自分の住む地域の問題に気づき、「我が事」として行動すること
- 視点2 地域の問題の解決に向けて行動できる人を増やすこと、育てること
- 視点3 地域福祉の個々の取組をつなげ、地域全体で展開すること
- 視点4 地域で支え合いながら、健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進すること

2. 本市における基本理念と基本目標

(1) 基本理念

**一人ひとりが、地域に関心を持ち、
共に支え合いながら暮らすまち 北秋田市**

国においては、社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」に加えて、新たに「推進方策」として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが規定されました。

そして、国・自治体には、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策、その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるように努めなければならないことが規定されました。

さらに市町村に対しては、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることが求められています。

地域福祉にとって、住民や団体の力は重要な要素であり、“支え合いや助け合い”のつながりはより一層重要性を増していると考えられます。

アンケート調査においても地域の社会福祉の推進を図るために重要なこととしては、「住民一人ひとりが、高齢者や障がい者に、思いやりの心をもつこと」が多く挙げられており、自助においても「地域のことに関心を持つ」、「できる範囲で地域に貢献する」といったことが重要なこととして挙げられています。

地域福祉における基本的な考え方や、アンケート調査で示された市民の考え方を踏まえ、本計画における基本理念を「一人ひとりが、地域に関心を持ち、共に支え合いながら暮らすまち 北秋田市」とし、一人ひとりの思いやりや支え合いの心を基本に地域全体で支え合っていく地域福祉の推進を目指していきます。

(2) 基本目標

前回計画に記載されていた施策・事業について進捗評価や今後の方向性について確認したところ、ほとんどの施策・事業については今回計画においても継承して取り組んでいくこととされています。

そのため施策・事業を体系化して整理する上での柱となる基本目標についてもこれまでのものを継承していくこととします。

ただし、本計画からは成年後見制度利用促進基本計画を独立した計画と位置づけ、本計画に内包する形で整理していきます。

また、本計画からは地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定を図るため、基本目標に対応する社会福祉協議会の活動についても明記しています。

基本目標1：地域を支える「ひと・こころ」の育成

基本目標2：安心して暮らせる「まち」づくり

基本目標3：支え合いの「しくみ」づくり

関連計画1：成年後見制度利用促進基本計画

3. 施策体系



第4章:施策の展開

基本目標1：地域を支える「ひと・こころ」の育成

(1) 尊敬し支え合う意識の醸成

[市の取組]

○福祉意識の啓発と醸成

担当課／関係課	福祉課、高齢福祉課、こども課
事業概要	広報きたあきた、市ホームページ、パンフレット等により地域福祉に係る情報を提供・周知するとともに、出前講座等も活用して、福祉意識の啓発を図ります。
現状（成果・課題）	高齢者等に対しては「北秋田市在宅福祉サービス」のしおりをホームページに掲載し、サービスの周知を行いました。 障がいがある方に対しては「障がい福祉サービスのしおり」を配布し、サービスの周知を行いました。 子育て家庭に対しては「きたあきたこども・子育てガイド」のホームページ掲載、市公式LINEアカウントでの周知、小学生と中学生のいる世帯へガイドの配布を行い、周知に努めました。
今後の取組	これまでどおりに継続 引き続き広報やホームページで周知を図るとともに、市公式LINEアカウント等SNSを活用し、市民団体や民間企業との連携・協働により、施策の展開を図っていきます。

○福祉に関する大会、イベント等の開催やその支援による福祉意識の啓発、醸成

担当課／関係課	福祉課、高齢福祉課、こども課
事業概要	福祉に関する大会、イベント、講座等の開催やその支援を通じて、地域での子育てや障がい、介護への理解など福祉意識の啓発に努めます。
現状（成果・課題）	出前講座にて在宅福祉サービスについて説明を行い、在宅で受けることができるサービスについて周知を行いました。 そのほか福祉に関する大会・研修会・集会等の開催にあわせ、関連するパンフレット等を配布し、周知を行いました。
今後の取組	これまでどおりに継続 引き続き広報やホームページで周知を図るとともに、SNSも活用していきます。 また、現状の取組を深化させつつ、市民団体等と連携・協働し、施策の展開を図るとともに、時代の流れに応じたサービス需要を踏まえ、市民への理解や、意識の高揚啓発を図っていきます。

[社会福祉協議会の取組]

1) 住民・自治会活動の推進

再掲あり

■サロン活動等助成事業

事業概要	自治会、町内会、地域のボランティア団体が実施する福祉活動への助成支援を行います。また、活動報告書を作成して活動状況の情報を共有します。
現状（成果・課題）	福祉活動を新規に始める地区もありますが、担い手不足により廃止になる地区もあり、全体的には横ばい状態となっています。
今後の取組	これまでどおりに継続 毎年、各自治会に事業周知のお便りや活動報告書を配布していますが、様々な媒体を通じて周知を図ります。新しい福祉メニューの提言をしたり、毎年、制度の見直しを図りながら活用しやすい制度になるよう努めます。また、自治会に限らず地域のボランティアで開催するサロンも引き続き支援していきます。

■地域福祉研修会（自治会・町内会長向け）

事業概要	自治会・町内会長向けの地域福祉研修会を実施します。
現状（成果・課題）	防災というテーマで研修会を開催しました。
今後の取組	これまでどおりに継続 今後も社協で行う研修会・講習会の案内等も配布しながら参加を呼びかけていきます。

2) 福祉の意欲の向上

再掲あり

■広報誌「社協だより」発行

事業概要	広報誌「社協だより」発行やホームページ、SNSを活用して地域の福祉情報の提供や意識啓蒙に努めます。
現状（成果・課題）	職員体制により一時的に発行回数を減らしました。SNSによる動画配信を開始しました。
今後の取組	内容（規模）を拡大して継続 福祉全般に関する情報提供、活動報告及び共同募金運動に関する情報を地域住民に提供し福祉意識の啓蒙を行っていきます。職員体制が整ったため年4回発行へ回数を増やしていきます。

■北秋田市福祉大会

事業概要	「北秋田市福祉大会」を継続して開催して地域福祉功労者を表彰するとともに、地域課題の共有と意識啓蒙に努めます。
現状（成果・課題）	コロナ禍では中止や入場制限を行いました。
今後の取組	これまでどおりに継続 今後も誰もが安心して暮らせる社会福祉の実現に向けて広く地域関係者に参加していただきながら開催していきます。

(2) 福祉教育の充実

[市の取組]

○研修会や出前講座の実施

担当課／関係課	福祉課、(その他の関連する課・係)
事業概要	社会福祉法人・社会福祉協議会と連携した福祉従事者の育成に係る研修会や市役所で実施している出前講座を通じた福祉に対する正しい理解の充実を図ります。
現状(成果・課題)	研修会や講演会の例として、子育て応援講演会を開催し、児童福祉従事者の保育等の技術向上に努めました。 出前講座や研修会講師の受け入れ、または研修会等への積極的な出席を通じ、福祉に対する正しい理解と差別解消に取り組んでいます。
今後の取組	これまでどおりに継続 出前講座や研修会等対面での取組を継続して行うとともに、広報や市ホームページでの周知も図っていきます。

再掲あり

○認知症サポーター養成講座

担当課／関係課	高齢福祉課
事業概要	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症を有する人等にやさしい地域づくりに取り組みます。
現状(成果・課題)	市民や小、中、高校生に向けてサポーター養成講座を実施しています。 広報や各種活動の際に講座の周知を行っておりますが、より多くの開催が望まれます。
今後の取組	内容(規模)を拡大して継続 活動の場を通じてサポーター養成講座を広く周知し、自治会等で養成講座を実施していきます。

再掲あり

○高校生を対象とした介護職員初任者研修修了課程資格取得支援

担当課／関係課	高齢福祉課
事業概要	市内の高校生を対象とした介護職員初任者研修事業を実施し、市内の高校ともタイアップしながら福祉への興味・関心の掘り起こしを図るとともに、地元就職支援及び地域の担い手となる福祉人材の教育支援に取り組みます。
現状(成果・課題)	受講者の絶対数が下降ぎみにあること、また実際の福祉系の事業所への就職者数が受講者数の半数またはそれ以下に留まるという現状にあります。
今後の取組	内容(規模)を拡大して継続 令和7年度からWEB学習システムを活用した研修を実施しておりますが、より多くの生徒に受講してもらえよう、若い世代へのアンケートや地元高校への聞き取り等を行い、高校生のニーズを把握するとともに、イベント等を通じて、地域福祉への関心を高められるよう取り組んでいきます。

○心の健康づくり事業

担当課／関係課	医療健康課、こども課
事業概要	心の健康に関する正しい知識の普及や相談体制の充実を図り、誰もが地域で安心して暮らせるよう心の健康づくりに取り組みます。
現状（成果・課題）	地域の居場所づくりや人材育成、講演会等の実施に加え、保健師による電話・対面相談の対応など、多様な相談窓口として機能しております。また、こども課母子保健係と連携して児童・生徒を対象とした児童生徒のSOSの出し方教育に取り組みました。ひきこもりに関しては対応部署の連携不足が課題です。令和6年3月に策定した第2期北秋田市ののち支える自殺対策計画では、若年層・女性に対する支援を強化し、令和10年度までの5年間で取り組むこととしております。
今後の取組	内容（規模）を拡大して継続 人材育成や講演会などを通して心の健康づくりの普及啓発を行うとともに、様々なライフステージにある市民に切れ目のない支援を行うため、関係機関との横のつながりをさらに強化した体制づくりに取り組んでいきます。

○児童福祉従事者の育成

担当課／関係課	こども課
事業概要	社会福祉法人や社会福祉協議会と連携し、研修等の開催を図ります。
現状（成果・課題）	担い手の確保難による人材不足が課題となっています。
今後の取組	内容（規模）を拡大して継続 担い手の確保難による人材不足の解消を後押しすべく、需要に応じた研修会の実施に努めます。

新規

再掲あり

[社会福祉協議会の取組]

1) 社会人への福祉教育の実践

■介護、認知症予防教室、在宅介護者交流会

事業概要	地域包括支援センターを通じて介護予防教室や認知症予防教室、在宅介護者交流会、出前講座を開催し、日頃抱えている悩みや不安を軽減する機会を設けます。
現状（成果・課題）	介護者ほっとカフェ、認知症カフェ「まちかどカフェ」、心と体の健康教室等のイベントを各圏域の公民館を活用して毎月定期で開催しました。また、世界アルツハイマーデーにあわせた啓蒙イベントも開催しました。
今後の取組	内容（規模）を拡大して継続 各地域の定期開催日をチラシや新聞等で周知しながら定期開催を継続します。さらに地域サロン、自治会研修会、民生委員児童委員研修会等でも積極的に開催していきます。

■ボランティア交流研修会

事業概要	サロンボランティアに携わる市民を対象に交流研修会を実施しています。
現状（成果・課題）	担い手不足により、ボランティア活動の縮小や廃止する団体もあります。
今後の取組	これまでどおりに継続 地域づくりをする上で重要な社会資本なので、ボランティア同士の交流を促進しながら、活動内容を積極的にPRしていくとともに助成制度を継続して新たな活動や事業継続を財政面でも支援していきます。また、北秋田市ボランティア連絡協議会の運営を支援していきます。

■災害研修会

事業概要	自治会・町内会向けの「災害研修会」を行い、災害時の支援体制や減災に向けた地域づくりを図ります。
現状（成果・課題）	社協も人材不足のため社協単体で災害ボランティアセンターを運営するのは困難になります。より多くの関係機関との協働が必要になります。
今後の取組	これまでどおりに継続 平常時から顔の見える関係づくりに努めるとともに、被災時の実践力を高めるため、多くの企業、団体、地域市民とともに共通理解を深めていきます。社協が中心となって、関係機関と連携し協働による災害ボランティアセンターの運営体制を構築します。地域のつながりづくりは、災害に備えた地域づくりと同義であることを様々な福祉活動を通じて周知を図っていきます。

2) 学校と連携した福祉教育の実践

■福祉体験学習

事業概要	各学校と連携した福祉体験教育を推進します。
現状（成果・課題）	感染症の影響により内容を縮小して取り組みました。
今後の取組	これまでどおりに継続 体験教育だけではなく、実際に施設等に出向いて傾聴ボランティア活動を併行して実施し、総合的に福祉意識の醸成につながるよう努めます。

■子ども防災キャンプ

事業概要	学校の長期休みを利用して開催し、福祉活動やボランティア活動への理解を深めます。
現状（成果・課題）	旧称ボランティアスクールを改め、内容を一新して実施しました。市内小学校から五年生児童が参加し避難所の設営体験、缶ストーブ制作、自衛隊による救助講座等を通じて災害時におけるボランティア活動の大切さを学びました。
今後の取組	これまでどおりに継続 自然災害の頻発や深刻化に備え、楽しみながら防災に対する知識や技術を身に付けるとともに、チームワークや危機管理スキルを体験し、将来、有事の際は率先して支援を行える福祉意識の醸成に努めます。

■除草・除雪ボランティアコーディネート

事業概要	ボランティアセンターとして児童生徒のボランティア活動を積極的に受け入れ、地域とのコーディネートを継続します。
現状（成果・課題）	猛暑や豪雪等の天候状況を加味し、児童生徒ボランティアの安全性を考慮しながら実施の可否を判断しました。
今後の取組	これまでどおりに継続 福祉の雪事業を利用している世帯もあるため、不公平感が伴わないよう、ボランティアの受け入れ世帯の選定に関しては民生委員等の関係者と協議しながら実施していきます。

■インターンシップの調整

事業概要	職業体験、インターンシップの充実を図り、福祉人材の育成を行います。
現状（成果・課題）	秋田県主催の仕事博覧会や中学校での校内ハローワーク、高校の進路ガイダンスにも参加し積極的に福祉専門職の紹介を実施しました。
今後の取組	これまでどおりに継続 今後も秋田県、労働局、市内各学校との連携を強化しながら福祉専門職の啓蒙活動を行い、次世代を担う福祉人材の確保に努めます。

■福祉教育応援事業

事業概要	「福祉教育応援事業」を継続し学校主体で行う地域福祉活動を助成支援します。
現状（成果・課題）	市内の全 12 校（小中高等学校、支援学校）より申請があり地域に根ざした福祉教育や地域交流事業に活用いただきました。
今後の取組	これまでどおりに継続 学校と地域の連携・協働による活動事例集報を作成するとともに、社協だより等を活用して各校の取組内容を地域に周知していきます。また、学校と福祉支援活動の連携を強化していきます。

(3) 地域を支える人材の育成

[市の取組]

再掲あり

○民生委員・児童委員の活動支援

担当課／関係課	福祉課
事業概要	高齢者や障がい者、子育て世帯等の見守りや相談・訪問活動など、地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の地域での活動の周知を図るとともに、研修や情報提供の充実を行い、活動を支援します。
現状（成果・課題）	各地区の定例会や研修に出席し、連絡調整や情報交換を行い、地域課題の検討を行ってきましたが、認知度の低さと委員の「なりて」不足が課題となっています。
今後の取組	内容を改善して継続 地域課題や問題が複雑化する中で、さらなる活動の強化が求められるため、引き続き研修や情報提供の充実を図り、委員活動を支援していきます。また、関係機関と連携し、欠員地区の解消に努めます。

○児童等と高齢者との世代間交流の実施

担当課／関係課	福祉課、学校教育課、生涯学習課
事業概要	児童（小学生）による地域のデイサービス等への訪問・交流や福祉施設等の職場体験・訪問等での高齢者との交流など、学齢期から福祉への関心を高める機会を創出し、将来の地域を支える担い手となるよう「教福連携」を進め、人材の育成に取り組めます。
現状（成果・課題）	高齢者との交流や職場体験・訪問など、実際に福祉に触れる機会を設けることで、福祉活動に対する理解や意識の醸成を図ることができました。地域学校協働活動推進員が学校と地域のパイプ役として活動しています。
今後の取組	これまでどおりに継続 今後も「教福連携」を一層進めることで、将来、地域の福祉を担う人材の育成に取り組んでいきます。

○心のふれあい相談員養成講座

担当課／関係課	医療健康課
事業概要	相談員が「気づき・つなぐ」役割を持ち、市民の身近な相談役として関わる体制を整え、地域における見守りと支え合いの体制づくりに取り組めます。
現状（成果・課題）	心の健康づくりに関心のある方や、すでに心のふれあい相談員として活動している方等に対してフォローアップ講座を兼ねて実施しており、傾聴の基本を学ぶほか、グループワーク等を通して相手に寄り添った話の聴き方の習得を行っています。人とのつながりの希薄化が懸念される現代において、心の健康に関する知識の普及と「気づき・つなぐ」視点の重要性を広く普及していきます。相談員の高齢化が課題となっています。
今後の取組	内容（規模）を拡大して継続 「心のふれあい相談員」の活動を広げながら、PR活動をしていきます。新規相談員の育成と、継続的に活動できる体制づくりに取り組めます。

再掲

○認知症サポーター養成講座

担当課／関係課	高齢福祉課
事業概要	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症を有する人等にやさしい地域づくりに取り組みます。
現状（成果・課題）	市民や小、中、高校生に向けてサポーター養成講座を実施しています。広報や各種活動の際に講座の周知を行っておりますが、より多くの開催が望まれます。
今後の取組	内容（規模）を拡大して継続 活動の場を通じてサポーター養成講座を広く周知し、自治会等で養成講座を実施していきます。

再掲

○高校生を対象とした介護職員初任者研修修了課程資格取得支援

担当課／関係課	高齢福祉課
事業概要	市内の高校生を対象とした介護職員初任者研修事業を実施し、市内の高校ともタイアップしながら福祉への興味・関心の掘り起こしを図るとともに、地元就職支援及び地域の担い手となる福祉人材の教育支援に取り組みます。
現状（成果・課題）	受講者の絶対数が下降ぎみにあること、また実際の福祉系の事業所への就職者数が受講者数の半数またはそれ以下に留まるという現状にあります。
今後の取組	内容（規模）を拡大して継続 令和7年度からWEB学習システムを活用した研修を実施しておりますが、より多くの生徒に受講してもらえよう、若い世代へのアンケートや地元高校への聞き取り等を行い、高校生のニーズを把握するとともに、イベント等を通じて、地域福祉への関心を高められるよう取り組んでいきます。

新規

○児童福祉従事者の育成

担当課／関係課	こども課
事業概要	社会福祉法人や社会福祉協議会と連携し、研修等の開催を図ります。
現状（成果・課題）	担い手の確保難による人材不足が課題となっております。
今後の取組	内容（規模）を拡大して継続 担い手の確保難による人材不足の解消を後押しすべく、需要に応じた研修会の実施に努めます。

再掲

新規

○外国人介護人材定着促進支援

担当課／関係課	高齢福祉課
事業概要	地域に根ざした外国人介護職員の就労と定着の支援につなげるとともに、キャリア形成を後押しする取組を進めていきます。
現状（成果・課題）	受け入れを予定している法人がまだ少ないため、そのためのノウハウやモデルケース等の紹介や周知等が必要と考えられます。
今後の取組	新規 住まいの確保や生活環境の違い、受け入れに伴うサポート体制など様々な不安要素があるため、関係各課とも連携しながらスムーズな受け入れに向けた情報提供や相談支援を行うとともに、外国人介護人材が安心して働き続けられるよう定着支援に取り組んでいきます。

[社会福祉協議会の取組]

■介護職員初任者研修（一般向け）

事業概要	介護職員初任者研修（一般向け）を開催し地域における人材を育成するとともに、介護技術の習得及び在宅介護の負担軽減を図りながら、高齢者や障がいのある人に対する理解を深めます。
現状（成果・課題）	介護福祉士資格取得の基礎講座として特定技能介護職員も受講しました。
今後の取組	内容を改善して継続 インターネットやデジタル技術を活用した学習コンテンツを提供するeラーニングにより研修を行います。

■介護職員初任者研修（高校生向け）

事業概要	高校生を対象とした介護職員初任者研修を開催し、地域における福祉人材の育成に努めます。
現状（成果・課題）	受講者数は低迷しているが少ないながらも地元就職しているケースもあります。
今後の取組	内容を改善して継続 インターネットやデジタル技術を活用した学習コンテンツを提供する eラーニングにより研修を行います。

■中高生ボランティアの活動推進

事業概要	中高生を対象に、地域行事やボランティア活動へ関わる機会の拡充と参加促進を図ります。
現状（成果・課題）	中高生を対象に、児童福祉施設での職場体験という位置づけにより、ボランティア活動の受け入れを図っています。 合川まると火事業へ中学生が関わっており、地域を支える人材の育成につながっています。
今後の取組	これまでどおりに継続 引き続き、中高生のボランティア活動の受け入れを行い、福祉意識の醸成に努めます。

■実習生の受け入れ

事業概要	大学や専門学校と連携し、理学療法士、作業療法士、栄養士、社会福祉士等の実習機関として実習生の受け入れを積極的に行い次世代育成に努めます。
現状（成果・課題）	次世代育成のために対応する職員は実習指導者の資格を取得しながら受け入れを行っていますが、地元就職を希望しない実習生が多く、受け入れ側としてもジレンマを感じています。
今後の取組	これまでどおりに継続 実習先としてだけでなく就職先としても認知されるよう実践を通じた実習内容を提供していきます。

■社会福祉協議会を中心とした社会福祉法人の連絡体制の構築

事業概要	市内の社会福祉法人へ地域における公益的な取組を促進し、社会福祉協議会を中心として、社会福祉法人全体で市内の地域福祉活動を支える体制の構築を進めます。
現状（成果・課題）	生活困窮者支援、認知症見守りネットワーク、災害ボランティア事前登録団体、フードバンク事業等の事業を通じて連絡体制を構築しました。
今後の取組	これまでどおりに継続 これまでは防災体制や生活支援が中心の連携でしたが、広く情報や資源を共有することでより地域ニーズに応じたサービス提供が可能になります。物資調達の効率化や福祉人材確保などの地域課題に対して経営基盤の強化を図るとともに、新たな福祉サービスを開発するなど地域全体の福祉の向上を目指していきます。

新規

■特定技能介護職員（介護）の定着

事業概要	生活支援、日本語学習支援等の定着支援をはじめ、介護福祉士国家資格の取得に向けて支援を行っています。
現状（成果・課題）	令和7年12月現在で30名の特定技能介護職員を受け入れています。介護業務に従事する傍ら小学校等で異文化交流会にも参加しており、多様性社会における地域共生づくりにも寄与しています。一方で雪国での生活に馴染めずに他県へ転職する職員もいます。
今後の取組	これまでどおりに継続 令和6年度から導入している事業で、今後も継続して実施していきます。日本語学習支援、介護福祉士資格取得支援、シェアハウス等の居住支援、地域交流支援を総合的に展開していきます。今後はインドネシアだけではなくミャンマーからの受け入れを行います。

基本目標2：安心して暮らせる「まち」づくり

(1) 地域活動の推進及び社会参加の促進

[市の取組]

○地域包括支援センターの活動推進

担当課／関係課	高齢福祉課
事業概要	総合相談支援をはじめ、介護予防、権利擁護、ケアマネジメント支援等の各事業を実施するとともに、医療や介護、福祉関係者等との連携を強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。
現状（成果・課題）	独居高齢者世帯の増加に伴い、複合的かつ継続的に支援を要する相談が増加しており、関係機関との連携強化が必要となっています。
今後の取組	これまでどおりに継続 関係機関との連携体制を強化し一体的な支援体制を構築することで、複合的な課題に対し切れ目のない支援が実施できるよう取り組んでいきます。

○基幹相談支援センターの活動推進

担当課／関係課	福祉課
事業概要	地域住民の要望の調査や実態の把握のため、地域の活動や定例会議等へ行政関係者が参画し、地域の意見を直接聞くなど、制度へつなげられる体制またはそれに類する体制の構築を進めます。
現状（成果・課題）	すべての案件や問題を制度へしっかりつなぐことができていないことが課題となっています。
今後の取組	内容を改善して継続 地域の複雑化する問題や、各分野を横断的に関連する孤独・孤立・ひきこもりや生活困窮者が抱える問題を支援や制度へつなぐことができるよう取り組んでいきます。

○こども家庭センターの活動推進

担当課／関係課	こども課
事業概要	母子保健及び児童福祉の両機能が一体的に、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を実施し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、関係機関との連携を図りながら、切れ目のない包括的な支援を提供します。
現状（成果・課題）	妊娠・出産・子育てに関する相談窓口として、母子保健と児童福祉の両面から相談支援を実施しているほか、必要に応じて関係機関と連携した対応を行っています。また、中学校区ごとに「地域子育て相談機関」を設置し、気軽に相談できる体制整備を図っています。
今後の取組	これまでどおりに継続 今後も、子育て家庭等に対する切れ目のない相談支援の実施と、関係機関との連携強化により、困難を抱える世帯等への包括的な支援体制の構築に取り組んでいきます。

○地域子育て支援センターの運営

担当課／関係課	こども課
事業概要	保育園などに入園していないお子さんや保護者の方へ自由に集える場所を提供したり、保育園行事への体験参加・子育て講座・相談支援を行うなど、子育て世帯への支援を行っています。
現状（成果・課題）	主に市内の私立保育園内に設置されており、子育て世帯にとっては、自由に集える場として利用・認知されています。
今後の取組	これまでどおりに継続 少子化の進行と、保護者の就業に伴う保育需要も見極めながら、計画的な設置を検討します。

○広報きたあきたの発行・市ホームページ配信

担当課／関係課	総合政策課
事業概要	地域活動、自主活動を活発に行えるよう、活動の場づくりや他の地域での事例の提供など、活動に必要な情報が入手しやすい環境整備に取り組みます。
現状（成果・課題）	福祉関連の情報は、市または県（国）から多岐にわたり掲載依頼があるものの、広報紙ページ数削減方針があるため、全部を掲載することはできない状況となっています。
今後の取組	これまでどおりに継続 随時、担当課と協議しながら、引き続き、広報掲載基準を遵守し適宜情報提供を行っていきます。

○パンフレット等による情報提供

担当課／関係課	福祉課、こども課、（その他の関連する課・係）
事業概要	福祉関連情報や子育て支援情報や子育て家庭の交流の場等について、リーフレットや市公式LINEアカウント等SNSを活用した情報発信を行い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう取り組みます。
現状（成果・課題）	主な成果として、子育て支援や子育て家庭の交流の場等を充実させ、市公式LINEアカウント等SNSを活用した情報発信を行い、交流の場の利用実績も伸びています。 一方、各課関連のパンフレットの配布方法や設置場所が限られていることが課題と考えられます。
今後の取組	内容を改善して継続 パンフレットのほか、市ホームページ等でも周知や情報発信を行い、市民のどなたでも簡単に情報を得ることができるように進めていきます。

○自治会・町内会活動への支援

担当課／関係課	生活環境課
事業概要	各種補助金等の財政的支援のほか、自治会等の広域的な組織化等に向けた取組を含めサポートしています。
現状（成果・課題）	環境整備事業補助金、防犯街灯設置補助金、防犯街灯電気料補助金など、自治会向けの各種補助により、地域活動の活性化の一助となっているものと思われます。
今後の取組	これまでどおりに継続 世帯数が少ない小規模な自治会等にも有効に補助金を活用していただき、地域活動の活性化を図るための支援を行っていきます。

○活動機会の充実

担当課／関係課	生涯学習課
事業概要	地域福祉活動を促進するために、誰もが気軽に集まることができる機会の充実を図り、また、市民ふれあいプラザや各公民館等を利用した地域の拠点づくりを進めます。
現状（成果・課題）	市民ふれあいプラザや各公民館等は誰もが気軽に集まることができる施設となっています。
今後の取組	これまでどおりに継続 今後も継続して取り組んでいきます。

○自治会館の整備費助成

担当課／関係課	生活環境課
事業概要	自治会が自治会館の新築、改修、修繕等を行う場合に、予算の範囲内で補助金を交付します。補助金には、市補助金のほか、財産区が助成すると認めた場合に助成する、財産区分の補助金があります。
現状（成果・課題）	地域づくりの拠点施設となる自治会館の改修等に対する補助により、地域福祉活動の促進の一助となっています。
今後の取組	これまでどおりに継続 世帯数が少ない小規模な自治会等にも有効に補助金を活用していただき、地域活動の活性化を図るための支援を行っていきます。

○市街地巡回バスの運行

担当課／関係課	総合政策課
事業概要	障がいのある人や高齢者、運転免許証返納者など日常生活において移動が困難な交通弱者の移動手段を確保し、安心して豊かな生活を確保するため、公共交通の充実を図ります。
現状（成果・課題）	市街地循環バスは、令和元年度の運行以降、認知度が向上したことにより、年々利用者数が増加しており、買い物や通院などへの移動手段として重要な役割を果たしています。
今後の取組	内容を改善して継続 運行事業者や利用者からのヒアリングやアンケート等により、実態の把握に努めながら、運行ルートや運行時間・本数などの見直しを図り、利用者の利便性向上を図っていきます。

○デマンド型タクシーの運行

担当課／関係課	総合政策課
事業概要	障がいのある人や高齢者、運転免許証返納者など日常生活において移動が困難な交通弱者の移動手段を確保し、安心して豊かな生活を確保するため、公共交通の充実を図ります。
現状（成果・課題）	人口減少の進行によるさらなる利用者の減少と少子高齢化の進行に伴い、運転免許の返納や自家用車の運転を控える高齢者の増加が見込まれます。既存バス路線の減便・廃止も進んでいるため、交通空白地域を生じさせず、地域住民の移動手段の確保を図るための代替交通としてデマンド型乗合タクシー等の導入を行い、利用実態・ニーズに応じて随時見直しを図ってきています。 今後も、地域や利用者等の実態・ニーズに応じて、運行エリアや運行本数等について、随時見直しを図っていく必要があります。
今後の取組	内容を改善して継続 外出機会の創出や社会参加、交通弱者の移動手段として公共交通の重要度が高まる中で、交通空白地域を生じさせず、持続可能な交通サービスを提供するため、地域や利用者等の実態・ニーズ調査を踏まえて、新たな路線へのデマンド型乗合タクシー導入や既存デマンドの見直しを図り、利用者の利便性向上を図っていきます。

[社会福祉協議会の取組]

1) 地域福祉活動の推進

■サロン活動への職員派遣

事業概要	継続的なサロン活動への相談支援を行います。「出前講座」や「福祉講座」の依頼を積極的に受け入れます。地域に出向いて地域課題の解決に向けて一緒に考える機会を設けます。
現状（成果・課題）	介護保険、介護予防、認知症予防、ロコモ体操、レク指導、eスポーツ、後見制度、防災、共同募金等の様々なメニューを設定して講座を提供しました。
今後の取組	これまでどおりに継続 サロンは仲間づくりの場、地域の課題発見の場、介護予防の場としての期待が高まっていますが、世話人等の確保や企画運営の負担も生じます。引き続き、先進的な知識・技術等の最新情報を楽しく地域に提供しながら運営支援を展開します。

■サロン活動等助成事業

再掲

事業概要	自治会、町内会、地域のボランティア団体が実施する福祉活動への助成支援を行います。また、活動報告書を作成して活動状況の情報を共有します。
現状（成果・課題）	福祉活動を新規に始める地区もありますが、担い手不足により廃止になる地区もあり、全体的には横ばい状態となっています。
今後の取組	これまでどおりに継続 毎年、各自治会に事業周知のお便りや活動報告書を配布していますが、様々な媒体を通じて周知を図ります。新しい福祉メニューの提言をしたり、毎年、制度の見直しを図りながら活用しやすい制度になるよう努めます。また、自治会に限らず地域のボランティアで開催するサロンも引き続き支援していきます。

2) 住民活動への支援

■マイクロバス無料貸与

事業概要	マイクロバスを無料貸与して地域の福祉活動の促進を図ります。
現状（成果・課題）	多くの団体の福祉活動に活用していただきました。一方で貸出中の事故や破損、地域から苦情もありました。要項を改定し安全配慮項目を追加しました。
今後の取組	これまでどおりに継続 引き続き地域福祉を推進するための事業や活動のための貸し出しを実施します。ドライバーの運行前アルコールチェックや体調管理を徹底し安全な運行を支援します。耐用年数、走行距離を勘案しながらの事業継続となります。車両更新時期には補助金申請の可否も事業継続に影響してきます。

■レクリエーション用具無料貸与

事業概要	レクリエーション用具を無料貸与し地域の福祉活動の促進を図ります。
現状（成果・課題）	人気が高いレク用品は各地に配置し、ニーズに対応できるようにしました。大型のレク用品の貸し出し運搬について支援を要望する意見がありました。
今後の取組	これまでどおりに継続 地域でのサロン活動や世代間交流事業、介護予防事業、認知症予防事業などに約40種のレクリエーション用具を無料で貸し出しします。社協だけでなく、助成金を活用してレク用品を購入した団体でも貸し出しできるように体制を整え相互交流も推進していきます。

3) 交流の場づくり、交流の促進

■高齢者世帯等買物支援事業

事業概要	高齢者世帯の免許返納等で生じる買物弱者対策として移動手段を提供します。
現状（成果・課題）	各地区のニーズがあり提供範囲を全市に拡大しました。
今後の取組	内容（規模）を拡大して継続 支援対象者を明確にしながら、住民参加型の福祉サービスへの移行を検討するなど持続可能な事業として体制づくりを行います。

■きたきた希望の会

事業概要	「きたきた希望の会」を開催し、ひきこもり等の社会的孤立に陥っている方の集いの場を設け、社会参加を促進します。
現状（成果・課題）	以前は定期開催していましたが、最近の動向として、戸別訪問で対応するケースが多く、集いの場の活用段階まで至っていません。
今後の取組	これまでどおりに継続 利用者本人の意思決定を尊重しつつ、社会復帰の第一歩としての場の活用を促していきます。

再掲あり

■ほほえみ祝い金

事業概要	「ほほえみ祝い金」を継続し、民生委員・児童委員や自治会・町内会長が出生した方に対して出生祝いをお届けし、地域内のつながりを創出します。
現状（成果・課題）	民生委員が不在の地区に関しては職員が対応しています。祝金の額を増額して実施しました。引っ越し等でお渡しできなかったケースもありました。
今後の取組	これまでどおりに継続 共同募金を活用した支え合いの仕組みであること、地域全体での見守りの仕組みであることをお伝えしながら新生児を支えるネットワークをつくりま す。

4) 地域の課題解決能力の向上

■地域課題の情報交換

事業概要	複合的な課題に対して、専門機関と連携して解決するとともに、地域の課題について情報交換を行います。
現状（成果・課題）	経済的困窮者、社会的孤立者のほか、ヤングケアラー、文化・民族的マイノリティー、性的指向・性自認に基づくマイノリティーの方などが直面するいじめ、ハラスメントなど見えづらい地域課題に対する取組が後手になっています。
今後の取組	これまでどおりに継続 行政や自治会・町内会長、民生委員・児童委員、社会福祉法人をはじめ、企業や商工農の関係者等の福祉以外の分野の様々な機関と連携・協働を推進していくとともに、様々なイベントや企画、事業を通じて誰もが安心して暮らせるまちづくり、多様性のある地域共生社会づくりの啓蒙活動を強化していきます。

(2) バリアフリーの推進

[市の取組]

○公共施設のバリアフリー化の推進

担当課／関係課	福祉課、(関係する課・係等)
事業概要	公共施設のバリアフリー化や障がい者等用駐車場の普及や周知を行い、誰もが安心して暮らせる環境づくりを行います。 ※市道のバリアフリー化については当面計画がないので、今回の第3次地域福祉計画の対象外とします。
現状(成果・課題)	公園施設については、日常点検により安全性の向上に努めていますが、第1次計画で一部車いす用トイレの設置等進めたこともあり、さらなるバリアフリー化の推進には至っていません。 担当課だけでは推進できないため、全庁的な連携のもとに推進していくことが必要と考えられます。
今後の取組	内容を改善して継続 職員や公園維持管理受託者の日常点検による安全性の向上に努めます。 ハード面の整備は施設更新にあわせ実施していきます。 また、公共施設のバリアフリー化は全庁横断的な連携のもと、周知・推進に努めます。 公共施設のバリアフリー化については引き続き調査を行います。

○「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及

担当課／関係課	福祉課
事業概要	「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」、「心のバリアフリーハンドブック」の普及に取り組み、援助や配慮を必要としている人が暮らしやすい地域を目指します。
現状(成果・課題)	必要とする人に都度、配布できています。
今後の取組	これまでどおりに継続 対象となる方へは各種手続きの際にもあわせて案内します。また、マークを見て周囲の人が気づけるように周知していきます。

[社会福祉協議会の取組]

■車いす、スロープ、歩行器の無料貸与

事業概要	各学校の福祉活動から寄贈された車いす、スロープ、歩行器の無料貸与を行うとともに、促進するための情報提供を行います。
現状（成果・課題）	各センターに配置し適宜整備しながら一時的な利用へのニーズに対応しました。
今後の取組	これまでどおりに継続 冠婚葬祭や旅行、イベント等の外出の際に一時的（7日以内）に必要となる車いす等の貸し出しを継続します。また、整備・消毒等を行い適正な管理に努めます。

■福祉用具安心サポート事業（介護保険非適用者）

事業概要	介護保険非適用の方への福祉用具貸与を継続します。
現状（成果・課題）	介護保険における福祉用具レンタルは要介護度によって保険適用の用具が違います。きめ細かいニーズに対応できるよう体制を整備しました。
今後の取組	これまでどおりに継続 保険適用までのつなぎ支援としての機能を高めていきます。

■「社協だより」の音声吹き替え

事業概要	広報誌「社協だより」の音声吹き替えを行い、視覚障がいの方への無料提供を継続します。
現状（成果・課題）	音声吹き替えCDの利用者が減少しているため、市内の介護施設にも配布して利用を促進しました。
今後の取組	これまでどおりに継続 研修を通じて聞き取りやすい吹き替えを行うためのスキルを高めます。また、利用者ニーズの掘り起こしを行うとともに、施設入居者への利用提供を継続します。また、ホームページ上での公開に向けて準備を進めます。

■「声の広報」、手話サークル等のボランティア団体の支援

事業概要	「声の広報」や「点字広報」など、誰もが情報にアクセスできる暮らしを推進するため、ボランティア団体の活動を支援します。
現状（成果・課題）	共同募金の配分を活用して吹き替えを行う機器の購入やボランティア活動費の助成支援を行いました。音声吹き替えCDの利用者が減少しているため、市内の介護施設にも配布して利用を促進しました。
今後の取組	これまでどおりに継続 視覚に障害があり広報を読むのが困難な方のために記事の朗読をCDに吹き込み送付するサービスを継続します。また、チラシや社協ホームページ等を活用した情報発信に努め利用者増を目指します。

(3) 災害や犯罪に強い地域づくり

[市の取組]

○避難行動要支援者名簿の作成・配布

担当課／関係課	福祉課
事業概要	災害時に自力で避難することが困難で、とくに支援の必要な人を把握し、避難行動要支援者名簿を作成します。また、災害時に支援が必要な人の理解を得ながら、その状況を調査・把握し、対象者の同意のもとに社会福祉協議会、自治会・町内会や民生委員・児童委員、警察署、消防署等の関係機関・団体へ情報の提供を行います。
現状（成果・課題）	名簿の情報が最新ではなく、転入転出や状況変化（施設入所、要介護度、同居家族の有無等）の情報更新がなかなか追いつかない状況です。また、個人情報を提供するという不安から本人や家族の同意が得られず、名簿に記載されない場合もあります。 今後、地域の避難支援等関係者と連携し、名簿をどのように利活用するかが課題と考えられます。
今後の取組	内容を改善して継続 定期的な情報更新を含め、作成した名簿を有効活用できるように関係者へ周知し、理解を求めています。

○個別避難計画の作成

担当課／関係課	福祉課
事業概要	災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者一人ひとりの状況にあわせ、支援者、避難先、必要な拜領などを記載して個別避難計画の作成を進めるとともに、避難時における地域住民への協力をお願いしていきます。
現状（成果・課題）	個別避難計画の作成を介護支援事業所等に委託していますが、介護サービスを受けていない人や本人・家族の同意を得られない人の作成が進んでいない状況です。 また、避難行動要支援者名簿と同様に、作成した計画が実際の災害時に十分機能するか、訓練や定期的な見直しが十分に行われていない点が課題となります。
今後の取組	内容を改善して継続 本人や家族へ丁寧な説明を行い、理解と協力を得ながら、計画作成を段階的に進めていきます。 また、地域の支援体制づくりを進めるとともに、訓練や定期的な見直しを通じて、計画の実行性の向上に努めます。

○北秋田市防災マップや防災ラジオの配布

担当課／関係課	総務課
事業概要	北秋田市防災マップや防災ラジオなどを用いて、地域の防災力強化に努めます。
現状（成果・課題）	防災マップは初版及び第二版の全戸配布実施以降、窓口課所の協力を得て配布勧奨しているほか、防災講話等での啓発を行っています。 防災ラジオの普及に努めていますが、独居世帯の死去や転出、施設入所による返還が新規貸与数を上回る状況が発生しており、世帯普及率は横ばいの状況となっています。
今後の取組	これまでどおりに継続 中小河川を含む防災マップの更新が予定されており、更新版の配布・普及にあわせて、マップの活用方法や早期避難行動に関する理解促進を実施していきます。 防災情報は防災ラジオのほか、市公式LINE、防災メール等とあわせ、様々なツールにより発信していきます。 情報伝達手段の複数化・重層化による迅速・確実な情報伝達に努めていきます。

○空き家対策推進

担当課／関係課	生活環境課、建設課
事業概要	自治会等からの情報に基づき、管理不全な状態にある空家の所有者等に対し、適正な管理を求めています。また、空家バンク登録の促進により、適切な利活用の推進を図ります。
現状（成果・課題）	所有者等が不明であったり、適正管理を求める通知をしても、対処が進まないケースがみられます。
今後の取組	これまでどおりに継続 周辺の生活環境の保持を図るため、空家解体撤去補助金の周知・PRを図ります。

[社会福祉協議会の取組]

1) 災害対策の充実

再掲あり

■災害ボランティア事前登録ネットワーク

事業概要	市内の「災害ボランティア事前登録団体」、「災害ボランティア個人登録制度」のネットワーク拡大のため、企業や社会福祉法人との連携を強化します。
現状（成果・課題）	団体の事前登録だけでなく個人登録制度の運用を開始しました。
今後の取組	これまでどおりに継続 災害ボランティアバスの運行等、支援できる範囲でボランティア活動も併行して行っていきます。また、秋田県災害福祉支援センターが行う災害研修会への参加も促していきます。

■災害ボランティア団体研修会

事業概要	毎年、災害ボランティア団体研修会を開催し意識啓蒙に努めるとともに、災害時の連携体制を構築します。さらに県内で災害ボランティアセンターが立ち上がった際は活動支援を行いながら実践力を高めます。
現状（成果・課題）	災害研修会が隔年開催になっています。
今後の取組	これまでどおりに継続 今後は出前講座にも柔軟に対応していきます。

■災害ボランティアセンター設置

事業概要	大規模災害発生時には秋田県防災計画に基づき、秋田県災害福祉支援センターと連携して「災害ボランティアセンター」を設置、運営し、市民の復旧活動を支援します。
現状（成果・課題）	北秋田市と災害ボランティアセンターの設置、運営に関する協定を締結し有事の際の役割分担や費用負担を明確にしました。市内における大規模災害は未発生となっていますが、市外の他市町村で災害ボランティアセンターが開設された際は、災害ボランティアコーディネーターを派遣し運営を支援しました。
今後の取組	これまでどおりに継続 市との協定に基づき平素からの体制整備を実施します。また、関係機関と協働で運営を行う体制の構築に努めます。

■災害備品の管理

事業概要	災害復旧時のボランティアが使う災害備品をストックヤードで適切に保管、管理するとともに、地域内で有効活用できるようPRします。
現状（成果・課題）	保管備品の更新や補充、看板の架け替え等も行いました。
今後の取組	<p>これまでどおりに継続</p> <p>災害復旧時だけではなく、減災にも活用できるよう事前に備えが必要な際はストックヤードを開錠し誰でも活用できるようにしています。また、レスキューツールを各地区に配備し、災害発生時の共助による支援を促進しています。</p>

再掲

■災害研修会

事業概要	自治会・町内会向けの「災害研修会」を行い、災害時の支援体制や減災に向けた地域づくりを図ります。
現状（成果・課題）	社協も人材不足のため社協単体で災害ボランティアセンターを運営するのは困難になります。より多くの関係機関との協働が必要になります。
今後の取組	<p>これまでどおりに継続</p> <p>平常時から顔の見える関係づくりに努めるとともに、被災時の実践力を高めるため、多くの企業、団体、地域市民とともに共通理解を深めていきます。社協が中心となって、関係機関と連携し協働による災害ボランティアセンターの運営体制を構築します。地域のつながりづくりは、災害に備えた地域づくりと同義であることを様々な福祉活動を通じて周知を図っていきます。</p>

2) 地域の見守り体制の充実

再掲あり

■認知症高齢者等見守りネット事業

事業概要	認知症高齢者等が所在不明になった際は、事前に登録していただいている写真データ等を配信しながら迅速な発見につながるよう支援します。また、各関係機関と地域住民が協力して地域全体で見守るネットワークづくりを推進します。
現状（成果・課題）	毎年、春に登録利用者のスクリーニングを行いながら運用しています。一時所在不明になった方の関係者にも働きかけも行き登録を促進しました。市の方では「おでかけ安心シール」事業を行っていますが、それぞれのメリットを生かしながら併用を促していきます。
今後の取組	これまでどおりに継続 ご本人やご家族の同意を得て事前に写真データや徘徊可能性のある行き先情報等も登録します。写真データをネットワーク配信するため人物像を可視化しながら早期発見につなげることができます。また、未登録者であっても警察と連携しながら随時、情報発信を行い早期発見につなげます。

■高齢者世帯等防火指導

事業概要	消防署職員が同行して火災リスクが高い高齢者世帯等の防火指導を行います。
現状（成果・課題）	火災リスクが高い世帯はあるものの、訪問して指導してもらうことに対する抵抗感が強いように思われます。
今後の取組	これまでどおりに継続 痛ましい火災による高齢者の死亡事故を減らすため、関係機関、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、相談員を通じて事業を呼びかけるとともに、家族、ケアマネジャー、相談員等にも同行してもらい、受け入れしやすい環境で指導を行っていきます。また、本事業にあわせて共同募金の配分金を活用して火災報知器の無料設置を継続します。

■あんしん電話

事業概要	概ね 65 歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯、障がい手帳 1～2 級の交付を受けている世帯に緊急通報装置を貸与して、有事の際は迅速に消防や社協につなげます。
現状（成果・課題）	入院や入所等に伴い不在期間が長期化している世帯からの回収を進めました。誤報もありますが救急搬送につながったケースもありました。機器の耐用年数が経過していたり、利用者のニーズも複雑化してきております。
今後の取組	内容を改善して継続 今後は幅広いニーズに応じた仕組みを委託者である市とともに検討しつつ、事業を継続してまいります。

3) 除雪対策

■福祉の雪事業

事業概要	65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、身体障がい者等がいる世帯で、雪よせが自力では困難な世帯等に、除雪費用の助成を市が行います。社協では利用登録者からの発注に基づき除雪対応業者とのコーディネートを行います。
現状（成果・課題）	発注や支払いに関するトラブルにも対応しています。また、市内の除排雪に伴う苦情や近隣トラブルに関する相談を受けることもありました。
今後の取組	これまでどおりに継続 市から委託事業につき、効率のよいマッチングや事業継続について協議を行っていきます。また、地域の互助・福祉活動の一環で除雪作業を実施している自治会に対しては別途制度で助成支援をするなど後方支援を継続します。

■除雪ボランティア支援

事業概要	学校単位の除雪ボランティアと地域ニーズとのマッチングを行います。
現状（成果・課題）	学校側の移動距離等により対象世帯が固定化しています。
今後の取組	これまでどおりに継続 ボランティア活動を通じて社会貢献やコミュニティの強化、福祉意識の醸成につながるよう支援するとともに、福祉の雪事業を利用している世帯もあるため、不公平感が伴わないよう、ボランティアの受け入れ世帯の選定に関しては民生委員等の関係者と協議しながら実施してまいります。 市からの受託事業につき、事業継続については協議を行ってまいります。

再掲

■サロン活動等助成事業

事業概要	自治会、町内会、地域のボランティア団体が実施する福祉活動への助成支援を行います。また、活動報告書を作成して活動状況の情報を共有します。
現状（成果・課題）	福祉活動を新規に始める地区もありますが、担い手不足により廃止になる地区もあり、全体的には横ばい状態となっています。
今後の取組	これまでどおりに継続 毎年、各自治会に事業周知のお便りや活動報告書を配布していますが、様々な媒体を通じて周知を図ります。新しい福祉メニューの提言をしたり、毎年、制度の見直しを図りながら活用しやすい制度になるよう努めます。また、自治会に限らず地域のボランティアで開催するサロンも引き続き支援してまいります。

4) 警察と連携した防犯体制の強化

■警察との連携した地域安全活動

事業概要	熊出没情報、不審者情報、自殺未遂者支援、詐欺被害、行方不明者の捜索等の案件に対して、事故防止及び早期解決の観点から連携しながら地域安全活動を実施します。
現状（成果・課題）	警察からも認知症高齢者の行方不明事案が多くなっています。また、行政から全国の行方不明者情報の提供もあり関係者で情報を共有しています。また、孤独死等の対応もありました。
今後の取組	内容を改善して継続 メール配信やIT機器等を駆使しながら迅速な情報伝達、共有を行います。

基本目標3：支え合いの「しくみ」づくり

(1) 適切なサービスの提供と充実

[市の取組]

○福祉サービスの情報提供の充実

担当課／関係課	福祉課、高齢福祉課、医療健康課、こども課
事業概要	広報きたあきた、市ホームページ、市公式LINEアカウント事業等のSNS、窓口設置のサービス紹介パンフレット等を活用し、地域住民や事業者に対し、福祉サービス、保健、医療等の情報をわかりやすく周知します。
現状（成果・課題）	心身の健康に関する情報を載せた「健康ガイド」を全戸配布したほか、ホームページにも掲載しました。また、各月ごとの情報は広報に掲載して周知しています。 高齢者等に対しては「北秋田市在宅福祉サービス」のしおりをホームページに掲載し、サービスの周知を行いました。 障がいがある方に対しては「障がい福祉サービスのしおり」を配布し、サービスの周知を行いました 子育て家庭に対しては「きたあきたこども・子育てガイド」のホームページ掲載、市公式LINEアカウントでの周知、小学生と中学生のいる世帯へガイドの配布を行い、周知に努めました。
今後の取組	これまでどおりに継続 引き続き広報やホームページで周知を図るとともに、SNSも活用して情報提供を行っていきます。

○関係機関・団体との連携

担当課／関係課	福祉課、高齢福祉課、こども課、社会福祉協議会
事業概要	高齢者や障がい者など情報を入手することや手続きを行うことが難しい人に対して、訪問などの個々人の状況にあわせた適切な情報提供や近隣住民、自治会・町内会、民生委員・児童委員などの協力を求めた本人負担の少ない方法を模索します。 障がい児支援の充実と、保育所や児童発達支援事業所等との連携を図ります。また発達に心配のある幼児や医療的ケア児については、関係機関と連携した対応を図ります。
現状（成果・課題）	地域包括支援センターでは相談を受けた際に、相談内容に応じて関係機関等につなげ連携して支援しています。 発達に心配のあるこどもや障がいのあるこども、医療的ケアが必要なこどもを支援していく上で、関係機関とのさらなる連携が課題と考えられます。
今後の取組	内容を改善して継続 関係機関との情報共有を継続し、誰にでも支援できる体制を構築していきます。 発達に心配のあるこどもや障がいのあるこども、医療的ケアが必要なこどもを支援する上で、関係機関とさらなる連携を図り、こどもにあった支援を実施していきます。

○各福祉分野の部門別計画に沿ったサービスの提供

担当課／関係課	福祉課、高齢福祉課、こども課
事業概要	高齢、介護、障がい、子育て等の各福祉分野のそれぞれの計画に基づき、市の関係機関、団体等と連携し、必要な福祉サービスを計画的に提供します。
現状（成果・課題）	「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（R6～8年度）」 「北秋田市こども計画（令和7～11年度）」 「第2次地域福祉計画・第2次地域福祉活動計画（R3～7年度）」 「第4次障がい者計画（R6～11年度）、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（R6～8年度）」 といった各福祉分野の部門別計画に沿って、市の関係部署や各関係機関と連携を図りながら、それぞれの計画の対象者に対してサービスの提供を行っています。
今後の取組	内容を改善して継続 対象事業に応じて、市の関係部署と連携強化を図りながら事業を実施していきます。

[社会福祉協議会の取組]

1) 介護保険外サービス体制

■自費訪問介護事業（介護保険非該当者）

事業概要	冠婚葬祭や行事への同行介助、買い物や外食などへの外出、入院中の一時外泊の介護等、介護保険では対象とならない訪問介護サービスを提供します。
現状（成果・課題）	家族形態の変容により家族介護力が低下しており、介護保険では該当にならないニーズも増加しています。
今後の取組	これまでどおりに継続 公的な介護保険では対応できない「その人らしい生活を続けるためのあとひと押し」のサービスとして、また、柔軟に隙間を埋めるサービスとして継続していきます。

■外出支援サービス

事業概要	65歳以上の方で、歩行が困難でストレッチャーや車いすが常時必要な高齢者や障がい者（児）等で公共の交通機関の利用が困難な状態の方の、通院・外出等の送迎を支援します。
現状（成果・課題）	市からの委託事業となっていますが継続実施に向けた体制維持が課題となっています。
今後の取組	これまでどおりに継続 外出支援サービス（受託事業）を適正に運営しながら今後のあり方について行政と連携して検討を進めます。市から受託事業のため事業継続については協議して進めていきます。

■家族介護用品支給事業

事業概要	要介護認定が要介護4または5に認定されている在宅の65歳以上の高齢者で、市民税非課税世帯に対し介護用品を支給します。社協では利用世帯からの希望に基づき限度額の範囲内でお届けしています。
現状（成果・課題）	市からの委託事業となっていますが継続実施に向けた体制維持が課題となっています。
今後の取組	これまでどおりに継続 家族介護用品支給事業（受託事業）を適正に運営しながら今後のあり方について行政と連携して検討を進めます。

2) 生活困難者支援体制

■食の自立支援事業

事業概要	概ね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯、心身の障がいや傷病等の理由により調理が困難な方に食事を提供します。
現状（成果・課題）	社協では、ハード面のほか人材不足の影響もあり対応可能な食数が決まっており、新規受け入れを中止した時期もありました。 たかのす福祉公社のフードセンターでは、真空パック形式からお弁当形式へ提供方法を変更しました。また、希望に応じて刻み食やソフト食などの介護食の提供を継続しました。
今後の取組	これまでどおりに継続 市から受託事業のため事業継続については協議を行っていきます。

■日常生活自立支援事業

事業概要	認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力に不安のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行います。
現状（成果・課題）	利用者本人、市社協、県社協との三者で契約の上サービス提供を行います。不正防止のため県社協による実地指導があります。また、全国一律、かつ、内部けん制機能を義務付けられたサービス提供になりますので適用範囲に制限があります。
今後の取組	これまでどおりに継続 安心かつ信頼性の高いサービス提供を行うとともに、認知症等の進行により判断力がさらに低下し契約行為ができない場合には成年後見制度に移行支援を行っていきます。

■法人後見制度の実施

事業概要	後見制度の担い手不足に対して地域ニーズに対応するため法人後見を実施します。多職種連携によるチーム支援、負担分散、組織力を活用した継続支援を行います。
現状（成果・課題）	当地域の後見ニーズに対して専門職後見人が不足しています。今後、さらにニーズの増加が見込まれます。
今後の取組	これまでどおりに継続 チームによる支援等、法人後見ならではの有用性を高めながら裁判所からの要請に応じて受任件数を増やしていきます。また、市民後見人の育成や地域内の社会福祉法人にも法人後見実施を呼びかけ地域全体の権利擁護体制を強化していきます。

■食糧支援（フードバンク）

事業概要	コープフードバンクをはじめ市内企業との連携を拡大しながら食料品の寄付を受け付け、必要な世帯に対して一時的な食糧支援を行います。
現状（成果・課題）	コープフードバンクや市内の社会福祉法人からの寄付のほか、コンビニエンスストアとも協定を締結しました。
今後の取組	これまでどおりに継続 食品ロスを防ぎ、生活困窮者に食を提供する地域の支え合いシステムとしての意義を高めていきます。また、地域の法人間連携、他業種連携を促進していきます。

■生活福祉資金貸付事業、たすけあい資金貸付制度

事業概要	「生活福祉資金貸付事業」（秋田県社会福祉協議会からの受託事業）や「たすけあい資金貸付制度」の相談窓口を設置して資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより経済的な自立や生活再建に向けた自立支援を促進します。
現状（成果・課題）	多額負債等、本制度が自立支援につながらない場合は、他の制度につなげられるよう関係機関と連携しながら支援を展開しました。
今後の取組	これまでどおりに継続 引き続き低所得世帯など経済的支援を必要とする世帯の自立支援につながるよう制度の情報を提供していくとともに、利用世帯に対する自立支援を行います。また、滞納世帯に対しては償還指導と併行しながら生活の立て直しを支援します。

(2) 情報提供と相談支援体制の充実

[市の取組]

○広報きたあきたや市ホームページの活用

担当課／関係課	福祉課、高齢福祉課、医療健康課、こども課
事業概要	相談支援体制を市の広報やホームページ等の各種媒体を利用して、広くわかりやすい形で地域住民等に周知します。
現状（成果・課題）	市公式LINEアカウントやホームページ等により相談窓口の周知を図るとともに、幅広い年齢層に対し、健康ガイドやホームページ、広報等を活用して心身の健康に関する情報・相談先を周知しています。 ホームページやリーフレットにて相談先を周知したことで、地域包括支援センターの相談対応件数が増加しており、相談先として広く知られているものと思われます。
今後の取組	内容（規模）を拡大して継続 地域包括支援センターが、民生委員定例会や地域住民の集まり等に参加することで、センターの周知に努めていきます。 対象者の特性を理解し、見やすくわかりやすい表現であるかを意識しながら健康ガイドや広報、ホームページ、SNSを活用していきます。 引き続き広報やホームページで周知を図り、SNSも活用するとともに、市公式LINEアカウント等により相談窓口の周知を図っていきます。

○相談窓口の充実

担当課／関係課	福祉課、高齢福祉課、医療健康課、こども課
事業概要	身近な相談先として、「基幹相談支援センター」、「地域包括支援センター」、「こども家庭センター」などの各分野の相談窓口において市民の相談に応じながら、相談内容に応じて関係する部署や関係機関と連携し、必要なサービスが受けられるよう総合的な対応に努めるとともに、複数の窓口での手続きが必要な場合等、相談者の負担に配慮しながらわかりやすい窓口対応に努めます。
現状（成果・課題）	地域包括支援センターでは相談を受けた際に、相談内容に応じて関係機関等につなげ連携して支援しています。 保健センターには「どこに相談したらよいかわからない」と来所される方も多くいることから、保健センターが市民の身近な相談先として認識され、機能していると考えられます。 相談者に寄り添い、プライバシーに配慮した対応を行っているほか、多様化する相談内容に対応するための知識の習得と、相談しやすい環境づくりに努めています。 基幹相談支援センターと密に情報共有しながら相談対応にあたっています。
今後の取組	これまでどおりに継続 関係機関との情報共有を継続し、誰にでも支援できる体制を構築するとともに、切れ目のない支援ができる体制の構築を図ります。 基幹相談支援センターだけでなく、関連する機関とも情報共有を行い、スムーズな支援ができるようにします。 相談内容の多様化・複雑化に対応するため、知識の習得に努め、相談対応の向上を図ります。

○相談支援体制の連携強化

担当課／関係課	福祉課、高齢福祉課、医療健康課、こども課
事業概要	身近な相談先として、「基幹相談支援センター」、「地域包括支援センター」、「こども家庭センター」などの各分野の相談窓口において市民の相談に応じながら、相談内容に応じて関係する部署や関係機関と連携し、必要なサービスが受けられるよう総合的な対応に努めるとともに、複数の窓口での手続きが必要な場合等、相談者の負担に配慮しながらわかりやすい窓口対応に努めます。
現状（成果・課題）	基幹相談支援センターと密に情報共有しながら相談対応にあたっています。地域包括支援センターでは相談を受けた際に、相談内容に応じて関係機関等につなげ連携して支援しています。 相談者が混乱せずスムーズに必要なサービスが受けられるよう、関係機関との連絡調整を密に行い介入を行っています。また、相談先がわからずに来所される方については、その情報を明示した上で関係機関への情報提供を行い、適切な相談先へとつないでいます。 課題としては、連携先での事業の把握不足等が考えられます。相談者に無駄足を踏ませたケースもあったため、各部署内での事業把握を徹底するよう努めていきます。 こども家庭センターと関係機関が必要に応じて早期に情報共有を図り、役割分担をしながら適切な支援につなげています。一方で、ヤングケアラーや困難を抱える女性など、多様な支援ニーズに対応するため、さらなる連携体制の強化が求められています。
今後の取組	これまでどおりに継続 関係機関との情報共有を継続し、誰もが必要な支援を受けられる体制を構築していきます。 ヤングケアラーや困難を抱える女性についても、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制の構築に努めます。基幹相談支援センターだけでなく、関連する機関とも情報共有を行い、スムーズな支援ができるようにしていきます。

○生活困窮者自立相談支援事業等

担当課／関係課	福祉課、社会福祉協議会
事業概要	生活困窮者が、社会的に自立し安心して暮らしていけるよう、各機関・団体等と連携し必要な支援を包括的に行います。
現状（成果・課題）	支援調整会議を定期的開催し、個々のケースに各分野の情報を持ち寄り、必要な支援を行うことができました。
今後の取組	これまでどおりに継続 支援調整会議等を通じて関係機関と情報共有や連携を図りながら必要な支援へつなぎます。

[社会福祉協議会の取組]

■ふくしの総合相談窓口

事業概要	複雑化したニーズに対応するため、多機関協働、包括的な支援体制を構築して相談に対応しています。
現状（成果・課題）	地域包括支援センターやくらし相談センターが中核となってプランやモニタリングを行いながら支援の方向性を定めています。
今後の取組	これまでどおりに継続 アウトリーチ等を通じた継続的な支援を行いながら解決へのプロセスを相談者と一緒に考えていきます。

■無料法律相談会

事業概要	無料法律相談会（受託事業）を2か月ごとに開設しています。
現状（成果・課題）	1日に7組（1回30分間）ではあるものの弁護士不在地域のためニーズがあります。最近は相続問題の相談が増加しています。社協だよりの他、広報にも掲載して呼びかけを行いました。
今後の取組	これまでどおりに継続 社協だよりのほか市の広報でも案内しながら継続して開催します。2か月に1回開催のため、急を要する場合は秋田弁護士会や法テラス等を紹介します。

■くらし相談センター

事業概要	生活困窮者自立支援法に基づく「くらし相談センター」（受託事業）窓口を設置し経済的困窮をはじめ、自殺、依存症、ひきこもり等の社会的孤立や複合的な課題解決に向けて各関係機関と連携して取り組み、自立を支援します。
現状（成果・課題）	巡回相談会を月に1回設定していますが相談ケースが少ないため地域関係者と連携しながらニーズの掘り起こしをする必要があります。
今後の取組	これまでどおりに継続 「仕事につけない」、「経済的に困窮している」、「社会に出るのが不安」、「ゴミ屋敷に住んでいるようだ」など様々な困難の中で生活に困窮している方に対して包括的に支援を行う窓口になっています。本人にたどりつけない潜在化したニーズもあるため、アウトリーチを基本として家族支援も展開しながらのアプローチを継続します。

再掲

■広報誌「社協だより」発行

事業概要	広報誌「社協だより」発行やホームページ、SNSを活用して地域の福祉情報の提供や意識啓蒙に努めます。
現状（成果・課題）	職員体制により一時的に発行回数を減らしました。SNSによる動画配信を開始しました。
今後の取組	内容（規模）を拡大して継続 福祉全般に関する情報提供、活動報告及び共同募金運動に関する情報を地域住民に提供し福祉意識の啓発を行っていきます。職員体制が整ったため年4回発行へ回数を増やしていきます。

再掲

■きたきた希望の会

事業概要	「きたきた希望の会」を開催し、ひきこもり等の社会的孤立に陥っている方の集いの場を設け、社会参加を促進します。
現状（成果・課題）	以前は定期開催していましたが、最近の動向として、戸別訪問で対応するケースが多く、集いの場の活用段階まで至っていません。
今後の取組	これまでどおりに継続 利用者本人の意思決定を尊重しつつ、社会復帰の第一歩としての場の活用を促していきます。

(3) 支え合いネットワークの連携強化

[市の取組]

○福祉ネットワークの形成

担当課／関係課	福祉課、高齢福祉課、こども課、医療健康課、社会福祉協議会
事業概要	地域で孤立する高齢者の問題や、地域住民が抱える病気や障がい、その他生活のしづらさに周囲が気づき、行政サービス等へ早期の段階でつなげられるよう、自治会・町内会、民生委員・児童委員といった関係団体や社会福祉協議会等の関係機関と協力しながら福祉ネットワークの形成を推進します。
現状（成果・課題）	地域包括支援センターでは相談を受けた際に、相談内容に応じて関係機関等につなげ連携して支援しています。 関係機関等と早期に情報共有を図り、必要な支援につなげるほか、状況に応じて、民生委員等の地域の見守りといった協力を得ることができています。
今後の取組	これまでどおりに継続 関係機関との情報共有を継続し、地域で支援や見守りを必要とする方やひきこもり状態にある方等も含め、誰にでも支援できる体制を構築します。

再掲

○民生委員・児童委員の活動支援

担当課／関係課	福祉課
事業概要	高齢者や障がい者、子育て世帯等の見守りや相談・訪問活動など、地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の地域での活動の周知を図るとともに、研修や情報提供の充実を行い、活動を支援します。
現状（成果・課題）	各地区の定例会や研修に出席し、連絡調整や情報交換を行い、地域課題の検討を行ってきましたが、認知度の低さと委員の「なりて」不足が課題となっています。
今後の取組	内容を改善して継続 地域課題や問題が複雑化する中で、さらなる活動の強化が求められるため、引き続き研修や情報提供の充実を図り、委員活動を支援していきます。 また、関係機関と連携し、欠員地区の解消に努めます。

[社会福祉協議会の取組]

■各種ネットワーク会議への参画

事業概要	北秋田市総合計画等策定審議会、北秋田市マスタープラン策定委員会、北秋田市支え合い推進会議、秋田県地域医療構想調整会議、北秋田市高齢者福祉事業運営委員会、北秋田市空家等対策協議会、北秋田市自殺予防対策各種会議等の会議に参画しています。
現状（成果・課題）	所属職員の中から識見を有する者を人選し各種会議に参画しました。
今後の取組	これまでどおりに継続 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進を図るため、分野の枠を越えた幅広い地域連携が必要不可欠です。引き続き多くの会議や協議に参加し、重層的に連携・協働を深め多様な実践を展開していきます。

■民生委員・児童委員協議会との連携

事業概要	民生委員・児童委員は地域の見守り役として、地域住民の身近な相談相手として、また専門機関へのつなぎ役としての活動を期待されています。社協は地域福祉を推進する使命を担っているため、その職責を果たすためには民生委員・児童委員との日頃からの連携が不可欠です。
現状（成果・課題）	災害発生時の被災状況の情報共有、孤独死等の対応、各種福祉サービスへのつなぎ、福祉貸付や生活困窮者世帯の見守り、地域内ボランティア活動の調整、虐待やDV等の情報共有、権利擁護支援や認知症ネットワークへの参画、新生児の祝金支給等々、地域生活の困りごとや相談に対して民生委員・児童委員とタイアップしながら支援を行いました。
今後の取組	これまでどおりに継続 定例会や研修会への参加をはじめ、相談ケースとしてのつなぎ先として、また、社協の地域福祉事業の協働先として密接な連携を継続していきます。

再掲

■認知症高齢者等見守りネット事業

事業概要	認知症高齢者等が所在不明になった際は、事前に登録していただいている写真データ等を配信しながら迅速な発見につながるよう支援します。また、各関係機関と地域住民が協力して地域全体で見守るネットワークづくりを推進します。
現状（成果・課題）	毎年、春に登録利用者のスクリーニングを行いながら運用しています。一時所在不明になった方の関係者にも働きかけを行い登録を促進しました。市の方では「おでかけ安心シール」事業を行っていますが、それぞれのメリットを生かしながら併用を促していきます。
今後の取組	これまでどおりに継続 ご本人やご家族の同意を得て事前に写真データや徘徊可能性のある行き先情報等も登録します。写真データをネットワーク配信するため人物像を可視化しながら早期発見につなげることができます。また、未登録者であっても警察と連携しながら随時、情報発信を行い早期発見につなげます。

再掲

■災害ボランティア事前登録ネットワーク

事業概要	市内の「災害ボランティア事前登録団体」、「災害ボランティア個人登録制度」のネットワーク拡大のため、企業や社会福祉法人との連携を強化します。
現状（成果・課題）	団体の事前登録だけでなく個人登録制度の運用を開始しました。
今後の取組	これまでどおりに継続 災害ボランティアバスの運行等、支援できる範囲でボランティア活動も併行して行っています。

関連計画1：成年後見制度利用促進基本計画

(1) 計画の基本的事項

1) 計画策定の趣旨・目的

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守り、生活や財産を法的に支援する制度です。

認知症高齢者の増加等に伴い、認知症高齢者及び障がいのある人の意思決定支援の重要性が高まる中、判断能力が十分でなくても、人としての尊厳が損なわれることなく、その人らしく暮らし続けていくことを支援する成年後見制度は重要な役割を果たすものと考えられます。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況といえます。

こうした中、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」では、市町村は、国の定める「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

これらを踏まえ、支援が必要な人を適切に成年後見制度へつなぎ、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、「北秋田市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

2) 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく本市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画です。

<成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条第1項>

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3) 計画の期間

「北秋田市第3次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画」（令和8～12年度）と計画期間を同じものとします。

(2) 計画の基本方針

1) 成年後見制度の概要

①成年後見制度を利用する人

判断能力が不十分で、ひとりで決めることに不安のある方。
または、将来、判断能力が低下したときの不安がある方。

②制度の種類

成年後見制度には、2つの種類があり、制度を利用する人の状態によって、どちらの制度を利用するかを判断します。

1 任意後見制度

ひとりで決められるうちに、認知症や障がいの場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。自分らしい生き方を自ら決めることができます。

2 法定後見制度

ご本人がひとりで決めることが心配になったとき、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。「補助」、「保佐」、「後見」の3つの種類（類型）が用意されています。

	補助	保佐	後見
対象者	重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方	重要な手続・契約などを、ひとりで決めることが心配な方	多くの手続・契約などを、ひとりで決めることが難しい方
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法第13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

③成年後見人等のなり手

成年後見人は、成年後見制度を利用する人の家族や親せきのほか、福祉の専門家や法律の専門家(専門職)などがなります。専門的な勉強をしたあなたの地域の人(市民後見人)や、後見をしてくれる団体(法人後見)などがなることもあります。

1 家族や親せき

2 専門職

弁護士や司法書士、社会福祉士等

3 市民後見人

弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の住民による成年後見人等であり、市区町村等の支援を受けて後見業務を適正に担います。住民目線で本人に寄り添った、きめ細やかなサポートができる強みがあり、新たな担い手として重要視されています。

4 法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいいます。

権利擁護や福祉・法律の知識や技術を持った法人が、成年後見制度の担い手として活動することは、適切な支援ができるというだけではなく、自らが持つネットワークの知見や情報を活用し、素早い対応につなげることや、今まで支援してきた人が何らかの理由で支援できなくなった場合に、すぐに代替りの人を選んで支援を引き継いでもらえるというメリットがあります。

④優先的に取り組むべき事項

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度を必要とする人が利用しやすくするために、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の推進を優先的に取り組むべき事項として挙げています。

1 市長申立ての実施

市長申立てに関する事務については、迅速に処理できる体制を整備するとともに、虐待案件及び身寄りのない人または身寄りに頼れない人への適切な支援を実施することとされています。

2 成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度利用支援事業は、低所得の高齢者や障がいのある人に対して申立費用や成年後見人に対する報酬を助成するもので、その推進が求められています。

2) 制度の利用促進の方向性

成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、利用者がメリットを実感できるように成年後見制度を総合的かつ計画的に推進します。

また、今後、国から新たな施策や方針が示された場合でも柔軟に対応し、認知症等の高齢者をはじめ、権利行使に不安のある成年者の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、社会福祉協議会や関係機関との連絡調整を図りながら、制度の周知と利用促進を図ります。

(3) 主な取組

[市の取組]

○北秋田市成年後見制度利用促進計画の策定

担当課／関係課	福祉課、高齢福祉課
事業概要	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度等、権利擁護制度の周知や利用を図るとともに、権利擁護体制の整備に取り組みます。
現状（成果・課題）	「第2次地域福祉計画・第2次地域福祉活動計画（R3～7年度）」内で計画を策定しています。
今後の取組	これまでどおりに継続 今後も「第3次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画」の中で「北秋田市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、計画に基づき事業を実施していきます。

[社会福祉協議会の取組]

■権利擁護や他事業との連携

事業概要	高齢者の詐欺被害、虐待等による権利侵害防止に向けて、消費生活支援センター、警察、各相談事業所、地域包括支援センターとも連携して相談に応じるとともに、注意喚起情報を提供します。
現状（成果・課題）	障がい分野、高齢分野では横断的に多職種が連携しながら支援を展開しています。
今後の取組	内容を改善して継続 判断力低下によるリスクや課題を多くの方と共有しておくことで、早い段階から意思決定しておくことの大切さに気づき様々な権利擁護サービスを検討することが可能になります。福祉分野に限らず、金融機関や警察等とも連携しながら権利擁護支援体制を構築します。身寄りのない高齢者支援事業について法改正の検討が進められています。地域ニーズに照らしながら持続可能な仕組みとなるよう関係機関と協議しながら実施を検討します。

■成年後見セミナー

事業概要	成年後見に関する市民講座を開催します。
現状（成果・課題）	依頼を受けて出前講座を実施していますが、地域全体の研修会も必要と考えられます。
今後の取組	これまでどおりに継続 研修会を開催し、成年後見制度を中心に権利擁護サービスに関する情報を周知し、地域市民が制度を利用するための広報活動を行います。また、専門職や関係機関との協力体制を構築していきます。

■成年後見支援センター

事業概要	第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき令和5年に中核機関として開設し、成年後見制度の啓蒙活動、相談窓口、申立支援、後見人支援機能の充実を図ります。
現状（成果・課題）	相談件数は年々増加しており、とくに障がい者施設やその利用者ご家族、先住地行政からの相談が多くなっています。地域ニーズに対して受任候補者が少なく受任者調整が難航するケースもあります。
今後の取組	<p>これまでどおりに継続</p> <p>相談者の様々なニーズに対応できるよう弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職や行政機関と連携しながら総合窓口としての機能を高めます。また、手続きが煩雑な申立書類の作成支援を実施し適切な後見人等が選任されるよう対応します。さらに、地域で活躍する後見人を支援し、チームで被後見人等を見守る体制づくりを行います。当地域のニーズに対して担い手確保が急務になっています。引き続き、市民後見人の育成や法人後見登録団体への働きかけを行っていきます。</p>

第5章:計画の推進体制

1. 計画推進の考え方

計画推進にあたっては、地域住民をはじめ、地域、福祉団体、事業者等の参画や協力のもと、市と社協が連携しながら、計画に記載された施策や事業に取り組んでいきます。とくに、地域福祉計画と地域福祉活動計画は、福祉の両輪として、それぞれ必要な部分を補完しあいながら、整合性を持った施策・事業の推進が求められることから、緊密な連携を図っていきます。

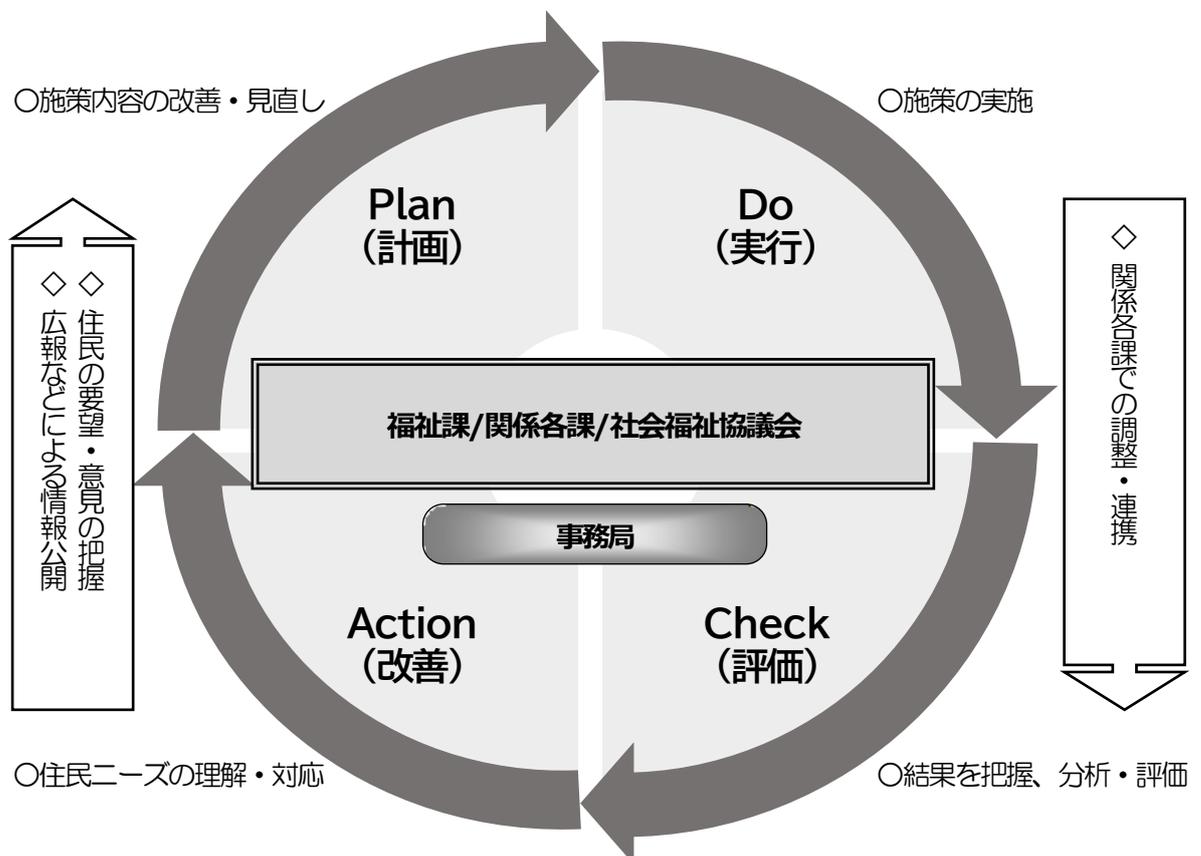
地域福祉に関わる課題や問題は、福祉、保健、医療、教育、住民活動、まちづくり等、多岐にわたり、市の多くの部署が関係することから、それらの課題等について、庁内において共有し解決に向けて連携を図ります。また、制度の狭間や複合的な課題などにも対応できるような、多機関等による包括的な相談支援体制の構築・強化に努めながら計画の推進にあたります。

2. 計画の推進体制

(1) 推進体制

庁内関係課及び社会福祉協議会において定期的に進捗状況の確認を行うとともに、計画の中間年を目安に、これまでの取組の進捗状況の評価や総括、新たな課題への対応方針などについて検討を行い、計画期間中に計画の大幅な変更が必要な場合には、計画の見直しについても協議していきます。

また、計画の最終年度には本計画の進捗について総合的な総括を行うとともに、計画の改訂に向けた検討を行います。



(2) 計画推進における留意点

○ 計画の周知

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが地域のことに関心をもち、できることから地域の中で主体的に活動することが重要となります。

そして、一人ひとりの活動や地域の取組を支援し、個人や地域では対応できない課題へ行政が対応するために本計画を推進します。

そのため、本計画について、より多くの住民に知ってもらい、地域福祉推進の趣旨を踏まえて、個人や地域の取組が活発に行われるように計画の周知に努めます。

○ 社会福祉協議会との緊密な連携体制の構築

地域福祉は社会福祉協議会と一体的に推進することから、定期的に社会福祉協議会との協議を行い、地域の生活課題や取組の状況などについて情報共有を図り、緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

3. 計画の進捗評価

地域福祉の推進のための施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど多岐にわたっており、幅広い住民の参画を得ながら、住民目線で計画の進捗を評価し、住民が日々直面する生活課題に対応できるように必要に応じて取組の見直し・修正を円滑に行うことができる体制の整備が求められます。

そこで、地域関係者、関係各課、社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行うことを視野に、効果的な計画の推進を図ります。

評価・点検に際しては進捗評価シート等を事業ごとに作成し、事業の担当課に照会することで評価を行います。

計画に記載している事業の進捗について、定期的に事業ごとの実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取組内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

＜進捗評価シートの記入イメージ＞

事業名	●●事業
担当課/関係課	●●課
事業の実施状況	① 実施している 2. 今後実施する予定 3. 未実施 4. 新規事業
事業の進捗評価	1. 100% (予定通り) 2. 80-100% (概ね予定通り) ③ 60-80% (やや予定した内容に満たない) 4. 40-60% (予定の半分程度) 5. 40%未満 (あまり進んでいない)
事業実施による成果	本事業を実施することにより、住民の地域福祉に対する関心を深め、地域の諸活動に参加する人を増やすことにつながっている。
事業に関わる問題点・課題	事業の参加者が固定化しており、新たに参加する人が少ない状況にあるため、事業の周知や利用方法に改善の余地があると思われる。
今後の方向性	1. 内容(規模)を拡大して継続 2. これまで通りに継続 ③ 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止
今後の取組内容	事業の周知を強化していくとともに、より多くの人が参加しやすいように、開催方法や開催時期などについて、見直しを図っていく。

1. 計画の策定経過

本計画の策定にあたっては、市民アンケート（意識調査）の実施により、地域福祉推進に向けた諸課題や市民の意識やニーズを把握するとともに、庁内関係各課や社会福祉協議会に対する進捗確認を行うことで、これまでの取組の総括と今後の取組の方向性の確認を行い、総合的な検証を行った上で計画づくりを進めてきました。

また、アンケート調査結果や進捗評価の結果、計画書（素案、最終案）については北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会において確認・検討をしていただき、各委員のお立場からのご意見を頂戴しながら、計画書に反映させていきながらとりまとめを行ってきました。

なお、計画書についてはパブリックコメントを実施することで広く市民に周知を図るとともに、意見募集の機会を設けました。

開催時期		内容
令和7年	8月18日～9月5日	市民アンケート（意識調査）の実施 18歳以上・2,000人対象
	11月19日	第1回策定委員会 ・第2次計画の進捗評価 ・市民アンケート結果報告 ・策定スケジュールについて
令和8年	1月16日	第2回策定委員会 ・計画骨子・素案の検討
	2月4日～2月24日	パブリックコメントの実施
	3月12日	第3回策定委員会 ・パブリックコメントの結果報告 ・第3次計画（最終案）の承認 ・第2次計画の評価
	3月24日	市長への策定報告 ・石川会長、中村副委員長、事務局（3名出席）

2. 策定委員会設置要綱

北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づく、北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定・評価にあたり、地域福祉の推進について広く市民の意見を求め、総合的に計画を策定・評価するため、北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 調査、分析、及び評価に関すること。
- (3) その他、計画策定・評価のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を運営する者
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。ただし、任期中において委員の交代があった場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課地域障がい福祉係において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(最初の会議の招集)

- 2 この要綱による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

- 3 この要綱は、令和8年3月31日をもって、その効力を失う。

3. 策定委員会委員名簿

北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No.	部門	所属団体・職名	氏名	備考
1	地域	北秋田市鷹巣民生委員児童委員協議会 会長	柏木 清一	
2	地域	北秋田市合川民生委員児童委員協議会 会長	松橋 勝美	
3	地域	北秋田市森吉民生委員児童委員協議会 会長	北林 明美	
4	地域	北秋田市阿仁民生委員児童委員協議会 副会長	佐藤 千津	
5	地域	北秋田市鷹巣地区自治会長会 会長	石川 仁司	会長
6	地域	北秋田市合川地区自治会長会 会長	藤嶋 一夫	(~R8.3.12)
			米倉 一之	(R8.3.12~)
7	地域	北秋田市森吉地区自治会長会 会長	春日 俊克	
8	地域	北秋田市阿仁地区自治会長会 会長	柴田 明弘	
9	地域代表	北秋田市連合婦人会 会長	松橋 セツ子	
10	地域代表	北秋田市老人クラブ連合会 会長	伊東 雅晴	
11	学識経験者	鷹巣中学校 校長	山田 理	
12	障害者団体等	身体障害者協会 副会長	飛澤 悦子	
13	福祉保健事業	認定こども園しゃろーむ 園長	小塚 光子	
14	福祉保健事業	障害者生活支援センターささえ 管理者	中村 智子	副会長
15	福祉保健事業	介護老人保健施設もりよし荘 地域支援課長	三浦 孝	
16	福祉保健事業	障害者就労支援施設フードセンターたかのす 施設長	近藤 テイ子	
17	福祉保健事業	ショートステイ北欧の杜 管理者	伊藤 芙美子	
18	福祉保健事業	NPO法人ハッピーデリバリー 理事長	佐藤 義継	

北秋田市
第3次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画

令和8年3月

編集	北秋田市健康福祉部福祉課 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号 (TEL)0186-62-6637
	社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会 〒018-3312 秋田県北秋田市花園町16番1号 (TEL)0186-69-8025